

令和7年12月

# 指宿市議会会議録

第4回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 令和7年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月25日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第71号～議案第78号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第95号～議案第112号一括上程	17
提案理由説明	17
議案第95号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	28
議案第96号～議案第112号（質疑，委員会付託）	31
散 会	32
12月11日	
議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	33
地方自治法第121条の規定による出席者	33
職務のため出席した事務局職員	34
開 議	35
会議録署名議員の指名	35
一般質問	35
新宮領 實 議員	35
1. 市政運営について	
2. 指宿温泉まちづくり公社について	

松 下 知 恵 議員 .....	56
1. 子ども読書活動について	
吉 村 重 則 議員 .....	68
1. 国保税について	
2. 子ども支援について	
3. 不登校児童・生徒への支援について	
4. 補聴器について	
新川床 金 春 議員 .....	80
1. 子育て支援策について	
2. 魚見岳の整備について	
3. 浸水対策について	
4. 行財政改革について	
前 原 五 男 議員 .....	97
1. 財政運営について	
2. 公共施設の修繕について	
延 会 .....	108

12月12日

議事日程 .....	109
本日の会議に付した事件 .....	109
出席議員 .....	109
欠席議員 .....	109
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	109
職務のため出席した事務局職員 .....	110
開 議 .....	111
会議録署名議員の指名 .....	111
一般質問 .....	111
前之園 正 和 議員 .....	111
1. 行政における個人情報の保護について	
2. 平和の取り組みについて	
3. 市民のくらしを守る視点で見た任期中の総括について	
山 本 敏 勝 議員 .....	123
1. 市営陸上競技場について	
2. 在宅医療・介護連携推進事業について	

高 田 ちよ子 議員 .....	132
1. 安心・安全な生活のために	
2. 高齢者支援について	
3. いじめ・不登校への支援について	
田 中 健 一 議員 .....	143
1. 県道28号岩本開聞線について	
2. 国民宿舎かいもん荘跡地について	
散 会 .....	149

12月19日

議事日程 .....	150
本日の会議に付した事件 .....	151
出席議員 .....	151
欠席議員 .....	152
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	152
職務のため出席した事務局職員 .....	152
開 議 .....	153
会議録署名議員の指名 .....	153
議案第98号～議案第100号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	153
議案第97号，議案第101号～議案第105号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	155
議案第96号，議案第106号及び議案第107号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	156
議案第108号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	158
議案第111号及び議案第112号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	163
議案第109号及び議案第110号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	164
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	165
議案第113号～議案第121号一括上程 .....	168
提案理由説明 .....	168
議案第113号～議案第121号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） .....	172
議案第122号上程 .....	172
提案理由説明 .....	172
議案第122号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） .....	173
議会活性化等調査特別委員会の調査結果報告の件（委員長報告，質疑） .....	175
議員派遣の件 .....	177
議長挨拶 .....	177

市長挨拶 .....	178
閉議及び閉会 .....	179
参考資料	
議員派遣書 .....	180

# 第 4 回 定 例 会

令和 7 年 12 月 議 会

令和7年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 25日間（11月25日～12月19日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月25日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第71号～議案第78号 （決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・議案第95号～議案第112号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第95号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第96号～議案第112号（質疑，委員会付託）</li> </ul>
26日	水	休 会	一般質問の通告限（12時）
27日	木	〃	
28日	金	〃	総務水道委員会（10時開会）
29日	土	〃	
30日	日	〃	
12月1日	月	〃	文教厚生委員会（10時開会）
2日	火	〃	産業建設委員会（10時開会）
3日	水	〃	
4日	木	〃	
5日	金	〃	
6日	土	〃	
7日	日	〃	
8日	月	〃	
9日	火	〃	
10日	水	〃	
11日	木	本会議	・一般質問
12日	金	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>総務水道委員会</li> </ul>
13日	土	休 会	
14日	日	〃	
15日	月	〃	
16日	火	〃	
17日	水	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
18日	木	〃	
19日	金	本会議	・議案第96号～議案第112号

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
19日	金	本会議	<p>(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第113号～議案第121号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第122号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 議会活性化等調査特別委員会の調査結果報告の件 (委員長報告, 質疑)</li> <li>・ 議員派遣の件</li> </ul>

# 第 4 回 定 例 会

令和 7 年 11 月 25 日

(第 1 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

令和7年11月25日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第71号 令和6年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第72号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第73号 令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第74号 令和6年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第75号 令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第76号 令和6年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第9 議案第77号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第10 議案第78号 令和6年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第95号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第12 議案第96号 指宿市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第97号 指宿市民会館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第98号 指宿市定住促進のための住宅の新築・購入支援に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第99号 指宿市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第16 議案第100号 指宿市公共下水道条例及び指宿市水道給水条例の一部改正について
- 日程第17 議案第101号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第18 議案第102号 指宿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第19 議案第103号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第20 議案第104号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第21 議案第105号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第22 議案第106号 指宿市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について
- 日程第23 議案第107号 指宿市都市公園条例及び指宿市屋外広告物条例の一部改正について
- 日程第24 議案第108号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第25 議案第109号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第110号 令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第111号 令和7年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第112号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 15 番 議 員 | 高 田 ちヨ子 |
| 16 番 議 員 | 前之園 正 和 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 西 森 三 義 |          |         |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 市長     | 打越明司  | 副市長      | 黒永英樹  |
| 教育長    | 田之上典昭 | 総務部長     | 渡部徹也  |
| 市民福祉部長 | 富永敏尚  | 農水商工観光部長 | 鴨崎一郎  |
| 建設部長   | 窪田幸一郎 | 教育部長     | 湯ノ口繁生 |
| 総務課長   | 濱上和也  | 人事秘書課長   | 木下英城  |
| 企画政策課長 | 東忠孝   | 財政課長     | 上村圭一郎 |
| 水道課長   | 安留和信  |          |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 池水拓也 | 主幹兼調査管理係長 | 下川裕一 |
| 主幹兼議事係長 | 川畑裕二 | 議事係主査     | 徳留洋美 |

**△ 開会及び開議**

午前10時00分

**○議長（西森三義）** ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和7年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

**○議長（西森三義）** まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松下知恵議員及び前原五男議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

**○議長（西森三義）** 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの25日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの25日間と決定いたしました。

**△ 議案第71号～議案第78号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（西森三義）** 次は、日程第3、議案第71号、令和6年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第78号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

**○決算特別委員長（恒吉太吾）** おはようございます。決算特別委員会に付託されました、議案第71号から議案第78号までの8議案について、10月20日から24日までの延べ5日間の日程で、関係課職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与したかどうかなどの観点から審査を行い、また、指宿中央通りのアーケード撤去、砂むし会館砂楽の修繕、秋元川の整備状況の3か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第75号及び議案第76号から議案第78号までの3議案のうち、決算の認定に

については、いずれも全員一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第76号から議案第78号までの3議案のうち、剰余金処分については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第71号については、反対討論として、自衛隊への名簿提供について、義務でないにも関わらず、個人情報勝手に流出させているが、形だけの除外申請ではなく、本人の了解を得ることを基本とすべきであると思います。市民の願いに沿っているかという視点から見れば、問題を含んでいるので反対しますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

また、議案第72号については、反対討論として、国保税条例が改正され、所得割、均等割、平等割がそれぞれ引き上げられていますので反対しますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

また、議案第73号については、反対討論として、2年毎に見直しが行われ、保険料が値上げされていますので反対しますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

また、議案第74号については、反対討論として、これまでの基準額の9段階を細分化し、10段階から13段階を増設することにより、この分が値上げになります。求められているのは国庫負担割合の引上げと保険料利用料の減免であり、市民の暮らしを守る立場から反対しますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました決算に関する主な質疑・意見について、議案ごとに申し上げます。

まず、議案第71号について申し上げます。

農政課所管分について。

新規就農者数は何名かとの質疑に対し、令和6年度実績では7名となっている。ここ10年平均すると年間16名ほどで推移しているが、年々、新規就農者数は減ってきているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。

林道等維持補修業務委託として委託料を払っているが、林道関係の草払いがされていないという声を聞く。現状はどうなっているかとの質疑に対し、11路線に432万円を計上しており、平均すると1路線あたり年間約40万円である。本来は年間2回実施したいが、現状として年1回しか実施できていない。出来るだけ困ることがないように対応していく必要があると思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、スポーツ振興課所管分について。

指宿総合体育館の輻射式冷暖房空調機修繕55万円となっているが、内容はどのようなものかとの質疑に対し、チリングユニットが故障したことにより、アリーナの半分が作動しない状況であったため修繕を行ったとの答弁でした。

チリングユニットとはどのようなものかとの質疑に対し、体育館の空調は、冷たい水を流すことにより周りの空気を冷やして、直接風を送らずに冷やす方法が取られているが、その冷水を流すことができず、修繕を行ったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。

指宿中央通り未来協議会の現在の会員数はどうなっているか。またどのような行事を行っているかとの質疑に対し、会員数は23となっている。行事としては、毎月第3日曜日に朝市を実施しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。

指宿駅の観光案内所に観光コンシェルジュを2名配置しているが、どの言語を話せるのかとの質疑に対し、会計年度任用職員を2名雇用しており、中国語と英語が話せる方であるとの答弁でした。

フランス人が市民の所へ来ても会話が出来ず、最終的にジェスチャーで分かる感じであった。フランス語なども分かる人はいないのかとの質疑に対し、フランス語が分かる者は配置していないが、対面型の多言語翻訳システムやアプリで対応しているとの答弁でした。

意見として、外国人の方と会った時にスマートフォンを使って会話を試みたが、出来なかった。外国人の方ともスマートフォンを使って会話出来るよう、市民の方向けに講習会を開催してほしいというものがありました。

次に、観光施設管理課所管分について。

まちづくり公社が出している決算報告書について、決算委員会の中では答弁できないということで捉えていいのかとの質疑に対し、令和6年度の観光施設管理課の所管分の決算なので、そのように考えているとの答弁でした。

指定管理者と行政と合意の上で、指定管理者の方が行った管理施設の維持管理について、1件につき50万円以上のものであっても議会に報告は出来ないのかとの質疑に対し、あくまでもまちづくり公社の自主財源による自主事業となっているので、報告、答弁する立場になりとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。

行政視察の受入状況はどうなっているかとの質疑に対し、受入件数は22件であった。視察内容として、一番多かったのは観光戦略に関するもので7件あったとの答弁でした。

意見として、最盛期には年間40件以上の行政視察の受入れをしていたので、受入れを推進するようにしてほしいというものがありました。

次に、長寿支援課所管分について。

老人クラブの各支部の会員数はどうなっているかとの質疑に対し、指宿支部が1,821名、山川支部が527名、開聞支部が331名となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。

生活保護事業で生活扶助が2,444世帯、住宅扶助が1,705世帯、医療扶助が3,115世帯となっている。これらは生活保護の中に全て含まれているという認識でいるが、それぞれ分かれてこのようになっているのかとの質疑に対し、生活保護は世帯毎にそれぞれの扶助が適用されており、複合的に扶助支給されているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、こども課所管分について。

子育て世代包括支援センター事業の育児相談は238名となっているが、主な相談事はどのようなものかとの質疑に対し、乳児に関する相談が多く、身長・体重が適切に増えているか、授乳量が足りているか、ミルクが足りているかといった相談や離乳食の相談が多いとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。

収入未済額は平成18年度以降で最も少ない額となっており、これまで最も多かった平成22年度と比較すると82.01%も減少している。どのような取組を行ったのかとの質疑に対し、職員の頑張りもあるが、新規滞納の早期解消と差押え強化や執行停止による調定の圧縮を行ったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。

尾下地区と畠久保地区の水道について、担当課として水道課があるのに環境政策課が見なければならないのかとの質疑に対し、これらの2地区は、水道法の適用を受けない水道ということで環境政策課が管理している。今後、管理の在り方を水道課と協議していきたいとの答弁でした。

ひとり暮らしの方が増え、燃えるごみ袋の小サイズでも大きい。特小サイズが必要だと思うがどう考えているかとの質疑に対し、高齢化の状況も見極めながら、製造コスト、市の財政についても考えながら総合的に判断したいとの答弁でした。

意見として、指定ごみ袋の特小サイズを出来るだけ早急に作ってほしいというものと、地区水道の事業は技術者がいる水道課で管理していただきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について。

病院群輪番制運営事業について、医師や看護師等の配置が難しくなっているが、輪番制について医師会から意見等はないのかとの質疑に対し、医師の高齢化と人手不足によって、制度を続けていくのが難しいといった相談は受けている。今後も連携を図りながら続けていけるようにしたいとの答弁でした。

意見として、市民が安心安全に生活できる環境作りのために、医師、看護師等専門職の確保に努めてもらいたいというものがありました。

次に、生涯学習課所管分について。

生涯学習講座はどのような講座があるのかとの質疑に対し、ニュースポーツ教室やスマートフォンを使うための講座、料理教室等を実施しているとの答弁でした。

指宿市民会館の足元灯回路分離業務は、避難誘導灯と足元灯を分離する工事だが、建設の際には避難誘導灯と足元灯が一緒の経路だったのかとの質疑に対し、当初は一緒の経路であったとの答弁でした。

消防検査のときに指摘されたのか、それとも検査の時点では通ったのかとの質疑に対し、避難誘導灯と足元灯が一緒になっていること自体に問題はないため、検査は通っている。ただ、舞台を使われる方々の要望で避難誘導灯を消して大ホールの中を真っ暗にしたいときに、足元灯も一緒に消えてしまうため、分離をする工事を行ったとの答弁でした。

意見として、スマートフォンの使い方講座で外国語を翻訳する講座も行ってほしいというものがありました。

次に、教育総務課所管分について。

南指宿中学校の長寿命化事業で、地質調査業務委託は、繰越明許が出る仮定のもとで進めていったのかとの質疑に対し、令和5年度中に過疎債の充当についての追加要望があったため、令和5年度に事業開始を行い、過疎債を使いながら翌年度に繰り越して事業を行ったとの答弁でした。

意見として、南指宿中学校の長寿命化工事等に関して、まだ数年掛かるようだが、学校に面する住宅地に、極力、騒音がないように工事を行ってほしいというものがありました。

次に、健幸・協働のまちづくり課所管分について。

安全灯維持費補助金について、安全灯のLED化は進んでいるのかとの質疑に対し、現在133地区のうち111地区が全てLED化しており、全体でLED化率は83.46%であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について。

職員福利厚生費について、何名が健康診断を受けているのかとの質疑に対し、受診対象者511名のうち、実際の受診者は508名であったとの答弁でした。

意見として、職員の健康はとても大事なことであるので、全員が健康診断を受けてほしいというものがありました。

次に、企画政策課所管分について。

Iターン、Uターンの人数はどうなっているかとの質疑に対し、48世帯111名の方が移住され、Iターン世帯は29世帯56名、Uターン世帯は19世帯55名となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。

これまでも消防団員の不足が言われているが、どういう状況かとの質疑に対し、条例定数564名に対して、実団員数509名、欠員が55名となっているとの答弁でした。

意見として、消防団員の欠員が55名となっている。100%を目指してほしいというものがありました。

次に、財政課所管分について。

利永小学校跡地の利活用について、事業者の募集状況はどうなっているかとの質疑に対し、令和6年度は行っていない。まず利永区に利活用について打診を行い、利活用をしないという回答があったとの答弁でした。

意見として、利永小学校跡地の利活用に関して、できるだけ早く事業者が見つかるように、引き続き募集を行ってほしいというものがありました。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について。

人が多く集まるスーパー等での投票についてどのように考えているかとの質疑に対し、投票しやすい環境をつくる上では、非常に効果的な方法と考えている。大型店舗等への期日前投票所の設置については、今後検討していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。

不登校児童生徒数はどうなっているかとの質疑に対し、小学校51名、中学校86名、計137名であるとの答弁でした。

意見として、不登校に関して、不登校の児童生徒が1人もいない状況を目指して取り組んでほしいというものがありました。

次に、土木課所管分について。

現年単独災害復旧事業が201件あるが、実際に現地調査に行くこともできない。金額だけでなく、工事をした場所の写真を決算の際に添付資料として提出できないかとの質疑に対し、今後代表的な所に関しては添付していきたいとの答弁でした。

意見として、現年単独災害復旧事業について、全ての現地に行けるわけではないので、主だったところは資料として写真等を添付してほしいというものがありました。

次に、都市・海岸整備課所管分について。

海岸整備事業の緑地整備に関して、供用開始されている部分もあると思うが、進捗率はどうかとの質疑に対し、緑地整備は引き続き実施する予定である。進捗率は事業計画上で30%であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第72号について、申し上げます。

国税についてどれくらい値上げされたのかとの質疑に対し、令和5年度と比較すると、所得割が0.89%、均等割が3,100円、平等割が1,500円の増となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第73号について、申し上げます。

後期高齢者の保険料について値上げがされたのかとの質疑に対し、令和5年度と比較すると、所得割が0.84%、均等割が3千円の増となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第74号について、申し上げます。

介護保険料の見直しはどうかとの質疑に対し、第9期計画は令和6年度から3か年となっている。基準額は第8期と比較して年間2,200円の減額となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第75号について、申し上げます。

利益を上げるということで値上げを行ったが、これだけ物価が高騰していると再度の値上げも必要ではないかと思うが、その考えはないかとの質疑に対し、令和5年度に値上げを行っている。仕入価格が毎年上昇しており、原価率が上がってきている。値上げについても検討していく必要があるとの答弁でした。

意見として、質の良いサービスをお客さんに提供するためにも値上げを含めた物価高対策を検討してほしいというものがありました。

次に、議案第76号について、申し上げます。

管の中の水が温かくなり過ぎて河川に流している所もある。そういったものを含めて有収率の計算をしているのかとの質疑に対し、温泉等で地熱が高い所ではやはり末端で水を流している所もある。メーター等はないため正確な把握は出来ないが、有収率の計算の際は、末端等からの排水を市全体で27万3千m<sup>3</sup>程度見込んでいるとの答弁でした。

意見として、環境政策課が管理している2地区は簡易水道であり水道事業とは別だが、技術者もいる水道課で一元化した方が効率的なので検討してほしいというものがありました。

次に、議案第77号について、申し上げます。

下水道の延長は何kmあるかとの質疑に対し、約120kmであるとの答弁でした。

7か所工事を行っているがどのような状況になっているか。また下水道が始まったのは40年ほど前だが、どのようなローテーションで老朽管切替えを行っているのかとの質疑に対し、令和3年度に老朽管対策の調査を行い、基幹管路の部分をメインに、ひびが入ったり、マンホールの蓋の状態が悪い所等をピックアップして、危険な場合、管路は内部からコーティング工法を行い、マンホールの蓋は新しいものに取り換える作業を終了しているとの答弁でした。

意見として、危険な場所は工事を完了したとのことだったが、それ以外についても老朽管対策として計画的に対処してほしいというものがありました。

次は、議案第78号について、申し上げます。

摺ヶ浜地区の丹波小学校と八間道路の間の地域の配湯が止まっている。今後配管を入れ替えてやり直すことは考えていないのかとの質疑に対し、摺ヶ浜地区周辺もお湯の出が悪いので新規の方はお断りしている。高架タンクも老朽化していることから、施設の更新の際に高く配置し、お湯の出が悪い所も出やすくなるようにし、新規の加入者を受け入れられるようにしていきたいとの答弁でした。

意見として、高架タンクの位置を高くし、配湯できていない所にも対応したいとのことだったので、早く実現できるようにしてほしいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分  
再開 午前10時33分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 議案第71号、72号、73号、74号について、認定に反対する立場から討論いたします。

議案第71号は、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、1.3倍以内で値上げをする内容が含まれていること、また、ヘルシーランド温泉保養館の大規模改修の11億5,864万円の減額修正の修正案の理由は、全くその詳細の中身が見えず、中身を検討せず承認するものに等しいと述べています。修正案は否決された予算であります。それだけに慎重

なヘルシーランド温泉保養館の大規模改修は行われるべきであるのに、ずさんな計画によってアスベストの除去や浴場の仕切り壁撤去、浴槽の追加工事など、無駄な工事が含まれています。これは議会審議を軽視しているのではないのでしょうか。自衛隊の名簿提供については、義務でないにも関わらず、個人情報勝手に流出させていますが、形だけと言わざるを得ない除外申請でなく、本人の了解を得ることを基本とすべきです。市民の願いに添った予算であり、執行であるかという視点から見れば、問題を含んでいますので、認定に反対いたします。

次に、第72号の国保特別会計決算であります。国保税の税額の所得割額、均等割額、平等割額の引上げであり、また後期高齢者支援金分や介護納付金も引き上げております。被保険者にとっては非常に重たい負担になっています。市民の暮らしを守る立場から認定に反対いたします。

次に、第73号、後期高齢者医療特別会計決算であります。2年ごとに見直しが行われ、保険料が値上げされています。一方で、国庫負担金は減らし、被保険者は大変な思いをしています。現役世代が賄う支援金も増加しています。75歳という年齢で区切ってお年寄りを苦しめる後期高齢者医療制度そのものに反対する立場からも認定に反対いたします。

次に、議案第74号、介護保険の決算の認定に反対の討論を行います。これまで基準額の9段階を13段階に細分化し、10から13段階を増設することによって、この分が値上げになります。求められるのは国庫負担割合の引上げと保険料・利用料の減免です。さらに、介護報酬引下げも大問題になっています。訪問介護の利用者にとって、ヘルパーさんは生きていくうえでの命の綱です。介護報酬の引下げが小規模事業者を直撃し、事業継続が厳しくなっています。所得階層によって引下げ部分があるにしても、所得階層に差をつけて引上げになる部分があります。被保険者の一部に負担を負わせ、そこに財源を求めるようなことはあるべき姿ではありません。国庫負担割合の引上げによって財政を築くべきであり、保険料・利用料の減免も求められるところです。市民の暮らしを守る立場から認定に反対いたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は認定することに決定いたしました。

次に、議案第71号、令和6年度指宿一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第71号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第72号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第72号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第73号、令和6年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第73号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第74号、令和6年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第74号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第76号、令和6年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分についてのうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号のうち決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第76号のうち剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号のうち剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号のうち決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第77号のうち剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号のうち剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、令和6年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号のうち決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第78号のうち剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号のうち剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第95号～議案第112号一括上程

**○議長(西森三義)** 次は、日程第11、議案第95号、令和7年度指宿市一般会計補正予算(第8号)について、から、日程第28、議案第112号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について、までの18議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長(打越明司)** おはようございます。提案理由の説明に先立ちまして、先の定例会以降に

実施しました主な行事などについて、皆様に御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、温泉の恵みに感謝する第78回指宿温泉祭を9月27日、28日に開催をいたしました。今年のハンヤ踊りも企業や学校、姉妹都市の人吉市、千歳市訪問団、そして市民の皆様など、2,100人を超える方々に御参加をいただき、各イベントや花火大会など、多くの人でにぎわいました。また、これまで長年交流のありました千葉県匝瑳市萬町区から昨年末に譲り受けましたみこしも練り歩き、まちに更なる活気を与えてくださいました。

10月3日には、本市における労働人口不足の解消や移住・定住促進を図ることを目的として、人材派遣会社ランスタッド株式会社と包括連携協定を締結いたしました。全国に90か所以上の拠点を置くランスタッド株式会社の特設ホームページで本市の魅力を発信し、リゾートバイトを受け入れ、市内企業の人材不足解消を目指すとともに、受け入れた人材が滞在期間中に定住に向けたサポートや暮らしを体験することで、将来的な移住につながることを期待されます。今後とも企業などのお力も賜りながら地域課題の解決や地域活性化に努めてまいります。

次に、いぶすきワンパト隊の発足式を10月16日に行いました。この取組は、愛犬と散歩をしながら児童生徒や高齢者の見守り、不審者の発見など、犯罪の未然防止や地域の防犯意識を高めることを目的としています。今後も安心安全なまちづくりに向け、様々な取組を進めてまいります。

次に、10月19日、第19回スポーツフェスタいぶすきを開催いたしました。各種目において地域の誇りを胸に、最後まで諦めずに競技する選手や選手たちの健闘を称える観客の大きな声援が印象的な大会でありました。また、昨年に続き、会場周辺でマルシェも同時開催をされ、多くの方々が買い物を楽しむ姿が見られました。

10月26日は、昨年6月から大規模改修のため休業していたヘルシーランド温泉保養館のリニューアルオープンセレモニーを行いました。オープン初日から多くの方々がお越しください、改修した大浴場を楽しむ姿や、雨の日でも安心して遊べる広場、まめっこランドで遊ぶ親子連れの姿を見ることができました。今後もこの施設が地域の健康づくりや交流促進の拠点として、幅広い世代に利用され、愛され続ける施設になるよう尽力してまいります。

なお、大規模改修工事の手直し工事がなぜ必要になったのか、検証を行うというふうにお約束をしておりました。これまでに庁内での検証を実施し、報告がまとまりましたので、本会議終了後に議員の皆様へ御報告をさせていただき、その後、市民の皆様にも御報告をさせていただく予定といたしております。

次に、11月7日に株式会社ナガワと災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定を締結しました。この協定は、本市において異常な自然現象などにより災害が発生、若しくは発生することが予想される場合に、仮設ハウスや仮設トイレ、発電機など、レンタル機材が提供され、避難所等における市民生活の早期安定を図ることを目的としております。地球温

暖化などの影響により激甚化する自然災害への備えとして、引き続き、防災・減災への取組に努めてまいります。

さて、明日11月26日、いいふろの日は、いよいよヘルシーランド露天風呂たまたま箱温泉がリニューアルオープンとなります。既に、今月22日から本日24日までは4日間、プレオープンと定め、市民の皆様が無料でこの温泉を楽しんでいるところであります。

また、11月29日には、指宿市生涯学習フェスティバル、来月12月6日、7日には全国カツオまつりサミット、いぶすき産業まつりも開催予定であり、現在、着々と準備を進めているところであります。

市としましては、市民が取り組んでいる様々なイベントについて、関係する皆さんと一緒に盛り上げ、多くの方々に楽しんでいただくことで、まちを元気付けていくことができると考えているところです。これからも皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

今次、第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、指定管理者の指定に関する案件2件、条例に関する案件10件、補正予算に関する案件6件の計18件であります。

まず、議案第95号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

本案は、令和7年6月以降の新燃岳の噴火やトカラ列島での群発地震の影響により、本市のホテル旅館等の宿泊者数が落ち込んでおり、早急な対策を講じる必要があることから、市独自の宿泊費割引キャンペーンを実施するための費用について計上するものであります。

次に、議案第96号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、及び議案第97号、指宿市民会館の指定管理者の指定について、の2議案であります。

この2議案は、各施設における、令和8年4月1日からの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第98号、指宿市定住促進のための住宅の新築・購入支援に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、定住促進のための住宅の新築・購入支援について、より効果的に助成金を交付するため、交付要件を整理し、申請期間を令和11年3月31日まで3年間延長したいことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第99号、指宿市男女共同参画推進条例の制定について、であります。

本案は、これまでも本市において推進してきた男女共同参画の取組について、基本理念を定め、必要な取組を、市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進していきたいことから、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第102号、指宿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、令和8年度から全国で本格実

施される乳児等通園支援事業，通称，こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準を定めるため，この条例を制定しようとするものであります。

次に，議案第108号，令和7年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について，から，議案第112号，令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について，までの5議案であります。

この5議案は，各会計の歳入歳出予算の総額について，一般会計に4億9,449万5千円を，国民健康保険特別会計に22万6千円を，介護保険特別会計に833万5千円をそれぞれ追加し，あわせて公営企業会計のうち，水道事業会計において，収益的支出を1,048万4千円増額し，公共下水道事業会計において，収益的支出を6万2千円，資本的収入を200万円，資本的支出を116万1千円増額しようとするものであります。

このほかの議案や詳細な事業内容等につきましては，関係部長等に説明させますので，よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（渡部徹也）** それでは，命によりまして，総務部所管の議案につきまして，追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第95号，令和7年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について，であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算，予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,318万4千円を追加し，歳入歳出予算の総額を293億8,799万1千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明いたしますので，13ページを御覧ください。

款6商工費，項1商工費，目3観光費，節18負担金補助及び交付金3,318万4千円の補正につきましては，今年6月以降の新燃岳の噴火やトカラ列島での群発地震などの影響により，本市のホテル旅館等の宿泊者数が落ち込んでおり，早急な対策を講じる必要があることから，市独自の宿泊費割引キャンペーンを実施し，宿泊者数の増加を図るための，指宿市観光客誘致緊急特別対策事業の実施に係る負担金を計上しようとするものです。

次に，歳入について御説明いたしますので，12ページを御覧ください。

款19繰入金，3,318万4千円の補正につきましては，今回の補正の財源として観光振興基金繰入金を計上しようとするものであります。

次は，提出議案の4ページを御覧ください。

議案第98号，指宿市定住促進のための住宅の新築・購入支援に関する条例の一部改正についてであります。

本案は，定住促進のための住宅の新築・購入支援における助成対象の交付要件を整理するため，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容を御説明申し上げますので、5ページを御覧ください。

改正の主な内容は、まず、助成対象要件を整理し、新たな要件の追加を行うものであります。新たな要件は、世帯を構成する15歳以上の者の全てが転入してから3年以内であること、親族が所有する住宅の購入に係る制限や、交付回数の制限、本市の自治会加入を要件とすること。さらに、複数世帯での新築又は購入、二世帯住宅の申請者の取扱いについて、追加したものであります。

次に、申請期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間に改めるものであります。

なお、附則において、施行日は令和8年4月1日とし、令和8年3月31日までに申請した者についての経過措置を設けているところであります。

次は、提出議案の7ページを御覧ください。

議案第99号、指宿市男女共同参画推進条例の制定について、であります。

本案は、男女共同参画社会の実現のための基本理念を定め、必要な取組を、市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の内容を御説明申し上げますので、8ページを御覧ください。

本条例の制定の趣旨は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

条例の主な内容は、第1章において、男女共同参画を推進するため、男女の人権の尊重など、6つの基本理念や、市、市民及び事業者等の責務、教育の推進について定めます。

第2章において、男女共同参画を阻害する行為の禁止と、公衆に表示する情報への留意についてを定めます。

第3章において、男女共同参画の推進に関する基本的施策について定めます。

第4章において、指宿市男女共同参画審議会について定めます。

なお、附則において、施行日は令和8年1月1日とし、第4章の指宿市男女共同参画審議会の規定については、令和8年4月1日から施行することとしております。

また、この条例の制定に伴い改正が必要となる条例の一部改正及び経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の35ページを御覧ください。

議案第108号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,449万5千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を298億8,248万6千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の追加及び変更をするものであります。

第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、9ページの第3表債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

第4条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、9ページの第4表地方債補正でお示しの起債の目的について、限度額を変更するものであります。

今回の補正予算の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や令和7年10月1日付けの人事異動による予算の整理及び鹿児島県最低賃金の引上げに伴う会計年度任用職員の報酬等を計上するものであります。

なお、人件費につきましては、32ページからの給与費明細書を御参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要12ページから15ページに記載しておりますので、併せて御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民福祉部長（富永敏尚）** それでは、命によりまして、市民福祉部所管の議案につきまして、追加して、御説明申し上げます。

提出議案の18ページを御覧ください。

議案第101号、指宿市印鑑条例の一部改正について、であります。

本案は、地方公共団体の情報システムの標準化に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明申し上げますので、19ページを御覧ください。

改正の主な内容は、標準化システムにおいて、印鑑登録をする際に印影を押下する紙の帳票名が変更となることから、第6条第3項を削り、第11条第2項中の文言を改めるものであります。

なお、附則において、施行日は公布の日としているところであります。

次は、提出議案の20ページを御覧ください。

議案第102号、指宿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、児童福祉法の一部改正が行われたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の内容について御説明申し上げますので、21ページを御覧ください。

条例の主な内容は、令和8年度から乳児等通園支援事業が事業開始となることに伴い、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき定める本市の基準につきまして、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に定める基準の例によることとするものであります。

なお、附則において、施行日は令和8年4月1日としているところであります。

次は、提出議案の22ページを御覧ください。

議案第103号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、であります。

本案は、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う条例改正に合わせ、条例の形式を国の基準省令を参照する形式にするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、23ページを御覧ください。

本条例につきましては、国の制度改正に合わせ度々の制度改正を行ってきており、子育て支援の状況が日々変化する昨今、今後も改正が多いことが想定される中で、国の制度改正に適切かつ早急に対応できるよう、条例の形式を国の基準省令を参照する形式にするため、全部改正としているところであります。

なお、附則におきまして、施行日は公布の日とし、経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の25ページを御覧ください。

議案第104号、指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について、であります。

本案は、児童福祉法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴う条例改正に合わせ、条例の形式を国の基準省令を参照する形式にするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明申し上げますので、26ページを御覧ください。

本条例につきましては、国の制度改正に合わせ度々の制度改正を行ってきており、子育て支援の状況が日々変化する昨今、今後も改正が多いことが想定される中で、国の制度改正に適切かつ早急に対応できるよう、条例の形式を国の基準省令を参照する形式にするため、全部改正としているところであります。

なお、附則において、施行日は公布の日とし、経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の27ページを御覧ください。

議案第105号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の全部改正について、であります。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、児童福祉法の一部改正が行われたことに伴う条例改正に合わせまして、条例の形式を国の基準省令を参照する形式にするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明申し上げますので、28ページを御覧ください。

本条例につきましては、国の制度改正に合わせ度々の制度改正を行ってきており、子育て支援の状況が日々変化する昨今、今後も改正が多いことが想定される中で、国の制度改正に適切かつ早急に対応できるよう、条例の形式を国の基準省令を参照する形式にするため、全部改正としているところであります。

なお、附則におきまして、施行日は公布の日としているところであります。

次は、提出議案の36ページを御覧ください。

議案第109号、令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案につきましては、鹿児島県最低賃金の引上げに伴う会計年度任用職員の報酬のみの補正となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の37ページを御覧ください。

議案第110号、令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の51ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ833万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億9,102万円にしようとするものであります。

内訳につきましては、令和7年度制度改正によるシステム改修費用120万9千円、居宅介護における福祉用具の購入給付費250万円、居宅介護における住宅の改修給付費130万円、地域密着型介護予防サービス給付費300万円が主なものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** それでは、命によりまして、農水商工観光部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の2ページを御覧ください。

議案第96号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市体育施設のうち19施設の指定管理者として、特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定したいことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定する理由につきましては、一つ目に、管理運営方針が適切であり、当該団体の経営方針が、当施設の設置目的と密接に関連しており、市の施策の円滑な推進が期待できること、二つ目に、人員の配置については、当施設の窓口業務及び維持管理経験者を中心に配置することとしており、利用者に対するサービス向上や適切な施設の維持管理が期待できること、三つ目に、自主事業計画において、当該団体が運営するスポーツクラブのサークルの充実と各種スポーツサークルの立上げによって、当施設の利活用と市民の生涯スポーツの推進が提案されていること、四つ目に、国の示すスポーツ基本法に基づく国の基本計画において、地域スポーツの推進を図るため、体育施設の指定管理を含め、総合型地域スポーツクラブの支援・育成の必要性がうたわれていることであります。

これらのことを踏まえ、3期目の指定管理者の指定につきましても、本法人が最適であると判断し、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第9条第1項の規定を適用し、公募によらず本法人を選定した経緯があります。

これまでの3期13年間の指定管理期間において、委託した指定管理業務に関し、適切な管理運営が図られてきていることから、次期指定管理におきましても、公募によらず、本法人を候補者として決定したものであります。

なお、指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものであります。

次は、提出議案の29ページを御覧ください。

議案第106号、指宿市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について、であります。

本案は、本基金の設置目的と同様の事業である多面的機能支払交付金事業を実施しており、今後、基金活用の見込みがないため、本基金の全額を多面的機能支払交付金事業に充当し、活用するため、この条例を廃止しようとするものであります。

なお、附則において、施行日は令和8年3月31日としているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（窪田幸一郎）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の31ページを御覧ください。

議案第107号、指宿市都市公園条例及び指宿市屋外広告物条例の一部改正について、であります。

本案は、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法Park-PFIを導入するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容を御説明申し上げますので、32ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市都市公園条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、使用料の規定中、占用料を使用料に改めます。次に、別表第3の公園使用料(3)公園施設を設ける場合について、公募対象公園施設の使用料を追加し、単位を1平方メートル1月につきに統一します。さらに、別表第3の公園使用料について、(5)利便増進施設を設ける場合の使用料の規定を、新たに追加します。

34ページを御覧ください。

次に、第2条の指宿市屋外広告物条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、屋外広告物の制限の適用除外についての規定に、にぎわいの創出若しくは公衆の利便の向上に寄与する広告物又は掲出物件の設置に関する事項を、新たに追加します。

なお、附則において、施行日は令和8年4月1日とし、経過措置を規定しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長(湯ノ口繁生)** それでは、命によりまして、教育部所管の議案につきまして、追加して、御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

議案第97号、指宿市民会館の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市民会館の指定管理者として、指宿きらめきプロジェクトを指定したいことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年8月8日から9月25日までを応募期間として公募を行いましたところ、1者の応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。

指宿きらめきプロジェクトとは、全国各地で市民ホールや文化センターなどの指定管理や建物総合管理業務などの業務を行う株式会社クリーン工房と公共施設の管理・運営や文化事業など各種イベント事業の企画制作を行うクラブサクセスジャパン株式会社の共同企業体であります。

指宿きらめきプロジェクトを選定する理由につきましては、第1に、各地で同様の文化施設の運営維持管理実績がある株式会社クリーン工房と有力プロモーター等とのネットワークを生かし、九州内でも事業展開してきたクラブサクセスジャパン株式会社が共同企業体として組成したことで、両者の強みを生かした管理運営事業が提案されていることから、本市の文化・芸術の向上、新たな文化創造、地域経済の向上に資する芸術文化の拠点づくりへの貢献が期待できること。第2に、市民会館を管理運営する上で、指定管理者導入当初は、同規

模の施設管理実績がある資格を持った業務担当者を配置したり、共同企業体代表団体の取締役も施設運営に携わるなど、責任のある運営が期待できること。第3に、自主文化事業や自主事業などは、多岐にわたる提案がなされているだけでなく、実績を基に計画されており、現実味があり評価できること。第4に、芸術文化以外に、青少年育成に着目した計画や、観光とのつながりや農産物を活用したイベントを計画しており、地域の活性化も期待できることから、次期指定管理者として適任であると判断し、選定したところであります。

なお、指定の期間については、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（安留和信）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の16ページを御覧ください。

議案第100号、指宿市公共下水道条例及び指宿市水道給水条例の一部改正について、であります。

本案は、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者により排水設備等の工事又は給水装置工事を行えるようにするため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容を御説明申し上げますので、17ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市公共下水道条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、排水設備等の工事の設計及び施工を行うことができる者を定める規定に、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者により排水設備等の工事を行うことを認める規定を、新たに追加するものであります。

次に、第2条の指宿市水道給水条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、給水装置工事を行うことができる者を定める規定に、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者により給水装置工事を行うことを認める規定を、新たに追加するものであります。

なお、附則において、施行日は公布の日としているところであります。

次に、提出議案の38ページを御覧ください。

議案第111号、令和7年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を1,048万4千円増額し、水道事業費用を6億5,255万7千円に、営業費用を6億2,505万4千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、配水量の増加に伴う動力費の増額及び会計年度任用職員の報酬単価改定に伴う給料及び手当等の増額であります。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を16万4千円増額し、9,509万5千円にしようとするものであります。

なお、7ページ以降に実施計画及び給与費明細書等の説明書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、提出議案の39ページを御覧ください。

議案第112号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市公営企業会計補正予算書の21ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用を6万2千円増額し、公共下水道事業費用を7億6,651万2千円に、営業費用を7億3,222万2千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、会計年度任用職員の報酬単価改定に伴う給料及び手当等の増額であります。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業資本的収入の第7項工事負担金を200万円増額し、公共下水道事業資本的収入を4億294万7千円に、工事負担金を484万7千円に、支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出の第2項企業債償還金を116万1千円増額し、公共下水道事業資本的支出を5億5,224万1千円に、企業債償還金を3億2,873万5千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、収入が令和7年度実績見込みに伴う受益者負担金の増額、支出は企業債償還金の元金償還金不足に伴う建設改良企業債元金償還金の増額であります。

第4条におきまして、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を6万2千円増額し、3,411万3千円にしようとするものであります。

なお、25ページ以降に実施計画及び給与費明細書等の説明書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時53分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第95号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

**○議長（西森三義）** これより、質疑に入ります。

まず、議案第95号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

**○13番議員（新川床金春）** 議案第95号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、質疑させていただきます。

午前中、説明をもらったんですけど、その中の助成対象について。①として対象者は宿泊施設へ直接予約した宿泊者となっているが、指宿には観光客がたくさん来ると思いますが、その観光客の対応について、どのように考えているのか。

②として、いぶすきさんぽアプリを使用していない施設の対応について。全ての施設が対応していないと私は思っております。そのような施設について、どのような計画を立てているのか。

③指宿市は旅行代理店があっせんして潤っていると思っております。旅行代理店にどのような説明を考えているのか。

④として、宿泊と買い物とクーポンが分かれています。コロナ禍で旅行に行ったときにはクーポンは買い物と一本になっていました。宿泊施設でも使えるんでしょうけど、実際ですね、この中で宿泊施設の手間が掛かるんですよ。やっぱり、いい事業なんですけど、宿泊施設の手を煩わさない、そしてさんぽアプリを登録するだけでできるように、なぜできないのかなど。実際、買い物、食事とか使えるようにすればですね、市内全域が潤うんですけど、どう考えているのか。いぶすきさんぽアプリを取り扱っていないところは、登録手数料が必要になります。その負担はどのように考えているのか。5点についてお願いします。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 五つほど御質疑をいただきました。まず、助成対象について、対象施設に直接予約し、宿泊された方となっているが、ほかの宿泊の取扱いについて、どうなっているのかということでございます。今回の事業につきましては、前回、コロナのときに実施をした直割ということもございます。そういった形で、特に市内の域内の循環型を含め、緊急にそういった対策に取り組む必要があるということから、前例に倣って今回もそういった手法を取ったところでございます。

それから、いぶすきさんぽアプリを使用していない施設の対応についてということなんですけど、今回の御提案申し上げている予算につきましては、そういったことにも配慮いたしまして、現在、その登録をされていない方々に対して、初期登録の費用、それから月額で設定している費用、これらについても一応、費用計上させていただき、先ほど全員協議会の中でも御説明いたしました1か月間の猶予の中で、その準備作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、旅行代理店で予約した宿泊に対する取扱いについてということで、最初のほう

で申し上げたとおり、今回はそういった直割の仕組みということを前提に進めてまいりたいと考えております。

それから、宿泊と買い物とクーポンが分かれていて、全て買い物に使用できないかというような趣旨の御質疑だと思うんですが、そういった施設の方々に手間が掛かるということなことだと思います。今回、お示しした指宿市観光客誘致緊急特別対策事業で特にこの宿泊に特化した業界からの要望等を受けて、3度ほどの会議を経て今回の制度設計に至っております。そういった意味合いからも、今回は宿泊を中心に、その回復を図りたいというような思いがございますので、御提案申し上げているということで御理解いただきたいと思っております。

それから、いぶすきさんぽアプリの手数料の取扱いについてということで、先ほどございましたとおり、初期費用とそれから月額については、今回の事業費の中に入れていただいているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。前回の直割ということで説明を受けましたけれども、もう新型コロナが終わって、全国から指宿に、指宿観光を楽しみに来てくれる方がいっぱいいるんですよ。その方に対しての思いが何もないのかなど。やっぱり指宿を楽しんで、そして宿泊してクーポン券をもらって、そのお金で地元でしか使えないわけですから、土産とか食事をする、そうすることで域内は活性化すると思っております。

あと2番目のいぶすきさんぽアプリのことについて、聞取りの中でなんらなかったんですよ。そして、私が、全議員がもらっている説明の中では、いぶすきさんぽシステム手数料108万ありますが、この中に事業者に初期手数料とか、1か月分の使用料とか、書いてありません。何件を目標にして、その事業費は幾らなのか、お答えください。

あとですね、実際、いぶすきさんぽアプリのですね、登録手数料というのがあると思うんですよ。登録手数料を掛けて、そしてそれが全部この事業で賄われるということは、どこにも記載されていないんですけど、どこに記載されているのか、そういう文書があるんだったら、お示し、説明を求めます。よろしくをお願いします。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 先ほど具体的な説明がなかったところについては、お詫び申し上げたいと思っております。今回、お願いをします補正の中では、実際に、いぶすきさんぽアプリのシステム手数料として180万4千円ほど掛かる予定で計画をしておりますが、そのうち非加盟の店舗の対応手数料というのが、先ほど来申し上げている初期の登録、通常だと2万円ですね。その40店舗ほどを見込んだ形になっております。それから、月額の3千円なんですけど、3千円掛ける2か月分の6千円ということで、これについても40店舗ほど、今回見込んであるということでございます。

**○議長（西森三義）** よろしいですか。

**○13番議員（新川床金春）** 要するに、いぶすきさんぽアプリの手数料は組んでいるということですが、私たちがもらったのは、ここの中に全て入っているということでもいいのか。あと

ですね、何回も言いますが、クーポンというのは、実際はホテルで払って、ホテルの人たちがそこで返金するというシステムは、実際、手間になるんですよ。いろんな方に聞くと、入湯税の取扱いも金額によって違うので煩雑だと、お客さんがいっぱい入ってきた瞬間には、もう本当に困る事務だということを知っています。実際、先ほどの部長の説明では、この事業を取り入れるために、ホテルの方々とやりとりをしたということでしょうけど、大手はそれでいいと思いますよ。小さいところはですね、特に40店舗加盟していないところはですね、煩雑な作業になるのかなと思いますので、全ての事業者、そして指宿を訪れる皆さんが喜んで使えるような内容を、もう一回検討していただきたいと申し上げて、私の質疑を終わります。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第95号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第96号～議案第112号（質疑、委員会付託）

**○議長（西森三義）** 次に、議案第96号から議案第112号までの17議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第108号を除く16議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第108号については、各常任委員会の所管に従い分割付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

### △ 散 会

○議長(西森三義) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 松 下 知 恵

議 員 前 原 五 男

# 第 4 回 定 例 会

令和 7 年 12 月 11 日

(第 2 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和7年12月11日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民福祉部長	富 永 敏 尚	農水商工観光部長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	窪 田 幸一郎	教 育 部 長	湯ノ口 繁 生
総 務 課 長	濱 上 和 也	人 事 秘 書 課 長	木 下 英 城
企画政策課長	東 忠 孝	健康・協働のまちづくり課長	嶺 元 和 仁

危機管理課長	打越 貴人	財政課長	上村 圭一郎
健康増進課長	渡部 晃子	長寿支援課長	上川床 聡
地域福祉課長	磯道 奈津子	こども課長	上西園 眞紀子
商工水産課長	宮地 主税	観光課長	山下 浩二
観光施設管理課長	園田 浩一郎	スポーツ振興課長	竹山 修一
耕地林務課長	村元 重夫	建設監理課長	大岩本 幸司
土木課長	東 恵一	学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上 園 浩司	水道課長	安留 和信
デジタル戦略課主幹	大竹野 浩信	税務課主幹	鶴留 和代
学校給食センター主幹	戸崎 茂樹		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	池水 拓也	主幹兼調査管理係長	下川 裕一
主幹兼議事係長	川畑 裕二	議事係主査	徳留 洋美

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新宮領實議員。

○7番議員（新宮領實） 皆さん、おはようございます。7番、新宮領實です。

議員として2期8年、最後の一般質問となります。来年1月はいよいよ市民の皆様からの審判があります。あと40日余りです。現時点まで、ほとんど選挙運動どころか準備もできていない状況です。この一般質問が終わらないことには考える余裕がありません。来年3月議会でこの場に立てるか分かりませんが、私の政治信条である、驕ることなく、媚びることなく、手柄ぶることなく、ただひたすらまっすぐに、全ては市民のためにを肝に銘じて、これまで市民の皆さんや各地域の公民館長さん方の声には真摯に耳を傾け、その声を市政に反映させるべく、本日を含めて、23回の一般質問をしてまいりました。豊留市政に11回、打越市政に12回となります。誰であれ、長いものに巻かれることなく、信念を貫くことが私のもう一つの信条です。私の議員としての第一歩は、平成30年第2回定例会、6月20日の一般質問がデビューであります。執行部とは1時間30分にわたり、やり取りをさせていただきました。質問内容は地熱発電について、市営野球場整備について、景観保護条例の制定についてでした。市営野球場については、野球関係の方々からの要望書も提出させていただいた上で、2020年の国体、当時までに完成を目指した整備改修工事の提案をしました。当時の市長や所管課、執行部の御理解と御協力、御尽力により、2020年7月から工事が始まり、2021年12月、リニューアルオープンに至ったときほど、心から嬉しく思ったことはありません。以来、市内小中高校トイレの洋式化については3回、火葬場内外の整備運営については3回、防災、防犯対策については5回、ふるさと納税については2回、土木施策については6回、コロナ対策については9回、自治会組織の存続については3回、すぐやる課の設置については3回、地熱発電関連では6回、なのはな館トイレ開放については3回、指宿港海岸整備について、文化財保護についてはそれぞれ2回、そのほか、人口減少対策、観光振興対策、魚見

岳・知林ヶ島・開聞岳登山道の整備，行政改革，再犯防止推進計画，戦没者慰霊碑の整備，子ども育成の助成金制度の拡充，給食費の無償化，家畜糞尿臭気問題，二月田駅トイレ開放などに取り組んでまいりました。課題は山積です。対応できたことよりも，できなかったことがはるかに多く，特にこの4年間は悔いの残る日々でした。来年3月の第1回定例会において，この場に立てるとしたら，できなかった課題に全身全霊で取り組みたいと思います。市長をはじめとする執行部の皆さんは，議員の声は市民の声と受け止めて，しっかり取り組んでいただくよう要請します。

本日の質問は，市長は今年9月議会で，来年1月の市長選挙に出馬を表明されました。であるならば，まずもって市民に対して，1期4年間の市政運営をどのように総括し，どのように評価しているのか，明確に示すことが不可欠と考えます。市長選を前に，市民が最も知りたいのは，この4年間で何ができ，何ができなかったのか，次の4年は本当に任せてよいのかという点であります。この4年間の総括を求めます。

次に，まちづくり公社についてお尋ねします。委託業務における監督責任についてからのうち，まずは，まちづくり公社としての組織形態はどうなっているかをお尋ねします。

以上，1回目の質問とします。

残余の質問は，質問席にて関連質問を交えながら行います。答弁は簡潔，そして，傍聴者の皆さんにもはっきりと聞こえるように，大きな声で御発言ください。本日もよろしく願います。

本日も幾分かの傍聴の皆様がお見えでございます。ありがとうございます。市政に対する関心の高さが伺えます。時間の許す限り傍聴してってください。本日はありがとうございます。

**○市長（打越明司）** おはようございます。議員の皆さんと同様，私にとっても，今回，16回目の，任期最後の議会ということで，私たちの総括ができるように，きちんと頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今回の定例会の一般質問におきましては，2期目の取組についての通告を幾つか頂いておりますが，現段階におきましては，私は来年の2月11日までの市政を預けられている身であります。そのため，一般質問における2期目の取組等については，個別具体の答弁は控えさせていただいて，方針及び方向性を可能な範囲でお答えいたしますので，その旨を議場の方々も御理解をいただきたいと思っております。

さて，私が就任をした令和4年2月というのは，新型コロナウイルスも収束をしはじめ，経済も，人の動きも少しずつ動き始めた頃でありました。しかし，街の明かりは今にも消えそうになっており，コロナ禍で失った人材，あるいは失った資金，失った時間などは，この街の経済に大きな影を落としておりました。私は，当初から幾つかの政策を掲げておりましたが，やはり，まずは経済の活気を取り戻し，まちの勢いをつくっていく。早く正常化しなけ

ればならない。そのことを念頭に置きながら、市政をスタートさせてまいりました。その中で、市民の皆様や各種団体の方々、また、市役所全職員とも、ランチ会など様々な形で語り合う場を設け、多くの方々と思いを共有しながら、様々な分野において積極的に施策を展開をしてまいりました。1期4年間の市政運営を総括いたしますと、コロナ禍から開放され、いろいろな分野、いろいろな産業が動き出し、それに伴い、様々な仕掛けを行って、一部では成果が見え始めたものもあります。しかし、まだまだ道半ばであり、新たな課題もどんどん加わってまいります。そういった意味から申し上げますと、まだ十分に達成ができたとは思っていないところであります。主なものについて申し上げますと、就任以来、将来が楽しみになる町にという目標を掲げて、ワンチーム、財政再建、住みやすい町、稼げる町、そして、情報発信の五つを柱に、人を政策の中心に据えて、市政全般に取り組んでまいりました。ワンチームについては、地域の方々をはじめ、農業や観光、商工業など、様々な分野の方々や、市政に関わる団体の方々、市役所全職員とのランチ会など、語り合う場を設け、多くの方々と目標や方向性を共有できるように努力を続けてまいりました。また、毎月の広報紙などを活用して、タイムリーに発信を続けてまいりました。郷土会や地元出身の企業など、積極的に訪ね、指宿の現状を伝え、ふるさとへの具体的な支援についてお願いを重ねてまいりました。同じ目標、方向を共有するために、今後も引き続きできるだけ多くの方々と、市政について語り合いたいと考えているところであります。財政再建については、将来負担比率を、ちょうど就任時は46.5でしたが、令和4年度に32.3、令和5年度には18.1、令和6年度には16.3、経営改善計画を上回るスピードで改善をさせることができました。これは、令和4年度比で将来負担額を約18億円抑制をし、また、将来負担を軽くするために、充て可能な基金の保有額を約15億円増加させたことが要因の一つとなっています。しかしながら、収入の範囲内で支出をするという基本的な原則については、なかなか達成できておらず、引き続き財政再建に取り組む必要があります。住みやすい町については、本市の補助を活用した移住者の世帯数及び人数が、就任前の4年間で53世帯86人だったのに対し、直近の3年8か月では、133世帯326人に増加をいたしました。また、安心して子供を生み育て、子供の健やかな成長を促すための環境づくりについても、市役所内にこども課を新たに設置し、窓口のワンストップ化を図りながら、子ども医療費の負担ゼロの拡充を行うなど、妊娠、出産、子育ての各ステージに応じた的確な支援体制の実現に取り組んでまいりました。小中学校の給食費については、物価高騰分を支援し、子育て世帯の負担をこれ以上増やさないと努めているところであります。一方で、市内のどの業界においても、人手不足が深刻な状態になっています。交通においても、民間バスやタクシーの運転手不足が深刻化しており、今、手を打たなければ、近い将来、運行が成り立たなくなる日が確実にまいります。近い将来、その日が訪れます。乗り合いバスや日本版のライドシェアなどを組み合わせながら、次の世代の交通システムの仕組みづくりを、早急に検討していかなければならないと考

えております。稼げる町については、観光ビジョンで掲げる令和6年度観光消費額の目標値290億円を、実績値ではなんとか303億円と上回ったところではあります。一方で、観光入込客数は目標を16万人も下回っており、また、今年度の目標値346億円を達成するには、更なる取組が必要であることは間違いありません。しかしながら、限られた市の財源の中で、あらゆる施策を実行していくためには、相当な時間と多額の資金が必要となってまいります。それらを少しでもたくさん、少しでも早く実現できるような工夫と投資ができるように、更なる財源づくりに向けて、しっかりとした取組が必要となります。あわせて、ふるさと納税について申し上げますと、就任時の令和3年度寄附総額14億7,000万円から、その後16億円から17億円の間で、おおむね15%から20%の増で推移をしているところであります。指宿の知名度、産業力を考えますと、願わくば20億円を突破し、安定的な歳入確保と地場産業の育成に努めたいところであります。企業誘致施策については、できるだけ投資を呼び込み、雇用を生んでいくため、工場等の設置奨励、補助金の申請を開始いたしました。その結果、申請者数が令和5年度では3件、令和6年度は5件、令和7年度は7件というふうに予定をしており、右肩上がりに伸びてきた状況であります。交付した補助金は、今年で1億4,000万円を超える金額に達する予定であります。指宿の基幹産業である農業については、担い手の高齢化で休耕地や未利用設備が増える一方、新規就農者はハウス新設や機材導入が困難で、このことが担い手不足を加速させる要因の一つだと考えているところであります。新規就農者の若手の支援は喫緊の課題であります。農地、機械、施設の登録管理、経営支援、人材育成、時給調整などを一体的に行うセンター化を早急に構築しなければなりません。既にその整備を進めているところであります。情報発信については、就任早々の令和4年5月に公式LINEの立ち上げを検討し、9月にはスタートさせ、現在1万9千人の友だち登録をいただいています。また、一方で、災害時に市民の方々に直接情報提供できる災害救急マップ、いわゆる災急マップと呼ばれるものを作り出して、現在、その運用しておりますが、まだまだ市民の方々には十分に理解をしていただけていないのかもしれないかもしれません。このことについても、取り組んでまいりたいと思います。今後もできるだけ必要な情報を分かりやすく届けられるように、工夫を続けてまいりたいと思います。一方で、オンライン申請ができる手続を75手続に増やして、コンビニ交付率も約20%に向上させるなど、市役所窓口のデジタル化を積極的に推進してまいりましたが、市民へのますますの普及が課題としてあるところであります。さらに、ハード整備について幾つか申し上げますと、現在、指宿と山川の二つの給食センターで小中学校に給食を提供しておりますが、児童生徒の減少や両施設の老朽化を勘案し、ワンセンター化する再整備計画や国の指宿港海岸整備の進捗に合わせて、指宿駅周辺の機能強化と海岸に向かう通り会の整備を着実に進めていかなければなりません。また、道の駅いぶすき彩花菜館についても、民間活力による再整備を実行し、指宿の玄関口の更なる魅力アップをつくり出しているところであります。

以上、残余の質問につきましては、担当の者から答弁させたいと思います。

**○建設部長（窪田幸一郎）** 指宿温泉まちづくり公社について、委託事業における監督責任についての御質問でございました。まずは、指宿温泉まちづくり公社はどのような組織かということでございますが、指宿温泉まちづくり公社は、平成8年に砂むし会館砂楽が新たに建設されるのを契機に、公共施設の効率的な維持や管理運営を公共的団体などへの委託により推進することを目的として、指宿市、指宿市観光協会及び指宿商工会議所の出資により設立されております。組織としましては、総務管理課と環境管理課で構成されており、総務管理課は、砂楽の指定管理業務などの管理運営業務、環境管理課は公園や道路などの管理業務を行っております。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。市長、ありがとうございます。ただ、やはり4年前に皆さん方に公約とか政策目標を掲げているわけですから、その御自身のですよ、言えば自己評価というんですかね、達成率というのはどれぐらいだとお考えでございますか。

**○市長（打越明司）** 1期目の政策目標については、数値化した目標を提案をしておりませんでした。肌感覚で申し上げれば、充実した、全ての時間をそのために使い尽くしたという実感ではありますが、その成果は市民の方々に答えを、点数をもらわなければならないというのが実感であります。

**○7番議員（新宮領實）** もちろんそうですけれども、やはり私がお聞きしたかったのは、自分としてね、私はね、これまでこの4年間というのは、おおむね、達成率も含めて、自分がやってきたことについて何%ぐらいのね、言えば50・50かなと、まだまだ30かなというぐらいの表現で私は結構だった。今日は御自身のね、今までの4年間について、深掘りするつもりもありませんし、単なる市長がこれまでやってきたことをね、淡々と述べていただければそれでいいかなと思っていました。ただ、少し気になったのはね、移住者の方もね、今日、傍聴にお見えになってきておられますけれども、移住者が単に増えたというだけではなく、指宿市から流出した人もおるわけですから。やはりそんなところをね、移住者だけが増えて、あとは増えたばかりだよっていうのでは誤解も与えたりしますんでね。やっぱり流出したのは何人ぐらいだったのかというぐらいは、あの、御自身の中でしっかりと入れておいた方がよろしいんじゃないかなと思います。あえて、もうこれ以上はね、総括については申し上げません。市長選に出馬されるというのは、僕は残念だと思うんですけれども、いろんな方々から、やっぱり主張して。市長選に出るべきだと思うんですけれども。それはそれで、今日、こういうのを聞いた中で、俺も出てみようかなという人がおったらすばらしいなと僕は思ったりしているところなんです。

あと、まず防犯対策について少しお聞きしたいと思っています。近年、防犯事由は高まり続けていますが、本市の取組は十分とは言えないと思います。防犯カメラ、通学路の安全対

策，地域防犯組織の支援など，必要な施策は多岐にわたります。市長はこれからの防犯強化策を，次期市政でどこまで本気で取り組む考えか，明確な方針をお伺いいたします。まず1番目に，防犯対策の取組について，お答えをいただきたいと思います。

**○危機管理課長（打越貴人）** 防犯対策の取組としまして，令和7年8月号の広報紙に，犯罪被害に遭わないためにそれぞれの家庭で防犯対策に取り組めるよう，防犯対策についての特集を掲載いたしました。今後も1年に1回程度，特集を掲載し，啓発に努めたいと考えております。また，指宿地区防犯協会と連携して，様々な防犯対策の活動を実施しております。令和7年度からは，新たに愛犬と散歩しながら防犯パトロールを行う，いぶすきわんパト隊が発足しました。また，子供の登校時間の午前8時までと下校時間の午後3時からの見守り活動を推進する，83運動推進事業を，令和8年1月からスタートする予定です。加えて，昨今，闇バイトに関わる若者が増えている状況を抑止し，防犯意識の高揚を図るため，市内中学校及び高等学校に指宿地区防犯協会が選定した闇バイト防止に関する書籍の寄贈を計画しているところです。今後も関係機関と情報を共有し，一緒になって取り組むことが重要と考えておりますので，関係機関と連携しながら，市民の防犯意識が高まるよう啓発してまいりたいと思います。

**○7番議員（新宮領實）** 防犯カメラの増設というのは，お考えになっていらっしゃるかどうか。

**○危機管理課長（打越貴人）** 防犯カメラの増設につきましては，次回の防犯カメラの更新時に，指宿警察署の意見を伺いながら検討する考えでおります。

**○7番議員（新宮領實）** 検討だけではね，やはり不十分じゃないかなと。やっぱり犯罪抑止力というのをね，やっぱり危機管理としてね，どこまで考えられるかですよ。今，首都圏でもね，やはりこの防犯カメラがあることによって，犯罪も減る。そして，犯罪の検挙率も上がっている。ここをどう考えていらっしゃいますか。

**○危機管理課長（打越貴人）** 防犯カメラもですね，防犯対策の一つだと認識しております。その他にも，センサーライトや防犯砂利，二重ロックの実施を普段から行うこと，近所付き合いをしておくことなどがあります。防犯カメラの設置につきましても，各家庭でとっていただく防犯対策の一つだと考えているところです。

**○7番議員（新宮領實）** 今日は深掘りをしていきませんが，是非，これからもそのところはお考えになっていただきたいと思います。

防犯組織，防犯組合等の活動があるんですが，それに対して行政として支援していくお考えはございませんか。

**○危機管理課長（打越貴人）** 市として，指宿地区防犯協会に負担金を支出しております。この負担金から指宿地区防犯協会が，校区の防犯組合や青パト隊などが行っている防犯診断や防犯パトロールなどの事業に対し，活動の助成をしているところです。今後も関係機関と連携

しながら防犯啓発に努める考えでございます。

**○7番議員（新宮領實）** よろしく申し上げます。

学校給食費の無償化についてお尋ねをいたします。全国的に無償化が加速する中、本市は依然として取り組めていないどころか、給食費を値上げしている状況です。そんな中で2026年3月から、小学校の給食費の無償化が始まろうとしております。これを機に市長は給食費完全無償化を次期市政の具体的な政策として位置付ける考えはございませんでしょうか。

**○教育部長（湯ノ口繁生）** 本市では子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担の軽減を目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しているところでございます。物価高騰等に伴い、学校給食費が値上がりする場合には、市の補助金額を増額することで、これ以上、新たな保護者負担は求めないという対応を行っているところでございます。学校給食費の無償化につきましては、国が公立小学校の学校給食費を令和8年度からの無償化に向けて検討するとの報道がありましたが、現段階においては具体的な国の方針が定まっていないことから、本市としましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 例えばですよ、国が小学校の給食費を無償化した場合、本市の中学校を無償化するには、幾らぐらい必要なんでしょうか。

**○教育部長（湯ノ口繁生）** 仮の話になりますが、現在、国の方が小学校の支援を4,700円程度行いたいというふうに報道があるところでございます。小学校の方に支援をいただいた場合、中学校まで完全に無償化する場合、6,479万円程度必要と考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 市長ね、今、6,400万円と言いました。これね、ふるさと納税なんかでね、賄えないんでしょうかね、どうなんでしょう。

**○商工水産課長（宮地主税）** 学校給食費につきましては、給食費を据え置くための学校給食費負担軽減事業に、ふるさと応援基金を活用しております。ふるさと納税は、寄附者から寄附をいただく際、その使い道において、食料供給都市の実現に関する事業、健康産業都市の実現に関する事業など、五つの項目から選択いただいております。その結果を踏まえて寄附金を活用する事業について、関係課で協議をし、判断して、充当しているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 是非、この給食の無償化というのはですね、取り組んでいただきたいなと思っているところでございます。

次に行きます。ふるさと納税の取組についてお尋ねをします。寄附額の伸び悩みや返礼品開発の遅れが指摘されています。今後、返礼品戦略の見直し、事務体制強化、人材配置の適正化を行う考えはあるのでしょうか。

**○商工水産課長（宮地主税）** ふるさと納税につきましては、近年、米、ビール、トイレトペーパーといった日用品を取り揃えている自治体や、ふるさと納税の取組を強化しつつある都市部の自治体との競争もあり、県内においては、令和6年度の寄附額実績が対前年度比マイ

ナス10%、20%といった自治体もある中、本市においてはマイナス1.7%と踏みとどまっている状況であると考えております。返礼品につきましては、冷凍オクラやベーグルなど、これまでなかった新たな種類の返礼品や、返礼品の新たな組合せによる定期便の開発等を適宜行っているところでございます。また、宿泊クーポン券や、現地決済型の電子クーポン券など、本市を訪れる観光客から寄附を頂く取組について、利用できる店舗を増やすなど、今年度、更に強化をしているところでございます。これらの取組を進めることで、令和7年度は、寄附目標額を18億円とし、まずは20億円を当面の目標としているところでございます。本市としましては、現状の組織体制によりまして、いぶすき観光デザインとも連携し、市内事業者とも協議を重ねながら、本市ふるさと納税の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 課長、当面と言いましたけれども、当面とはいつ頃までをお考えですか。

**○商工水産課長（宮地主税）** 今現在、ふるさと納税の推進を進めているところでございます。おかげさまで、今年度の状況につきましても、昨年度、前々年度よりも、現在のところは多くの寄附額を頂いているところでございます。この状態のまま、更に強化を進めてまいりまして、なるべく早い時期に目標額を達成したいと考えており、いぶすき観光デザインや市内の事業者の方々の協力も得ながら、達成できるように努めてまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 人口減少対策についてお尋ねします。人口減少が止まらない中、従来の施策では効果が見えにくい状況です。市長は、定住促進、移住促進の抜本的な転換を行う意思があるのか。また、そのための新たな政策パッケージを検討しているのか、伺います。まずは、定住促進について御答弁を願います。

**○企画政策課長（東忠孝）** 人口減少は、そのスピードをいかに緩められるかがポイントだと考えております。移住施策の一つとして、この町で育った子供や孫を迎え入れる新たな試みを実施したことから、Uターン率は上昇し、移住者数は大きく増加しておりますので、これまでの施策の意義は十分にあるものと認識しております。第2期指宿市人口ビジョンにありますように、人口減少の対策には、自然減少数の抑制や若い世代の流出抑制、流入促進、地域特徴を生かした地域産業の活性化など、総合的な対策を講じることが必要と考えています。対策の一つとして、若い世代の流出抑制の点では、高校生などに向けて、地元企業への就職を促す機会を継続的に提供することが重要であると考えています。流入促進の点、つまり、これからの移住施策についてですが、コミュニケーションという視点が重要ではないかと思うところでございます。例えば、ビジネスや趣味・嗜好など様々なコミュニティで、人と人とが交わる、コミュニティ同士が交わる、そのような中で、指宿の魅力を感じ、親近感を覚えてもらうことが、移住へのきっかけづくりとして大切ではないかと思うところでございます。移住施策については、既存の施策を含め、時代や地域性、ニーズなどに沿うものが必要だと思

ますので、これらを見極めるために、移住された方に対し、暮らしぶりや仕事の内容などをお尋ねするアンケート調査の準備を進めております。この結果も踏まえ、移住施策として更に何が必要であるかを分析し、施策に反映してまいりたいと考えております。また、新たな検討として、移住のステージの一步、二歩、手前に位置する、特定の地域に多様な形で関わる関係人口を足掛かりに、本市に関心を持つ方の裾野を広げ、移住につなげる必要があると考えます。国では、ふるさと住民登録制度の検討が始まっており、ふるさとに思いを馳せる方、地域の力になりたい方などを可視化し、地域の担い手確保や活性化につながるものと思っておりますので、このような動きも注視してまいりたいと考えています。さらに、本市で生まれ育った子供たちの郷土愛を育む施策も必要だと思っております。子供たちの心に、ふるさと指宿を刻むため、小学生や中学生のうちのできる限り、砂むし温泉やスメ体験など、特にこれだけはと思う指宿の宝物を体験してもらうことにしております。仮に、その子供たちが進学や就職の機会に、一度、指宿を離れても、それらの体験がふるさとを思い続ける記憶として刻まれ、本市へのUターンや関係人口につながるものと思っております。

**○7番議員（新宮領實）** 市長ね、高校生、やはり大学生をね、指宿につなぎとめる。地元で就職したときに、就職祝い金的なものをね、お配りするというようなお考えというのはございませんでしょうか。

**○企画政策課長（東忠孝）** 先ほども対策として、若い世代の流出抑制の点では、高校生などに向けて地元企業への就職を促す機会を継続的に提供することが重要であり、その施策を展開しているところでございます。現時点におきましては、そういった祝い金等については、まだ、検討はしていないところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 是非、検討してみてください。結構いいんじゃないかなと自分では思ったりしているんですけども。

少子高齢化についてお尋ねします。少子化対策も高齢者支援も、現行政策では限界が見えています。市長は子育て支援の拡充、高齢者福祉の新たな仕組みづくりについて、次の4年間で具体的にどのような改革を行うつもりか伺います。まずは、少子化対策についてからお願いをいたしたいと思えます。

**○こども課長（上西園真紀子）** こども課の新設と同時に、こども課内にこども家庭センターを設置して、子供を産み育てられる支援、相談体制の強化を図っております。また、各種手続において、電子申請を導入したことで、育児やお仕事で忙しい保護者の方が、御自分の都合のいいタイミングで申請手続が可能となり、空いた時間で申請できて良い、申請手続のために市役所の窓口まで行く必要がなくなったなど、御好評をいただいております。さらに、本年10月には、天候に関わらず利用できる屋内施設、まめっこランドを開設し、多くの子育てファミリーや保育所、幼稚園などに御利用いただくなど、より充実した子育て環境の整備に取り組んでいるところです。今後、これらの施策を更に充実させるとともに、来年度から始

まる、保護者が働いていなくても月10時間まで保育施設等を利用できる、こども誰でも通園制度の実施や、指宿で生まれた子供を大切にできるような事業など、指宿市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である、すべての子どもの健やかな成長と幸せ、地域で子育て応援・いぶすきの実現を目指し、新たな取組にも努めてまいります。

**○7番議員（新宮領實）** 課長ね、子育て支援というのは、やはり女性目線がね、一番大事であろうと考えているんですね。是非、子育て支援にね、もっと踏み込んだね、施策をね、是非、お考えになっていただきたいなと思っておりますので、そのところ、よろしく願いをいたしたいと思います。

高齢者対策について、お願いいたしたいと思います。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 高齢者対策につきましては、高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して生活ができますよう、介護や医療、生活支援等を社会全体で支える地域包括ケアシステムの体制の構築や、地域共生社会の実現に向けまして、地域や多様な関係機関と連携をしながら、高齢者福祉の施策を推進してまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 高齢者はこれからもっともっと増えていくと思いますので、手厚く支援ができるように、いろいろ施策をお考えになっていただきたいと思っておりますので、お願いをいたしたいと思います。

観光産業の支援についてお尋ねをいたします。観光は本市の基幹産業であるにもかかわらず、コロナ後の回復が十分とは言えません。市長は、滞在型観光への転換、観光消費額の増加施策、観光インフラの強化について、次期市政でどこまで踏み込んだ施策を講じるのか、お伺いをいたします。

**○観光課長（山下浩二）** 本市では、令和5年3月に市民、事業者、行政が一体となって観光振興を推進し、地域経済の好循環を生み出すための指針として、指宿市観光ビジョンを策定いたしました。明確な目標として、計画期間の最終年である令和9年における観光消費額を、令和元年と比較して20%を増加させることを掲げております。この目標達成に向け、令和5年4月には、観光経済関連団体の代表者からなる指宿市観光・経済戦略会議を立ち上げました。同会議では、各団体が実施している事業の整理や新たな事業提案、具体的施策の絞り込み等を行うとともに、組織の垣根を越えた官民連携による事業の展開を進めております。また、滞在型観光への転換、観光消費額の増加、観光インフラの強化は、指宿市観光ビジョンに掲げる重要な基本戦略であり、戦略会議においては、本市の観光業等の現状把握に努めつつ、事業提案や進捗管理を行いながら、各団体の役割を明確化しております。さらに、関係機関と協力しながら、積極的な事業展開へとつなげてまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 当市のね、観光産業の浮揚はね、本当に大切なところがあると思います。切れ目ない対応をお願いしておきたいと思えます。

地域活性化についてお尋ねをいたします。地域コミュニティの弱体化や商店街の衰退が続

く中、現状の対策は効果が限定的です。市長は、地域住民が主体となる新たな活性化手法や商店街支援策の強化を行う考えがあるのかお伺いします。まず、地域コミュニティの活性化をお尋ねしたいと思います。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 地域コミュニティの活性化につきましては、本市の重要な課題と認識しております。現状では、令和6年度に新設した、みんなのまちづくり事業支援補助金により、住民自らが地域課題を考え、解決に取り組む活動などを支援しており、今年度は、制度を更に使いやすく見直したことで活用が広がっているところです。また、市職員や集落支援員が地域の実情に合わせた話し合い活動に対するサポートを行うほか、スマートフォン講座などを通じて、高齢者を含む地域住民のデジタル活用の促進にも取り組み、新しい形でのつながりや交流の促進を図っているところです。今後も、現在、取り組んでおります事業の効果を見極めながら、より地域住民に喜ばれる制度とするとともに、地域コミュニティの基盤となる人材の確保、活性化につなげる方策を、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。やっぱり地域の活性化というのは本当に大事ですんでね、そのところ、よろしく願いいたしたいと思います。

あと、集落を活性化、維持するための新たな取組は考えているのでしょうか。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 地域の担い手不足や高齢化が進む中で、地域同士が連携をして、必要に応じて集落の合併を進めることも有効な手段ではないかと考えているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** よろしく願いをいたします。

次に、商店街支援策についてお尋ねをいたします。

**○商工水産課長（宮地主税）** 商店街の支援策につきましては、現在、市では店舗等の新設、改修やイベント等に活用できる補助事業を実施し、通り会や事業者の皆様方に活用をさせていただいております。また、指宿市の玄関口である指宿中央通りの再整備に向け、宝くじ助成金を活用したアーケード撤去も進めております。なお、今年度の工事につきましては、当初は11月中旬から実施する方向で予定しておりましたが、電線施設等の都合により、年明けの1月以降に変更になったというふうに聞いているところでございます。市としましては、今後も引き続き、街のにぎわいづくりに向け、通り会、事業者、商工会議所等と連携をしながら、地域経済の発展及び市民生活の向上を図ってまいりたいと考えております。その上でなんですが、地域経済の活性化及び域内経済循環の促進は、市民の皆様方、経済団体、行政が一体となって取り組んでいく必要があることから、現在、中小企業・小規模事業者の振興を目的とした基本条例の策定を進めているところでありまして、今週から1か月間、市ホームページや各庁舎によりパブリックコメントを実施し、意見等の募集を始めているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 通り会からの要望等は十分反映されていらっしゃるんですか。

○商工水産課長（宮地主税） 今現在、関係団体の方々や事業者の方々とも意見交換をしながら進めているところでございます。また、どうしても意見をされたいという方につきましては、ホームページや庁舎等においてもパブリックコメントを実施しておりますので、そちらの方で、また、意見を聴き取ることも可能でございますので、多くの方々の意見を取り込みながら、策定を進めてまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） よろしく願いいたします。深堀りはいたしませんので、もう。

道路インフラ整備についてお尋ねをいたします。老朽化した道路や通学路の安全確保が喫緊の課題です。市長は優先順位を再整理し、予算配分の見直しを行う考えがあるのか。また、次期市政での整備計画の具体案を伺います。

○土木課長（東恵一） 現在、市では、道路幅員近4m以上の市道整備を実施しておりますが、4mに満たない整備要望には、用地買収が伴うことから、要望時には地区の代表者であります館長が、土地地権者を含む関係者の署名を集め、要望書をいただいております。事業化までに長期化を要し、要望時の関係者も様変わりしている状況も考えられますが、要望に対する地区住民の意思確認と共有も必要であると考えておりますので、これらを踏まえ、今後、要望書の添付書類につきましては、検討してまいりたいと考えているところです。認定外道路の整備要望につきましては、指宿市認定外整備要綱に基づき、材料支給や事業費の半分補助等により対応しているところですが、要望内容や利用形態を踏まえ、市道への格上げや格下げも含め、道路整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 課長ね、もういつも認定外、認定外と言うんですけど、この認定外道路のね、整備要綱を見直す考えはないんですか。

○土木課長（東恵一） 要望内容や利用形態を含めながら、また、今後、市道への格上げ、格下げも含めて、その認定外の部分も含めて、道路整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 本当ね、旧指宿にはこういう認定外道路というのが非常に多い。そこ、でも、認定外道路のところに人が住んでいないかといったら違うんですよね。人がいっぱい住んでいる。その中でね、そこだけ取り残されているような状態が、ただ、課長も見られてね、よく分かっていると思いますんで、そこのところを、是非、お考えになってみてください。お願いいたします。

職員数の削減についてお尋ねをいたしたいと思います。

○人事秘書課長（木下英城） 職員数につきましては、定員適正化計画を策定をしまして、計画的に適正な定員管理を行っております。具体的に少し申し上げますと、令和5年度から令和6年度に向けて4人を削減、令和6年度から令和7年度に向けて3人を削減をしております。今後もこの計画に基づきまして、令和5年度を基準といたしまして、令和12年度までに22人

の職員数の削減ということを目標としております。

**○7番議員（新宮領實）** 削減にね、力を入れているというのはよく分かるんですが、これぐらいの削減で、市民は納得できないと思うんですよ。やはり70歳で完全定年制をね、条例で定めるとかですよ。そういう形でないと、本当に指宿丸も定員オーバーで沈没するんじゃないかな、沈没する恐れがあるんじゃないのかなと思うんですが、そのところはお考えになりますか。

**○人事秘書課長（木下英城）** 財政健全化、それから人口の減少、こういったことに対応するため、定員管理の適正化を進めておりますが、道路の維持管理であったり、防犯対策、それから、地域の環境を守るための様々な施策、こういったものにつきましては、人口の増減に関わらず、ずっと続けていかなければならない公務でございます。また、近年では空き家の対策、あるいは地域コミュニティの支援、そして、デジタル情報化への対応、そういった新しい課題も次々に生まれてきております。そうした中で、市民サービスの低下を招かないようにしながら、職員数の適正化を図っているところでございます。また、最低限かつ必要な職員数を維持する一方で、働き方改革を推進し、男性の育児休業など多様な働き方を実現していくためには、それに見合った数の職員数を確保することも、また、必要であると考えております。このような状況を踏まえて、今後も引き続き、事務事業や組織体制の見直し等により、定員適正化計画に基づいた人員削減に取り組んでまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** よろしくお願いたします。

すぐやる課の創設についてお尋ねします。市民の声を迅速に処理する、すぐやる課構想は、私自身が日頃より市長にお願いしている政策であるにもかかわらず、未だ実現していません。市長は次期4年間で必ず実施する気持ちがあるか、全くないのか、明確に伺います。

**○人事秘書課長（木下英城）** 本年3月、令和7年の3月議会におきまして、全ての課がすぐやる課であり、そのことも職員一人ひとりに再認識をさせ、よりよい行政サービスの提供に努めてまいりますと答弁をいたしております。しかしながら、対応が遅いとの御意見が多く寄せられているとのことでございます。職員一人ひとりの意識醸成を図るためにもですね、議員の皆様へ、対応が遅いといった御意見や苦情が寄せられた際は、是非ともですね、どの部署がどのように対応が遅かったのか、どういった内容だったのか、具体的に御指摘をいただければありがたいと思っております。その都度その都度に、職員間で情報共有をして、すぐできるものについてはしっかりと対応をしていきたいと考えております。引き続き、より一層効果的に対応することを心掛け、よりよい市政運営に努めてまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** すぐやる課というのは、もう眼中にないということですのでよろしいですね。

**○人事秘書課長（木下英城）** 令和6年度のスタートに当たりまして、全職員に対し、最高のサービスを最少のコストで、という市役所の大原則を示しました。あわせて、市民への対応に

あつては、スピード感を持って、分かりやすく最後までという仕事の心構えというものも示したところがございます。このことを全職員が理解し、徹底して実行に移すことで、地方自治法がうたう最少の経費で最大の効果が得られ、市民サービスの質が更に充実していくものと思っております。お尋ねのすぐやる課については、すぐやる課だけがやって、それ以外の課はそうでなくてもよいと、そういったことにはならないわけですね。その分野に従事する職員、あるいはその分野に精通する部署において、スピード感を持って現在も取り組んでおります。もしそうでなかったとすれば、反省をしなければなりませんし、改善に努めていかなければなりませんので、引き続き、そういった声がございましたら、是非、お届けをいただきたいと思っております。私どもは行政という仕事の範疇の中で、スピード感を持って分かりやすく、最後まででき得るパフォーマンスを最大限に発揮していく、そういうことが肝要であると考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 市民の皆さん、今の答弁をお聞きになったと思いますのでね、しっかりと対応するというところでございますんで、私も安心しました。

次に専門職の育成についてお尋ねします。高度化する行政課題に対応するには、専門人材の確保と育成が不可欠です。指宿市ではサッカー場の整備、芝の管理を職員が担っていると聞きます。また、ヘルシーランド温泉施設や、たまたま箱温泉の維持管理においても、専門職の人材が不可欠と思うが、市長は専門職採用、職員研修、外部人材登用などの強化策を、次期市政でどこまで進めるお考えかお伺いいたします。

**○人事秘書課長（木下英城）** これまでも議会のおきまして、温泉掘削の工事管理や掘削に関する高度な技能、知見を持った専門職員を育成することは難しいのではないかとの答弁をさせていただいております。しかしながら、指宿市の職員として、温泉に関して一定程度の知識を有することが望ましいとの考えから、担当部署におきまして、有識者を招いての意見交換会や、市内事業所から温泉設備について技術的なアドバイスを受けるなど、知識の習得に努めているところでございます。また、フットボールパークの芝管理につきましては、特徴である質の高い芝を維持していくために、知識と技術を持つ人材の育成が必要であると考えておりますことから、現在、市内関係団体と協議・検討を進めているところであります。

**○7番議員（新宮領實）** もうそんな考えではね、ヘルシーランドの蒸気泉源は管理できないと思いますよ。温泉立国指宿にね、温泉の管理ができる職員がいないというのはゆゆしき問題じゃないんですか。これ、この管理は外注に任すんですか。どうされるんですか。自分たちでするんじゃないんですか、これ。どうなんでしょう。お答えください。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** ただいま、人事秘書課長の方から答弁があったとおりでありますが、技術者を専任でということでございますんでして、今のところ、事務職も含めて、そういった温泉に精通する人材を育成するというようなことで考えております。そういった中で、御指摘の泉源についてはですね、基本的には我々が責任を持って、市として、市の職員

になろうかと思いますが、管理していくということを、現在のところは考えているところがあります。

**○7番議員（新宮領實）** 今回は時間がございませんもんね、この件については深掘りしませんけれども、もし、また、皆さんとこういう形の中でね、こういう場があったとしたときにね、また、詳しく聞きますけれども、これね、部長ね、本当、大事だと思いますよ。せっかくね、出ただけでね、喜んどうたって、あとの管理ができないことには話にならないんだから。何億も掛けてですよ、またバルブがね、閉まらなくなつて、また、爆発しました。また、お金が要りますって。こんなじゃ、もう止めた方がいいぐらいの感じがしますんで、これ以上はもう申し上げませんがね。そこのところはね、是非ね、お考えになっておいてください。お願いいたします。

次にまいります。次期市政に向けた取組について、市長にお尋ねをいたしたいと思うんですけども、先ほどから市長ね、だんまりでね、非常に残念なんですけれどもね、ちょっとお答えくださいよ、少しは。いや、本当に。何のために私がここにいるのか全然分かんないじゃないですか。次期市政に向けた市長の基本的なね、方針を伺いたい。来年の選挙があるからそこまではという形かもしれませんが、来年の市長選挙にね、立候補するということを決めたんですから。そこのところは、やはり市民の皆さんに、次期政権にいただいたら、やはりこういうことをやりますというぐらいはですね、言ってもらえないことには、もう話にならないんじゃないかなと思います。今、出馬をね、表明された市長におかれましては、これからの4年間で本市をどの方向へ導くのか、市民に明確な未来像を示す責任があると思うんですよ。今までおざなりにした事柄で重複することがあるかもしれませんけれども、そこのところは御容赦いただきたいと思います。次期4年間の重点政策についてお尋ねしたいんですけども、ここどうなんでしょう。

**○総務部長（渡部徹也）** 市長の命を受けておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。現在、大変厳しかったコロナ禍といった状況からは、少し解放されまして、様々な分野で活動が活発になってきております。しかしながら、一部産業では、まだ十分に回復しきれておらずに、厳しい経営環境が続いているということも承知をしております。指宿の経済を復活させるため、引き続き持続可能な域内経済の好循環を生み出す仕組みづくり、これを進める必要があるというふうに思っております。大切なことは、市民、それから、各種団体、市議会の皆様と、私ども市役所がワンチームとなりまして、将来が楽しみとなる町になれるよう、一丸となって取り組んでいくことだと思っております。以上でございます。

**○7番議員（新宮領實）** 次に、財政運営の基本姿勢についてお尋ねします。人口減少、扶助費の増加、公共施設の老朽化が進む中、今後の財政運営をどのような方針で進めるのかお伺いします。

**○総務部長（渡部徹也）** 財政運営につきましては、令和5年に策定しました経営改善計画、こ

れに基づき、令和12年までに将来負担比率ゼロを目指すという基本目標の達成に向けまして、収入の範囲内で支出を抑える、市債はこれ以上増やさないという基本原則を常に意識しながら、将来に財政負担を先送りしない健全な財政運営を心掛けてまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 次に、組織体制の再構築についてお尋ねします。人員不足や専門人材の確保難が続く中、庁内組織をどのように再編し、市民サービスの質向上を図るのかお伺いいたします。

**○人事秘書課長（木下英城）** 人材の確保という課題解決に向けまして、市民サービスの質の低下を招かないためにも、将来を見据えた組織の再編というものは、必要不可欠であろうと考えております。引き続き、民間活力の活用など、組織機構のスリム化を図りながらですね、あわせて、限られた人的資源を活用するために業務の効率化であったり、窓口業務のオンライン化を進めたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。持続可能なまちづくりのビジョンについてお尋ねします。今まさに市長が街宣車で流している本市が15年後、20年後も持続可能な自治体であるために、次期市政ではどのような中長期ビジョンを掲げるのか、市長の決意をお伺いいたします。

**○企画政策課長（東忠孝）** 現在、市では第2次総合振興計画が令和7年度末をもって計画期間が満了することから、総合振興計画審議会や市民の皆様様の御意見を反映しながら、第3次総合振興計画の策定を進めております。計画の中でも触れておりますが、本市を取り巻く環境に目を向けますと、人口減少や少子高齢化がますます進み、持続可能なまちづくりが今まで以上に困難な時代になってきております。日々変化する社会情勢や本市を取り巻く環境や課題等を踏まえ、行政や市民の皆様、関係団体の方々が互いにコミュニケーションを深めていく必要がございます。そして、自助、共助の精神の下、市民一人ひとりがより積極的にまちづくりに関わることが、これからの指宿のまちづくりにとってとても大切なことだと思っております。その前提として、市民一人ひとりが生き生きと暮らすことができ、明るい未来を共に創造していくことが何よりも求められております。本市が10年後も20年後も持続可能な自治体であるために、市民の皆様はもちろん、訪れる全ての方々が好きになる町であり、共に将来が楽しみになる町を目指して、また、その勢いを未来につないでいけるように、市民一丸となって取り組める施策を展開していく必要があると考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 以上、市長にまつわるね、質問をずっとしてきたんですけども、何か市長、何かありますか。一言ぐらい。今、市長のね、これからの分も併せてね、お尋ねをしてきたんですよ。市長の市政運営についてをね。その中で、今、最後に、次期市政に向けた取組までね、お尋ねをしたんですけども、全部、これまでもる聞いた中で、これからに賭ける気持ちというのは、一言ぐらい、何か言いませんか。

**○市長（打越明司）** せっかくのお尋ねでありますので、4年間の総括の中で踏まえて申し上げたいと思いますが、4年間の総括については、先ほどお話をしたように、様々なもので目標数値を上回っているものもありますし、計画どおりに進んでいないものもあります。それぞれの分野において課題は自分なりに考えておまして、それをもし、次の4年後、お任せいただけるようなことになりましたら、具体的にまた皆さんの前で決意を話したいと思っております。いずれにせよ、今、考えている方向性につきましては、十分にメンバーと協議をした上で、それぞれの課から話をしたものでありまして、そのことを誠実に進めてまいりたいというふうに思います。

**○7番議員（新宮領實）** 市長をね、一生懸命応援されている打越明司シンパという方々もね、たくさんいらっしゃいますので、その方々の期待を裏切らないよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

まちづくり公社についてお尋ねします。委託事業における監督責任についてお尋ねします。先ほどまちづくり公社の組織としての形態はお聞きしました。今、指宿市のね、まちづくり公社に対する出資額、観光協会の出資額、商工会議所の出資額はそれぞれ幾らになるのでしょうか、お尋ねします。

**○土木課長（東恵一）** 指宿温泉まちづくり公社は平成8年に設立されておまして、その当時の出資額で指宿市が5,000万円、指宿市観光協会が50万円、指宿商工会議所が20万円であります。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。

まず砂楽についてお尋ねします。3月議会で指摘した周辺整備、美化については解決済みでしょうか。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 以前、御指摘をいただきました件についてですが、その後、指宿温泉まちづくり公社の方で既に対応をしてくださっているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 迅速に対応していただきありがとうございます。

総務管理課、環境管理課、ともにトップは市からの天下りであろうと思うんですが、元部下の皆さん方がね、建設課にしても商工水産課にしてもですよ、皆さん方からの要望について、こうしてくださいということについて、しっかり聞いていてくれているんですか。どうなんですか。無視されているんじゃないかなと思うようなところが見当たるんですが、どうなんでしょうか。

**○土木課長（東恵一）** そのような御心配をかけて、大変申し訳ありません。良好な関係を保っている状況でございます。

**○7番議員（新宮領實）** 道路管理業務について、過去3年間の委託料はどうなっているか、また作業員は何人いるのか、お尋ねをお願いいたします。

**○土木課長（東恵一）** 道路管理業務委託料であります。令和5年度が5,858万5,602円、令和6

年度が7,282万3,971円、令和7年度が8,108万5,216円となっております。道路管理作業に関わる作業員は、環境管理課のうち、指宿班が9名、開聞班が4名、山川班が3名の、合計16名が道路管理係として作業に従事しておるところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 観光施設管理課が所管し、公社が委託を受ける公園は何箇所あるのでしょうか。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 観光施設管理課が所管している公園は24か所ございます。そのうち19か所の草刈り業務の管理については、土木課のほうから公社に委託をしているという状況でございます。

**○7番議員（新宮領實）** あと5、6か所というのは、どこ辺りになるんですか。大体、分かる範囲の中で、あそこ辺りです、あそこ辺りで結構でございます。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 残りの5か所というのが、2か所が条例公園でございます。1か所がかいもん山麓ふれあい公園、これ市の直営でございます。それから花瀬望比公園、これも市の直営、2か所ございますが、それ以外に、その他の公園として3か所、西大山駅前の公園、それからなのはな団地の公園、それからなのはな団地の三角公園というところが、合わせて5か所ということになります。

**○7番議員（新宮領實）** どこが管理するのか。観光施設管理課でされるんですか。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 先ほどの条例公園は市の直営ですので、観光施設管理課が管理をしてございます。その他の公園についてですが、まず、西大山公園の方では、まちづくり公社に管理の業務委託。それから、なのはな団地の公園につきましては、地区のほうで管理をいただいている。それからなのはな団地の三角公園については、土地開発公社ということでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 除草作業の工程表は誰が作成し、管理するのかお尋ねします。

**○土木課長（東恵一）** まちづくり公社のほうで班長を中心に管理しているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** まちづくり公社の誰がね、工程表を作成して、誰が管理するのかということですよ。誰かがするんでしょう。それは下の方にさせるんですか、上の方がするんですか。

**○土木課長（東恵一）** 環境管理課というところがありますので、そこで各指宿班、山川班、開聞班の班長から現状を確認し、計画をあげていただいて、管理課の方で確認しているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 土木課からね、依頼がいったら、誰かがすぐ見に行くんですか。

**○土木課長（東恵一）** そのようなシステムになっております。

**○7番議員（新宮領實）** これは優先順位は誰が決めるんですか。独断と偏見ではないのか、どうなんでしょう。

○**土木課長（東恵一）** そのこの通行量，並びにその繁茂状況というのを現地で確認するのが各班長の役目になっておりますので，そこでの優先順位になると思います。

○**7番議員（新宮領實）** 土木関連の優先順位はね，ほとんど評価基準というのがね，今時，採用されているんですけども，そもそもこの基準を知らないんじゃないですか。土木技術者なんですか，そのこの班長さんというのは。どうなんでしょう。

○**土木課長（東恵一）** それぞれ班長がおりますけれども，それぞれ経験値を持った，土木を経験された方もおられますし，また，そのほかもおられます。

○**7番議員（新宮領實）** 全然分かってないのによ，そういうところが。自分の独断でね，今日はこっちにしよう，あっちにしようというふうになるんでしょうか。

○**土木課長（東恵一）** そのこの周りの環境にもよりますけれども，継続してやっている路線等々ございますので，そこに対しましては班長の判断になると考えております。

○**議長（西森三義）** 新宮領議員はマイクに向かって発言してください。

○**7番議員（新宮領實）** 分かりました。はい，聞こえますね。

まず，観光都市指宿の視点から，除草についてお尋ねしたいんですが，観光客が訪れた際，道路脇や公園の草が伸び放題ではイメージダウンに直結します。観光戦略としても草刈りは重要ですが，その認識はありますか。

○**土木課長（東恵一）** もちろんございます。そのような状況にならないように，管理に努めてまいっているところでございます。

○**7番議員（新宮領實）** 防災，安全の視点からもお尋ねいたします。交差点の見通しが悪くなったり，避難路が塞がれたりするのは人命に関わります。遅れましたでは済まされません。優先順位をつけて，緊急性の高い場所は，即時，対応する仕組みになっておられるんでしょうか。

○**土木課長（東恵一）** そのような体制になっているところでございます。

○**7番議員（新宮領實）** 間違いありませんよ，そのこのところはね。モニターをお願いいたします。今，映っているところはですね，市道宮上玉利線という，玉利から木之下に抜ける道路なんです。これね，今年の9月末ぐらいに要望したところなんです。このこのところでね，市の監督責任が果たせるのかをね，明確にここからお尋ねをしたいんですが，これはね，単にこれだけの問題ではなく，他でも発生している事案と思うので，お尋ねしていくわけなんです。これ，除草作業をね，9月末頃，要望してから，2か月経ってもね，作業されなかった。12月1日に要望した部分の半分を終えた。それも，仕事は満足できるものではないんですけども，やはり公民館長の要望をね，どう捉えているんでしょうか。地域住民からね，どうして対応してくれないんですかっていう苦情が寄せられて，公民館長の仕事ぶりもね，疑われている。どう思いますか，この件，課長。

○**土木課長（東恵一）** 今，議員のおっしゃられる，確かに地域の代表される公民館長に頼まれ

た中での作業ができていなかったという、そのような作業の遅れというものの指摘に対しましては、本当に大変申し訳ありません、お詫び申し上げます。そこに対しまして、確かに草の繁茂というのが同時期でありまして、また、全ての市道路線を引き受けているまちづくり公社の作業になっておりますので、確かにそういう御指摘はちょっと耳が痛いところではございますが、確かに作業の方はしっかり確実にやっているところではございます。

**○7番議員（新宮領實）** モニター、もう一回お願いいたします。一応、議員の皆さん方にも見せますね。これをしたのが、12月1日にあったのがこれなんです。下からね、最大2mぐらいしかやってくれていない。もう少し上まで伸ばしてくださいって言ったんです。もう上から、大きなホイールの車が通ったら、もう上を叩いてしまう。そういう状況で、僕はどちらかというこの分にはね、ちょっと満足はしておりません。なおかつ、この上までお願いしとったんだけど、結局半分残されたままになっています。これを見た中で、課長にもお尋ねしますけれども、土木課で要望を受け、公社につないだ後の進捗は見ないのか、怠慢ではないんですかね。どうなんでしょう。土木課で受けたら、あとは確認に行かないんですか。どうなんですか。

**○土木課長（東恵一）** 我々は地域の要望、また、市民からの要請というものに対しまして、まちづくり公社に確実に伝えているところではございます。もちろん、道路パトロールをしながら、その作業状況は確認しているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 市はね、まちづくり公社に対する草刈業務について、評価指標、作業期間、達成基準を具体的にどのように定めているのか。契約書や仕様書に基づいて説明いただきたいんだけど、今、持っていないでしょうけれども、そういうのはあるんですか。決めているんですか。

**○土木課長（東恵一）** 要望のあった箇所に対しましては、状況確認の上、まちづくり公社に依頼しているところでございます。今後は、危険性や作業計画などを踏まえ、市で優先順位を判断し、作業を実施するよう協議してまいる所存です。評価基準に対しましては、現在のところは申し合わせておりませんが、評価項目の選定や基準の数値化など、なかなか困難な部分もございます。今後、調査研究してまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 今回、依頼した草刈りの進捗状況は達成なんですかね。未達なんですかね。どう考えていますか。

**○土木課長（東恵一）** 通常やる作業としまして、今、宮上玉利線の本線部分は終了はしていると思いますが、その上の方に向かうところにつきましては、まだ途中と確認しているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 未達であればね、指導、改善命令、履行確認、契約の見直しといった措置を行う義務があるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

**○土木課長（東恵一）** 我々も、まちづくり公社との良好な関係を保っているところでございま

すが、そこに対しましても、もちろん発注者責任といたしまして、常に申し上げているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** これらを踏まえてね、契約額の見直し、事業範囲の見直し、競争制の導入、他事業者への切替えといった措置を行う考えはございませんか。

**○土木課長（東恵一）** 議員からいろいろ御指摘いただきましてありがとうございます。また、そういう御意見も含めながら、また、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** ちょっと厳しい言葉かもしれませんがね。天下りの責任者がいる第3セクターをね、適切に監督できるのか。行政全体のガバナンスが問われている問題だと思うんです。市長、まちづくり公社のね、抜本的な見直しが必要なときではないでしょうか。見解をお伺いします。

**○総務部長（渡部徹也）** まちづくり公社につきましては、冒頭、執行部の方の答弁でもありましたけれども、出資もして設立された第3セクターであるということは十分認識をしております。その、今、砂楽の部門、それから、公園・土木管理部門に、確かに市の職員のOBであった人間が在籍しているのは確かなんですけれども、今はその籍においては、まちづくり公社の職員、人間として、しっかりその職務を果たしてもらっているというふうに思っております。その上で、今、議員から御指摘があった内容、そういったものも踏まえまして、砂楽の管理のしかり、これからの道路・公園の管理の在り方しかりですね、市としてももう少しウォッチして、しっかり見極めながら、また、公社の方々ともですね、コミュニケーションを密にして、協議をしながら、より良い市民サービス、そういったものが提供できるようにしていくことというのは、非常に大事だと思っておりますので、今後、そのように取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

**○7番議員（新宮領實）** もう、部長、約束ですよ。お願いしますね。いや、本当に。

あと、人材が不足になっていて、やはり人材に勝るものはね、やはり機械力だと思うんです。モニターをお願いいたします。今ね、南九州市がこの機械を採用しているみたいですよ。

**○議長（西森三義）** 時間が来ましたので、簡潔にお願いします。

**○7番議員（新宮領實）** 是非ね、課長、これをね、指宿市も買ってね、公社に渡してください。そうしたらね、人間の何十倍って仕事をしてくれますんで。今回のこういう問題でね、皆さん方に嫌な思いをさせなくてもいい。是非、そのところもお考えになって、このまちづくり公社の除草の件はね、よろしく解決していただきたいなと思います。ありがとうございました、遅くまで。すいません、ありがとうございました。時間外でした。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時35分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

**○2番議員（松下知恵）** こんにちは。幸福実現党、松下知恵です。毎年10月27日から11月9日は読書週間とされています。今年読書週間に当たり、ベネッセが発行している子供の読書に関するニュースレターに目を通す機会がありました。その中で、読書をしない子供が10年前と比べて約1.5倍に増加していること。さらに、スマートフォンの利用時間と読書時間には逆相関関係が見られ、読書時間がゼロの子供ほど語彙力、読解力が十分に育ちにくい傾向があるという指摘が示されていました。とりわけ印象に残ったのは、これは単に本を読むか読まないかという生活習慣の問題だけではなく、物事を理解し、考え、自分の言葉で表現する力。つまり学びの土台そのものに関わる問題であるという点です。語彙力や読解力は、国語に限らず全ての学習の基盤となる力であり、その形成が不十分なままでは、子供たちの将来の学びにも長く影響を及ぼしかねません。読書を取り巻く環境は、スマートフォンやタブレット、SNSの普及などにより、ここ数年で大きく変化しています。そうした中、本市の子供読書活動推進計画を確認したところ、計画が2019年から2023年までの第3次計画に留まっていることを知り、私は正直、驚きを覚え、愕然といたしました。子供たちは、その間にも日々成長し、読書環境も刻々と変化しています。その変化に対して、本市の子供読書活動は十分に検証され、次につながる取組がなされてきたのでしょうか。こうした疑問から、本日は、子ども読書活動推進計画を軸に、本市における子ども読書活動の現状と今後の在り方について、質問させていただきます。

まず、児童生徒の読書活動の現状についてお伺いいたします。

1回目の質問といたしまして、読書時間について、小中高等学校の児童生徒への読書時間確保の取組と、全く本を読まない児童生徒数の平成30年度と令和7年度を比較した数値について、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

**○教育長（田之上典昭）** 議員から、本市の児童生徒の読書活動の現状についての御質問がありました。本市の読書時間確保の取組として、学校では、朝読書の実施や学級文庫の設置のほか、毎月23日を読書の日と設定して、読書カードの配布や読書日記などに取り組んでおります。また、就寝前に読み聞かせや親子それぞれで本を読むなどして、本に触れる時間を設けている家庭もあるようです。1か月に読んだ本の冊数が0冊であった児童生徒の割合を平成30年度と令和7年度で比較しますと、小学3年生が0%から0.7%へ、小学6年生が1.9%から5.0%へ、中学2年生が8.0%から3.8%へ、高校2年生が33.3%から37.5%へと変化をしております。中学2年生以外は本を読まない児童生徒が増えているという結果が出ております。以上です。

**○2番議員（松下知恵）** ただいま御答弁がありましたとおり、この数年で1か月に1冊も本を読

まない児童生徒の割合が、小学生から高校生まで複数の学年で増加しているという看過できない事態が明らかになりました。学校や家庭において、読書時間の確保や朝読書など様々な取組が行われている一方で、子供たちが実際に本を手にとらなくなってきたという現実には重く受け止める必要があると感じています。

そこで次に、子供たちの読書行動の変化を捉える指標として、貸出冊数についてお伺いいたします。学校図書館から、児童生徒1人当たりの貸出冊数はどのように変化しているのでしょうか。令和3年度と令和6年度の年間平均貸出冊数を、市立小中高等学校別に教えていただきたいと思います。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 市立小学校での児童の年間平均貸出冊数は、令和3年度は153.6冊でしたが、令和6年度は138.5冊であり、15.1冊減少しています。市立中学校での生徒の年間平均貸出冊数は、令和3年度は25.2冊でしたが、令和6年度は24.1冊であり、1.1冊減少しています。市立高等学校での生徒の年間平均貸出冊数は、令和3年度は4.8冊でしたが、令和6年度は3.1冊であり、1.7冊減少しております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。学校図書館における児童生徒1人当たりの貸出冊数は、小中高等学校いずれにおいても、この数年で減少している状況が確認されました。

では、学校現場において、子供たちが本に触れる機会をどのように確保しているかということについて、お聞きしたいと思います。先ほど、読書時間についての質問の答弁にもありました、朝読書の実施状況についてお伺いいたします。朝読書は読書習慣づくりの柱と言われていますが、全校読書、朝読書を実施している学校数の過去との比較を教えてください。

**○生涯学習課長（上園浩司）** お答えいたします。市立学校における朝読書は、令和7年6月時点で小学校8校、中学校5校で取り組んでおります。実施内容につきましては、頻度が週5回から月1回まで、時間が5分から15分までと学校によって差が見られるところであり、過去との比較になりますが、平成30年度と比較しますと、小学校で1校の減となっております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。朝読書は、子供たちが本に親しむ大切な取組であると考えますが、それが子供たち自身の主体的な読書行動や学校図書館利用増加にどこまでつながっているのか、お伺いいたします。学校図書館の利用状況について、学校図書館を利用する頻度の過去との比較を教えてください。

**○生涯学習課長（上園浩司）** 学校図書館の利用状況の月平均回数を、平成30年度と令和7年度と比較しますと、小学3年生が12.9回から12.3回へ、小学校6年生が10.7回から8.6回へ、中学2年生が5.5回から7.0回へ、高校2年生が4.7回から3.0回へと変化しており、中学2年生以外は学校図書館の利用が減っているという結果が出ております。

**○2番議員（松下知恵）** ここまで、本を読まない児童生徒の増加、学校図書館の貸出冊数や利用状況の変化など、子供たちを取り巻く読書環境の現状を確認してまいりました。これらの

数字は、子供一人ひとりの関心や努力だけではなく、読書を支える環境そのものが大きく影響しているのではないのでしょうか。子供たちが自然に本に出合える環境を整えることこそ、行政、政策の役割ではないかと考えます。

次に、図書館に関する統計について、お伺いいたします。市立図書館の近隣市との比較についてお伺いいたします。近隣の南九州市と比較して、1人当たりの貸出冊数が少ないようではありますが、市立図書館の貸出冊数を増やすためにどのようなことを取り組んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（上園浩司）** 令和6年度における住民1人当たりの貸出冊数につきましては、本市が3.61冊、近隣市では枕崎市が1.74冊、南さつま市が2.86冊、南九州市が6.63冊となっており、南薩4市の中で、本市は南九州市に次いで2番目に多くなっております。貸出冊数を増やす取組としましては、指宿・山川両図書館において、図書館フェスティバルや読書マラソン、読書通帳の発行を実施しております。図書館フェスティバルは年度によって内容や形態を変えながら開催しているところですが、過去には生涯学習課の主催イベントである生涯学習フェスティバルと同日に開催した年度もあるところです。読書マラソンとは、指宿市立図書館の蔵書の中から、借りた本の冊数を競って順位を決めるものであり、毎年2か月間にわたり実施しております。今年度は図書館フェスティバルの催し物の一つとして、読書マラソンを実施しており、貸出冊数及び利用者数が増えるよう、創意工夫を凝らした取組を実施しております。読書通帳とは、借りた本の名前が記帳されるもので、保護者が子供に読み聞かせた本や児童生徒自身がこれまでに読んだ本の記録が残ることから、次の読書や読み聞かせの意欲が高まるきっかけになっているようでもあります。

**○2番議員（松下知恵）** 図書館フェスティバル、読書マラソン、読書通帳、これらの取組は、本に触れるきっかけづくりや読書を楽しみやすい体験に変える工夫として、市立図書館の現場が努力してくださっていることは本当に素晴らしいと思います。しかし、イベントは一過性であり、参加する子どもはもともと読書に親和性が高いと考えられます。となると、イベントを積み上げても構造は変わっていないのではないのでしょうか。根本的な読書習慣の定着や底上げに至るためには、日常的に本に出合える環境をどう設計するかという政策的視点が必要だと思います。

次に、1人当たりの貸出冊数が南九州市の2分の1となっているようですが、全体の貸出冊数とその内訳はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（上園浩司）** 令和6年度の貸出冊数は、指宿市が13万2,453冊で、そのうち児童生徒の貸出冊数は4万3,614冊となっております。一方、南九州市は20万2,859冊で、そのうち児童生徒の貸出冊数は4万4,942冊となっております。両市の貸出冊数を比較しますと、児童生徒の貸出冊数につきましてはほぼ同じですが、成人の貸出冊数に差があるようでございます。

**○2番議員（松下知恵）** そうなんです。私自身もついつい本は自分で買ってしまうので、これからは議会で使う資料などは、市立図書館を利用しようと思います。

では、児童の貸出冊数を増やすために、小学校1年生全員に、入学おめでとうと図書館利用カードをプレゼントすることはできないのでしょうか。小学校1年生に図書館利用者カードをプレゼントすることで、親子で図書館を訪れ、本を借りたり読んだりするきっかけとなるのではないかと思います。是非、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○生涯学習課長（上園浩司）** 図書館利用者カードの発行に当たりましては、住所や氏名などの個人情報を申請書に記載し提出していただくといった本人確認の手続が必要であることから、一律、全員に配布することは難しいと考えております。教育委員会といたしましては、小学校新1年生に対し、入学祝いを兼ねた図書館への招待状といったお手紙を配布し、その手紙を持って図書館を訪れた児童に対しましては、手作りのしおりなど、何かプレゼントできるような取組を実施したいと考えております。なお、お手紙を配布する際には、市立図書館利用案内や図書館利用者カードの申請書を同封し、その後の図書館利用や読書推進につなげてまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 図書館への招待状、とっても素敵だと思います。きっと入学のお祝いに、新1年生、大喜びするんじゃないでしょうか。また政策的にも、読書習慣は早期形成が鍵であるという点からも、また、入学は子供たちにとっても生活が変わる節目であり、保護者も関心が高いタイミングでもあります。はじめの一步を行政が後押しするというすばらしい政策だと考えます。是非、実現させてください。

このような新1年生の取組のように、読書に親しむきっかけを継続的に、体系的につくっていくためには、やはり全体を方向付ける計画の存在が重要だと思います。そこで、子ども読書活動推進計画について、国や県、また、近隣自治体では、社会環境の変化に応じて計画の更新が進められている中で、冒頭でも申し上げましたとおり、本市におきましては、第3次計画以降策定されておりません。第3次子ども読書活動推進計画の期間については、令和元年度から5年間とされていますが、第4次計画が未だに策定されていないのはなぜなのでしょう、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（上園浩司）** 第3次子ども読書活動推進計画策定に当たりましては、国や県の計画を参考にしており、国の第5次計画が令和5年3月に、県の第5次計画が令和6年3月にそれぞれ策定されたことから、市の第4次計画につきましては、当初、令和7年3月の策定を目指して準備をしていたところです。しかしながら、成果検証のために実施した児童生徒、保護者等へのアンケートの回収率が思うように伸びなかったため、また、第3次計画の検証を十分に行うには、調査対象や調査項目を見直し、アンケートを取り直す必要があったことから、策定スケジュールの見直しを行い、令和7年度末の策定を目標に、現在、作業を進めて

いるところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。ただいまの答弁では、アンケートの回収率や調査内容の見直し、検証を重視した結果として、第4次計画の策定が遅れたとの御説明だったかと思います。しかし、これらはいずれも策定作業が遅れた事情であって、子供の施策において、計画の空白時間が生じた理由としては、必ずしも十分とは言えないのではないのでしょうか。子供は計画の完成を待ってくれません。1年、2年という時間は、小6の子が中2になり、中2の子は高2になります。子供にとっては大きな成長の期間です。なぜ、子供の施策で計画の空白を許したのでしょうか。この計画の空白を教育行政としてどのように受け止め、どのように反省しているのか、教育委員会としてのお考えをお伺いいたします。

**○教育長（田之上典昭）** お答えします。市の第4次計画については、令和6年度に第3次計画の事業効果を検証しつつ、策定する予定でありました。しかし、先ほど課長答弁にありましたように、検証作業が思うように進まなかったことから、令和7年2月に開催されました図書館協議会におきまして、第4次計画の策定スケジュールの見直しについて説明をし、新たな計画が策定されるまでの期間については、引き続き、既存の第3次計画に則り事業を推進しているところでございます。スケジュールを見直し、第4次計画の策定期間が遅れましたことについては、大変申し訳なく思っております。現在、第4次計画の策定が進んでおりますので、令和7年度中には策定し、多くの子供たちが読書に関心を持ち、生涯にわたって読書を楽しむことができるよう、計画の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 急な質問であったにもかかわらず、丁寧に御答弁いただきありがとうございます。

第3次計画、読ませていただきました。本当によく練られ、素晴らしい計画だと思います。そこで、第3次計画の達成項目と課題について、第3次計画のうち、達成された項目はどういったものか。また、できなかったもの、課題は何か。また、できなかったことに対する反省点として、どのようなことが考えられるのでしょうか、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（上蘭浩司）** 第3次計画におきましては、七つの数値目標を掲げておりましたが、達成できたのは1項目で、学校図書館図書標準を達成している学校の割合を増やすというものでありました。残りの項目は、読書が好きという割合の改善、高校生の不読率の改善、家庭で定期的に読み聞かせをしている割合の改善、読書計画を学校の読書指導計画や方針に取り込んでいる割合の改善、貸出カードを持ち、年1回以上本を借りる児童生徒の割合、読書事業の広報を行い認知度を高める、の6項目で目標を下回る結果となったところです。反省点としましては、第3次計画期間中は、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、計画策定時に想定していたとおりの施策推進ができなかったことや、定期的な検証の場を設けることができいなかったことなどが、その理由であると考えております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では次に、第4次計画について、第3次計画の

反省点はどのように反映されているのでしょうか。第3次計画の反省点を第4次計画の策定に当たって、どのように反映していくのか、お伺いいたします。

○生涯学習課長（上園浩司） 計画に掲げた具体的な施策を実行・検証する体制作りが不足していた点につきましては、第4次計画期間において、関係課で検証の場を作ることや、公立図書館及び学校図書館などの関係機関と検証の場を作り、定期的に検証を行いながら、施策の推進を行いたいと考えております。また、第4次計画における目標設定につきましては、令和7年度のアンケート結果を踏まえ、市立図書館と協議し、調整しているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。ただいま、達成項目と課題、反省点で御答弁いただいたように、本来なら計画には実施と検証を並行して進め、必要に応じて修正していくものだと考えます。そう考えると、第4次計画は空白の時間をつくらなくともできたのではないかと思います。第4次計画においては、是非、実施と検証を並行して進めていっていただきたいと思っております。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時59分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○2番議員（松下知恵） 第4次計画の策定に関わっている組織体制について、お伺いいたします。第3次計画策定の際には、策定委員会を設置して、第2回策定委員会には高校生も参加して、計4回の会議を開催したとありますが、第4次計画の策定の組織体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○生涯学習課長（上園浩司） 第4次子ども読書活動推進計画につきましては、第3次計画策定の際のような策定委員会は組織しておりませんが、関係者への意見聴取の機会として、市内の小中高等学校及び特別支援学校の学校図書館事務職員、小中学校長、認可保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所にアンケートを実施しております。また、市立図書館や関係各課と協議の場を設け、策定作業を進めているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。関係機関へのアンケートによって、多くの声を集められたことは理解いたします。しかし、声を集めることと計画を作ることは同じではありません。子供の成長は待ってられません。アンケートで終わるのではなく、人が集まり、議論し、責任を持って方向を示すことが大事だと思います。第3次計画はそれができていたからこそ、素晴らしい計画になったのではないのでしょうか。第4次計画がアンケートを整理した結果の報告書にならないためにも、ただいまの答弁にもありましたように、市立図書館や関係各課と協議の場を設け、是非、策定作業を進めていってください。なかでも、計

画の策定に関わっている組織体制について、指定管理者の意見をどのように反映させているのでしょうか、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（上藺浩司）** 第3次計画の検証作業に当たりましては、指定管理者をはじめ、学校図書館関係者、児童生徒、保護者等に対し実態調査を行うとともに、成果や課題について明らかにした上で、今後の施策の方向性について、意見交換を行っております。また、第4次計画の策定作業につきましても、アンケートの調査項目や対象者、取組目標や具体的方策等について、定期的に指定管理者と意見交換を行いながら進めているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。指宿市立図書館は、指定管理者制度の下で、全国から視察も来るほど高い評価を受けております。ということは、指宿市には既に成功事例となる場所が存在しているということです。その現場の知見を計画策定に生かさないと、いう選択はもったいないと感じます。市が責任主体として方向性を示し、指定管理者が現場の知恵を持ち寄る、その役割分担と協働こそが実効性ある計画につながると思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

では、第3次計画にあった遠隔地における子ども読書支援についてお伺いいたします。まず、OPACについてお伺いいたします。本市においては遠隔地における支援として、今和泉校区公民館、池田校区公民館、開聞庁舎、川尻ふれあい交流館にOPACを設置しているようですが、OPACとはどのようなものなのでしょうか。また、いつから設置しているのか、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（上藺浩司）** OPACについての御質問でございます。OPACとはオンラインパブリックアクセスカタログの頭文字を取ったもので、図書館や資料館などの利用者が使えるように整備されたオンライン蔵書目録検索システムのことであり、図書館資料の書誌情報や所蔵情報を電子化し、コンピューター上で検索できるようにしたものを言います。本市におきましては、平成24年度から遠隔地における支援として、今和泉校区公民館、池田校区公民館、開聞庁舎、川尻ふれあい交流館にOPACを設置しており、図書館まで行かなくてもそれぞれの場所で、図書館にある本やその貸出状況について検索することができ、また、本の貸出予約や返却もできるようになっております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。それでは、OPACの利用状況はどうなっているのでしょうか。また、地域住民への周知はどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（上藺浩司）** 令和6年度におけるOPACによる図書の貸出、返却、予約の利用実績は、池田校区公民館が0回、今和泉校区公民館が延べ48回、開聞庁舎が延べ153回、川尻ふれあい交流館が延べ7回となっております。周知・広報につきましては、市立図書館利用案内に情報を掲載しているほか、職員や公民館主事から利用者に周知や説明をしたり、校

区の青少年育成会議やPTA、家庭教育学習など、地域で行われる会議や研修の際に、図書館職員が出向いて説明をさせていただいたりしているところでもあります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。周知・広報の努力をされていても、利用があまりされていないのであれば、OPACではなく、他の方法を考えてはどうでしょうか。維持管理費や図書館職員の負担もそれなりにあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

**○生涯学習課長（上藺浩司）** OPACには、現在、本市が設置しているような固定式の端末によるものだけではなく、個人のスマートフォンなどを使って図書館システムと連携することができるものなどもあるようであります。今後、地域住民にとって、より簡単に利用しやすいサービスやその提供方法について、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** OPACは便利な仕組みである一方、利用実績を見ると活用が十分とは言えない現状があります。そうであるならば、その維持に掛かるコストや労力が、今、本当に必要とされている支援に向かっているのか、今一度、考える時期ではないでしょうか。目の前の子供たち、特に遠隔地に住む子供たちにとって、何が一番有効なのか。無駄を省き、本当に必要とされているところに予算を使う判断をしていただきたいと思います。

次に、移動図書館車について、お伺いいたします。第3次計画の中で、校区公民館を通じたマイクロバスによる図書館送迎との記載がありますが、これは実施されたのでしょうか、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（上藺浩司）** 山川校区公民館におきましては、令和4年7月に公民館講座として、マイクロバスで子供たちを山川図書館へ送迎し、館内見学や紙芝居等を通じて、学校図書館との違いや公共図書館ならではのサービスについて学ぶ機会を設けたことがございます。また、計画策定前にはなりますが、魚見校区公民館においては、平成30年11月に学校応援活動の一環として、マイクロバスを利用して、指宿図書館を訪問し、館内見学等を実施しております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。何回かは実施されたんですね。しかし、マイクロバスを借りるとなるとお金も掛かります。そこで、児童生徒に市立図書館の楽しさを味わってもらうため、土曜授業の日などにスクールバスの送迎による市立図書館訪問を計画することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 子供の読書離れが言われている中、できるだけ多くの児童生徒に市立図書館を利用させることは有意義だと考えております。本市においては、小学2年生を中心に、徒歩やスクールバス等で市立図書館訪問を行っているところですが、その他の学年の児童生徒の訪問についても、学校の実情等に応じて検討するよう促してまいります。

**○2番議員（松下知恵）** 是非、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、遠隔地支援として、移動図書館車の購入は考えられないのでしょうか。第3次計画

の中のアンケートには、移動図書館車の声が多く寄せられていたように思いますが、図書館に行きたくても行けない子供への対応のほか、免許を返納した高齢者など、多様性に配慮した、誰一人取り残さない支援の在り方を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○生涯学習課長（上園浩司）** 移動図書館車につきましては、合併前に旧指宿市において、つまべに号を昭和60年9月から運行しておりましたが、初期導入費用が約2,000万円ともいわれる車両の老朽化、利用者の減少等を踏まえ、平成16年度をもって廃止し、以後は移動図書館車から配本車に切り替え、保育所や幼稚園、認定こども園、小中高等学校、校区公民館等に図書を配本しているところでございます。読書を取り巻く環境や人々の価値観等も変化してきていることに鑑み、今後は現在における市民ニーズや市の財政状況等を勘案しながら、例えばスマートフォンを使った新たな図書館サービスの導入など、望ましい遠隔地支援サービスの在り方について、調査研究してまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** これまでの答弁を伺い、移動図書館車については、過去に難しさがあったという理由で、現在と未来の子供たちへの可能性を最初から閉ざしているように感じます。利用実績の乏しいOPACを維持し続ける一方で、遠隔地で図書館に行きたくても行けない子供への支援が、コストを理由に真剣に検討されていないのではないのでしょうか。これは財政判断以前に、政策の優先順位の問題ではないのでしょうか。移動図書館車が無理なら、そらまめの会が所持するブックカフェ号を市の移動図書館車として利用する考えはないのでしょうか。購入に予算が掛かるのであれば、今、あるもの、ブックカフェ号を活用することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

**○生涯学習課長（上園浩司）** NPO法人、本と人をつなぐそらまめの会が所有するブックカフェ号については、同法人が読書環境に恵まれない子供たちのもとへ出向き、本のある環境や、本を知る機会を作ることを目的に、図書館事業以外の新しい事業として立ち上げたものであると承知しております。平成29年4月から7月にかけての4か月間、クラウドファンディングによって資金を調達し、集まった資金を基に、車両の購入及び改造、その後の維持管理等に充てられているようであります。そのような経緯もあるため、ブックカフェ号を市の移動図書館車として使用することは難しいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。しかし、何か納得がいきません。できない理由があるのは分かりました。本に出合えない子供の姿が答弁に1文字も出てこないのが残念です。市としては、公共目的に合致しているか、子供の読書機会に資するか、役割分担すれば実装可能かを考えていただきたいと思います。誰が始めたかではなく、何に使えるかを考えていただけたらありがたいです。

それでは、読書環境づくりにおける資金調達について、寄附金についてお伺いいたします。第3次計画の45ページに、読書環境づくりにおける多様な資金調達の手法について記載

があります。この文中(1)寄附金の説明で、松下清図書購入基金や三光機械図書購入基金を設置し、毎年、一定の額を取り崩しながら図書を購入してありますとありますが、これはどうということなのでしょうか、お伺いいたします。

**○生涯学習課長(上園浩司)** 松下清図書購入基金及び三光機械図書購入基金につきましては、指宿市図書購入基金条例及び指宿市図書購入基金の運用に関する要綱に基づき、公共図書館や学校図書館の図書館資料購入のために運用されております。松下清図書購入基金は、毎年、20万円を上限に取崩しを行い、山川図書館の図書館資料の購入に充てられております。三光機械図書購入基金は、毎年50万円を上限に取崩しを行い、そのうち20万円を指宿図書館の図書館資料購入のために、残りの30万円を市立小中高等学校計15校を3年間のローテーションで、毎年5校に6万円ずつの分配により、学校図書館の図書館資料の購入に充てられております。

**○2番議員(松下知恵)** ありがとうございます。次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。他の自治体では、ふるさと納税、クラウドファンディング、企業版ふるさと納税などを使って移動図書館車を購入、更新した事例も多数確認できますが、市が移動図書館車の財源をクラウドファンディングで集めることはできないのでしょうか、お伺いいたします。

**○商工水産課長(宮地主税)** ふるさと納税におけるクラウドファンディングは、自治体が地域の課題や取組をプロジェクトとして紹介することで、寄附者は寄附の使い道をより具体的に選んで寄附を行うことができるものでございます。クラウドファンディングは、多くの寄附者の共感を得られるプロジェクトであることが重要であり、ふるさと納税を呼びかけるポータルサイトに掲載するプロジェクトの取組内容は、より寄附者の心に響くよう、その魅力や成果の伝え方を工夫する必要があります。なお、今後は移動図書館車導入をしたいというようなプロジェクトの財源をクラウドファンディングで募集する際は、関係部署間で十分協議を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

**○2番議員(松下知恵)** ありがとうございます。本当に移動図書館車を望む声は多いのですので、是非、前向きに御検討ください。

最後に、今後の市立図書館のビジョンについて、市長にお伺いいたします。公立図書館施設の老朽化が進んでおりますが、今後の市立図書館のビジョンを市長はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。例えば、都城市や武雄市のようにカフェなどが併設された複合型の施設整備を行い、COCOはしむれと結ぶ一直線の道路を〇〇ロードと名付けて、観光の目玉としてはどうでしょうか、お伺いいたします。

**○市長(打越明司)** 本日の松下議員の午前中から引き続いての子供たちの読書についての様々な質問、疑問を感じられた点は、私も同じように感じるどころが幾つかありました。このような質問を重ねることで、できるだけ改善を重ねていって、いい図書館をつくっていかねればいけないというのが第一の目標になると思います。御案内のとおり、指宿図書館は既に

ライブラリーオブザイヤーという、日本一の図書館という称号を持つに至る、非常に全国から評価をされている図書館でもあり、また、南日本文化賞にも輝いて、様々な関係者からその活動について非常に評価を受けている図書館だということでありまして、今、お話があった、例えば都城市や武雄市、あるいは東北にも幾つかありますけれども、図書館そのものを交流の場所、にぎわいの場所にしていこうという取組をするところもありますが、図書館の在り方というのは、それぞれの町の歴史、それぞれの町にとって一番いい形の図書館というのがそれぞれあっていいんだというふうには思っております。指宿の場合でも、合併によってできた町でありますので、山川図書館の位置、あるいは指宿図書館の位置というのは、片や駅にすぐ隣接している。片やちょうど町の中央に存在するというので、それぞれの特性を生かして活動している、そういう図書館だと、私はそれぞれの図書館に集うスタッフの皆さんや活動の中身については非常に誇らしく感じているところでもあります。先ほど答弁の中でもありましたけれども、小学生たちを図書館にバスで連れて行って、そして、いろいろ見せよう。そういう活動についても、そのあとに、現状について僕もいろいろ伺ってみました。やっぱり子供たちは覚えが良くて、検索システムの使い方なんかでもですね、大人は何回か教えないと上手く使えない。しかも子供たちは、一度教えたら、もう次からどんどん自分たちで活用するんですよと言って、非常に嬉しそうに図書館の皆さんが話をしていたのが印象的でありました。少し話が長くなりましたけれども、子供たちの読書の数が年々少しずつ減ってきているということも少し気になる場所でもありますし、先ほどOPACについても、利用されているところと、ほぼ全く利用されていないところは、どうしてそういう違いがあるんだろうということについても非常に私も気になる場所があります。今ある人、今ある機材をできるだけ活用して、とりあえず理屈の問題ではなくて、子供たちや、あるいは本を読みたい人にできるだけ便利にそれを届けていくということは、本当にいつでもアイデアを出して取り組んでいかなければならないなというふうに改めて感じています。指宿の図書館の力は相当なポテンシャルがあると思っておりますので、時代の中でだんだんだんだん紙による本だけではなくて、電子による書籍であるとか、電子の中でいろいろなことが展開されているという時代的背景もありますので、そういった時代に育ってきた子供たちに、どういうふうに対応していくのかということも大変大きな課題の一つだというふうに思います。いずれにいたしても、図書館の目的というのは、いつまで経っても、市民にとっては生涯学習の場として欠かせない場所であることは間違いありませんので、今後いろいろな意味でのバージョンアップといたしますか、質を高めて活動に力を入れていきたいというふうに思います。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。最後にもう一個いいですか。市長は司馬遼太郎先生をこよなく愛される読書家でいらっしゃると思っております。読書が人の思考を深め、歴史や他者への創造力を育てることを身をもって御存じの市長だからこそ、子供の読書

離れを食い止め、子供の読書活動を推進するための方策について、是非、市長のお考えをお伺いいたします。そして子供たちに一言、メッセージを、本を読めと、お願いします。

**○市長（打越明司）** ありがとうございます。本当、私も子供のときから図書館が大好きで、小学校のときにはあんまりたくさん図書を借りて、授業中にも読んでいたりして、担任から図書館の出禁を言い渡されたということもありました。しかしやっぱり、先ほど質問の中になりましたように、子供のときに身についた読書の習慣というのは、本当に一生変わらないという気持ちもありますし、私も議員と同じように図書館通いをせずにはすぐ全部買ってしまう方なので、家にはたくさん本が溜まり散らかしているというような状態であります。しかし、先ほども少し触れましたけれども、今の子どもたちにとって、本に触れるというやり方というのが、図書館に足しげく通うということだけではないような気が私もしております。でも、子供たちにとって多くの歴史であったり、多くの人と出会う、その知識を吸収するのは本を通してだというふうに思います。私も若い頃に本を読むということは、そこに抱えているたくさんの人と出会うことだと、そういう意味だというふうに、よく周りにも言って読書を勧めていた経験があります。そういう意味では、それぞれ、その周りで環境をつくるメンバーがどういう環境をつくるのか、今の時代の子供たちが本に触れる機会、あるいは本を読むことの楽しさを知る機会につながるか、これについては、これからも更に工夫をしていかなければいけないというふうに思います。是非、子供たちには本を通じて、たくさんのことを学び、たくさんの人に出会ってほしいなというふうに思います。

**○2番議員（松下知恵）** 最後に市長にお願いがあります。今回は子ども読書活動推進計画についてでしたが、市には様々な計画があります。どの計画も市民が主体で、市民の発展や幸福のための計画であるように、今回、このような空白の時間がないように、常にチェックを重ねていただきたいと思います。

ここまでの一連の答弁を通して感じるのは、本来、この計画の主体であるはずの子供たちの姿がやや見えにくくなっているのではないかという点です。子ども読書活動推進計画は、計画を策定すること自体が目的となる、計画のための計画であってはならず、子供一人ひとりを主語に据え、その読書環境や行動がどう変わるのかを示すべきだと考えます。とりわけ、これからはバリアフリーや多様性への配慮をはじめ、家庭環境や地域条件の違い、更に急速に変化する読書環境にも柔軟に適応しながら届く支援が求められる時代です。第4次計画が現場や実態から乖離した、いわば絵に描いた餅になることのないよう、関係者の知見を積極的に生かし、計画の策定後も実施、検証、修正を丁寧に回しながら、やりっぱなしにしない、実効性ある計画として育てていく努力を決して怠らないでいただきたいと思います。私も市長と同じように幼い頃は本が大好きで、図書館からたくさん本を借りて読んでおりました。とりわけ、私は伝記が好きで、ヘレンケラー、坂本龍馬、リンカーンなど偉人の様々な生き方に感銘を受けたことを思い出します。読書とは実にすばらしいものです。現実

世界では実際に会うことのできない人たち、特に過去の偉大な人々とも出会うことができるからです。彼らの言葉や思想、物語を読むだけで、どれだけ心が豊かになるか、どれだけ心が癒されるか分からないほどです。指宿市の子供たちが第4次計画を通じて、たくさんのよい本との出会いを見つけ、心豊かな未来を歩んでほしいと願います。それは私たち大人の責任でもあると思っています。第4次子ども読書活動推進計画、今年度末の策定を楽しみにしております。

本日の質問は、私にとって議員1期目の最後の質問となりました。これまで支えてくださった市民の皆様、市長、執行部の皆様、同僚議員の皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。今後も子供たちの未来を見据え、市民に寄り添う議員として歩み続けることをお誓いし、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時36分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 私は日本共産党の議員の一人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

給食無償化を巡っては、自民、日本維新の会、公明3党は、今年2月に2026年からの実施で合意。今年10月、公明が連立を離脱したあとも、3党の枠組みで制度設計の検討が進められてきましたが、財源の負担を含めた具体的な実施方法は示されていませんでした。憲法は、義務教育を無償とすると定め、学校給食法は給食を教育の一環だと位置付けています。今回の自民、維新、公明の提案は、本来、国の責任で実現すべき義務教育の給食無償化の財源の半分を地方に押し付けるもので、憲法や学校給食法の理念に背くものです。公立の小中学校と特別支援学校の給食費の無償化は、年間4,832億円程度で実現可能です。臨時国会で審議中の補正予算には、1.1兆円もの軍事費を盛り込み、2025年度の軍事費の国内総生産費2%、11兆円の増額を狙っています。大盤振る舞いの軍事費を削り、義務教育の給食無償化こそ実現すべきではないでしょうか。

それでは、通告に基づいて一般質問をいたします。

国保税について質問いたします。特別療養費制度について。どのような制度なのか、これまでと何が違うのか。

次に子ども支援について質問いたします。来年4月から小学校については、国は給食費の無償化をするような計画がありますが、無償化の提案の内容はどうなっているのか。

次に不登校問題（132頁に訂正あり）について質問いたします。全国では児童生徒の不登校生は令和7年も増えている中で、指宿市においては減っているような話を聞いているが、

不登校の児童生徒の人数は幾らか。

次に補聴器について。高齢になれば難聴になる人が多くなりますが、難聴による健康への影響について質問し、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 吉村議員の質問にお答えいたします。本市において補聴器を必要としている方の人数は把握をしておりませんが、日本老年医学会雑誌に掲載された全国の難聴者の割合を算出した論文によると、65歳以上の難聴者の割合は56.8%となっております。本市における今年12月1日現在の65歳以上の人口に当てはめると、本市では約8,800の方が何らかの聞こえづらさを抱えていると思われるところであります。

残余の質問については、教育長の方からお答えいたします。

**○教育長（田之上典昭）** 不登校児童生徒の人数についてでございます。本市の小中学校における令和5、6、7年度の不登校児童生徒数につきましては、今年度集計が完了しております10月末時点での数値を比較すると、令和5年度が小学校16人、中学校37人で合計53人、令和6年度が小学校27人、中学校52人で合計79人、令和7年度が小学校17人、中学校52人で合計69人となっております。全国、県内と同様、本市においてもこれまで不登校児童生徒数は増加傾向にありましたが、今年度は現時点において、昨年度より10人減少しているところでございます。以上です。

**○市民福祉部長（富永敏尚）** 国民健康保険の特別療養費制度についてでございます。特別療養費制度とは、長期にわたる保険税滞納者に対しまして、保険税の納付を促す取組として、特別な事情もなく、滞納が続いていると、医療機関での窓口の負担が10割となる制度でございます。特別療養費の支給対象になりますと、医療機関等を受診する際、医療費の全額を一時的に自己負担していただきまして、後日、申請により保険給付分の支給を受けることとなります。従来は保険証の場合、保険税を完納していない世帯主に対しては、納税相談・納税指導に応じた方に対して、短期保険証を発行できるとされていたところでございますが、現在は、被保険者証廃止に伴いまして、短期保険証の発行ができなくなっているところでございます。

**○教育部長（湯ノ口繁生）** 学校給食費無償化に対する現在の国の状況はという御質問でございます。現在、国において、小学校の給食無償化については、令和8年度からの制度化を目指し、中学校への拡大は可能な限り速やかに実現したいという方向で協議が進んでいることは承知しているところでございます。直近の報道によりますと、3党の実務者協議では、文部科学省による実態調査を基にした小学校給食費の1人当たりの月額平均である約4,700円から引き上げた上で、自治体への支援額を国と都道府県が折半する案が示されているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 特別療養費制度について。これまで資格証明書ないし短期証明書が発行されていたわけですが。今回、この特別療養費制度になったことによって、その相談に来

た場合でも10割負担というようなことになるのか。それとも、相談に来た場合には、短期証明書は発行できないけれども、その免除と言ったらいいんでしょうか、こういう制度としてなっていくんですか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 特別療養費制度は、納めていただける経済力があるにもかかわらず、滞納が続いた場合、窓口負担を一旦10割負担いただき、後日、保険適用分について払戻しを受ける制度です。しかしながら、国からの通知により特別療養費の支給対象となった場合でも、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出があって、特別な事情により納付が困難であると認められる場合は、特別療養の記載のない、通常よりも有効期限の短い資格確認書を交付することができるとされておりまして。このことから、本市においても特別な事情の確認を行った上で、対応を行ってまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 連休とか休日、夜間に急遽病院に行かなきゃならないというようなときには、どういう対応なのか。経済的に苦しいから納められないという状態もあるわけですよ。ですから、休日とか夜中の場合、この制度のカードでいけば10割負担になるわけですよ。そこの対応はどうなるんですか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 緊急時の対応については、個別対応することになりますが、特別療養費の支給対象とならないように、まずは適切に保険税を納付していただき、どうしても納付が困難な場合は御相談をいただきたいと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 緊急の場合、夜間とか連休、休日のときには連絡のしようがないわけですよ。それでも救急車で搬送されたりとか、そういう場合の対応についてはどうなるんですか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 緊急時の対応については、個別対応になります。また、夜間や休日等の対応についても、病院窓口で10割負担になるかどうかということは、そのときそのときで対応してまいりたいと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 緊急であった場合、後日、それが連絡が行くという相談的なことができる。土曜日に緊急に運ばれた場合に、この特別療養制度のカードを出すわけですよ。そうするとそこで10割になるわけですけども、月曜日まで、市役所が空くまでそういう対応ができるということでもよろしいんですか。相談することによって、一時的に10割でなくして、月曜日の時点でその3割負担のものに、短期になるものを出せば、それで治療ができるということでもよろしいんですか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 個別対応になりますので、そのときそのときの状況に応じて対応してまいりたいと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 経済的に相当苦しいわけですので、そのときそのときの対応ということですから、3割負担でもできるということでもよろしいんですか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 国からの通知がありましたとおり、特別療養費の支給となった場

合でも、医療機関に対する一時払いの支払いが困難である旨の申出があつて、特別な事情で納付が困難と認められる場合は、通常よりも有効期限の短い資格確認者証の交付をすることができるかとされているので、本市においても、特別な事情の確認を行った上で、対応を行つてまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** であれば、病院の方に特別な事情、もう経済的に苦しい、払えないという相談をすることによって、それは、市役所の方ではそれを認めるということによろしいんですか。

**○市民福祉部長（富永敏尚）** 夜間、休日の取扱いについてですが、基本的には特別療養費をお持ちの方は、お支払いできる状態であるけれども、滞納が続いている方ということで、御承知おきいただいていると思いますが、こういった方については、基本的には10割負担ということになります。今、議員がおっしゃられた、そういった緊急の場合に病院に行って、そこで事情の話をすればということでございますけれども、これについては私ども市役所の方です、ね、いろいろと話をさせていただいて、市役所の方でその特別な事情があると認めさせていただいた方については、別の取扱いがあるということございまして、夜間とかそういった休日などの場合は、医療機関でも支払いというのは、また、明けてということになりますよ。それから、その時点で市役所の方に御相談いただきまして、私どもの方と一緒に御検討いただくということになります。

**○10番議員（吉村重則）** 夜間とか休日は市役所職員はいないわけですので、後日、相談をすれば、そういう対応ができるという、今、答弁だったと思います。

次に、県の統一保険料による影響について。将来的には保険料を同一としたり統一していくという方向だと思うんですけども、これによる影響というのは、どのような内容になるんですか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 現在、全ての都道府県で保険料水準下の統一に向けた取組を進めているところであり、将来的には各都道府県ごとに統一された保険税率を用いることとなります。鹿児島県におきましては、まずは令和9年度から複数の市町村単位となる二次医療圏域ごとの保険料水準の統一を図ることとしております。本市は南九州市、南さつま市、枕崎市との南薩4市の圏域に属することになりますが、統一された税率によっては、市町村の統一前の税率より上がったり下がったりすることになりますので、保険税の急激な負担増を抑制するため、県は必要な措置を講じることとなっております。

**○10番議員（吉村重則）** 県で統一していくということになれば、上がる自治体はかなり多いという話なんかも聞いているんですよね。今でさえも高すぎる国保税が、本当、払えない状態でもあるわけですよ。そういう中で、今、標準課税が県の方から示されて、国保税が来年度については、最終的には2月頃決まると思うんですけど、昨年、国保税を引き下げているよね。それは一般会計からの繰入もはっきりこう分からないんですけども、標準化税率

が下がったために引き下げをされたのか。この引き下げた内容は一般会計からの繰入があったのかどうか、その辺はどうなっているんですか。

○市民福祉部長（富永敏尚） 県からの示された標準税率、これが下がったことが主たる要因でございます。

○10番議員（吉村重則） ということは、一般会計からの繰入はなかったということでしょうか。

○市民福祉部長（富永敏尚） そのとおりでございます。

○10番議員（吉村重則） 県統一という部分で言えば、所得割、均等割、平等割、それに資産割、指宿も何年前かまではこの4段階になっていたわけですよ。県内でも、まだこの4段階の納付をしている自治体もあると思うんですけども、その辺ではなかなかその統一化という部分では簡単にできないんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○健康増進課長（渡部晃子） 県下の統一が図られていく中で、現在、鹿児島県においては、均等割、所得割、平等割の3方式で計算をしているところになります。

○10番議員（吉村重則） 県内全域、均等割、平等割、所得割の3段階になっているんですか。4段階の自治体はないんですか。

○健康増進課長（渡部晃子） 県内においては、3方式で統一されているところです。

○10番議員（吉村重則） 去年の本査定が、1人当たり11万1,965円と。これが本査定として、令和7年度の国保税が引き下げられた内容なんですけれども、仮査定として、令和8年度の仮査定として、11万2,571円、これがもう示されているんですよ。資料として入りましたので。これで言えば、606円の値上がりなんですけれども、去年の本査定と、今年の仮査定で見れば、そうすりゃ、これで言えば、国保税引き下げなくても済むんじゃないかと思うんですけども。このまま行った場合、仮査定だから、これは変動する可能性があると思うんですけども、このまま行った場合には、引き上げる理由はないんじゃないかと思うんですけども、どうなんですか。

○市民福祉部長（富永敏尚） 議員おっしゃいましたように、今、仮算の段階でございますので、今、ここで引き上げ、引き下げ、こういったところの見込みを示すのは、ちょっと時期尚早かなというふうに考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 国保税がかなり高すぎて、本当、自営業者、農家、かなり苦しんでいるわけですよ。県内の中でも、法定外繰入をしている自治体があるんですよ。県の方は、法定外繰入についてどうなのかと、対県交渉をしたときに、県と交渉した中で、県は強制はしませんと。自治体が判断すべきだということで、県からは答弁をもらっているんですよ。だから、最低でも引き上げをしない、その分は、一般会計から繰り入れるという方法があると思うんですよ。その辺は、どのように捉えますか。

○健康増進課長（渡部晃子） 国保会計に一般会計から法定外の繰入を行うことは、国保加入者

以外の市民の方を含めた全体の税金で補填することになり、税負担の公平性が確保できないこととなります。また、法定外繰入により実質的な赤字が生じている場合、市町村は、県と連携して、国民健康保険財政健全化計画を策定し、段階的、計画的に解消していくことが求められているため、本市においても、平成29年に計画を策定して、令和5年度以降は一般会計からの法定外の繰入を行っていないところです。

**○10番議員（吉村重則）** 県と交渉した中で、この一般会計からの繰入については、強制ではないという、県の方ではそういう答弁をしているわけですよ。ですから、県内の自治体の中でも、法定外繰入をしている自治体があるわけですよ。そういう面では、できないことはないんですよ、やろうと思えば。市長、どう考えますか、市長は。

**○市民福祉部長（富永敏尚）** 今、おっしゃられたようなことにつきましては、他市でそういった法定外繰入がされているというのは存じているところでございますが、本市におきましては、今、申し上げました、法定外繰入を行うことによって、国保加入者以外の市民の方も含めた全体の税金で補填することになると。ひいては、税負担の公平性が損なわれる可能性があるということで、本市の方針といたしまして、法定外繰入をしないという方針を決めまして、今、平成29年に計画を策定し、令和5年度以降はしていないところでございますので、どうか御承知いただきたいと思えます。

**○10番議員（吉村重則）** それと、今、県統一ということで、県の方で基金があるんですよ。令和5・6・7の基金残高についてお願いします。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 県では、国民健康保険の財政安定化を図るため、鹿児島県国民健康保険財政安定化基金を設置しております。県が公表している基金の年度末残高につきましては、令和5年度、約84億700万円。令和6年度、約116億2,900万円となっております。

**○10番議員（吉村重則）** 令和6年でしたっけ、5年でしたっけ、84億。令和6年度が116億ということで、25億ぐらいですか、増えているわけですよ。こんだけの基金を積立をしなければならぬ理由は何なんですか。各市町村が納めた税額が、余ったと言ったら言い方はちょっと悪いんだけど、それを積み立てていつてるわけですよ。逆に言ったら納めすぎているということで、それを各自治体に返せということと言えるんじゃないかと思うんですけども、この基金について、月に1回なのか、年に何回かは担当課の打合せ会か何かあるんじゃないかと思うんですけども、そういう中で、そういう説明についてはなされないんですか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 県では、医療費水準の著しい上昇の抑制や保険料水準の統一を進めるに当たり、保険税が急激に変動しないよう、財政安定化基金を積み立てております。保険料水準の統一に向けた取組は、県及び市町村等で協議していくこととされておりますので、そういった場を活用して二次医療圏での保険料水準統一の際の緩和措置等について、要望していきたいと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** これは平成2年、3年のそういう打合せ会なのか、中であった資料なんですけれども、令和9年度から保険料水準の統一における激減緩和措置に活用するという事で積み立てをしてきていると。だけど、統一するという事は、例えば116億のお金がだんだん緩和されていくということは、保険者にその分が負担増になってくると。県統一することによって、加入者にとっては、保険料が値上がりをするということにつながると思うんですよね、こういう面では。だけど、今でさえも高すぎて払えない保険料があるわけですから、県に対して返せと。納めすぎている分は戻せということを県の方に言えるんじゃないですか。これについて、指宿市としてそういう要求はしないですか。

**○市民福祉部長（富永敏尚）** そのこのところにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和9年度から二次医療圏というそれぞれの圏域で、新しくその統一へ向けた、まず第1段階を踏むことになっております。そういったときに保険料がどうなっていくかというところで、その保険料をこういうふうにしていきたいということで、今から協議を重ねるんですけれども。その二次医療圏での保険料が設定されて、将来的には県下統一になってまいります。こういったところで、やはりそれまで低かったところが急激に上がったとか、そういった激減緩和、激減が起きないような形での、そういった施策を講じるが必要だと思っておりますので、そのような形での交渉をしていきたいというふうに考えております。それから、すいません、先ほど法定外繰入の話をしていただきました。これは当然、議員の方から法定外繰入がありますかということで、私はありませんよというふうに伝えたつもりだったんですけれども、法定内、法定外ということで、内外ございますが、法定外ということで繰入はないということで、もう一回、確認をさせていただきます。

**○10番議員（吉村重則）** 法定外繰入はないというのは、県内の自治体の中で法定外繰入をしている自治体はないという意味なんですか。

**○市民福祉部長（富永敏尚）** 本市におきまして、法定外繰入をしておりませんということでございます。県内ではございます。

**○10番議員（吉村重則）** 現在においても、国保税が高すぎるという部分であれば、現年度からして25億円ぐらい余計積立をしているわけだから、その分については県に対して返還すべきではないかと要求することをお願いします。

時間の関係で次に入ります。

学校給食の無償化について、先ほどの答弁の中で、国が半分、県が半分ということであれば、指宿市としては給食費を出す必要はないという捉え方でよろしいですか。

**○教育部長（湯ノ口繫生）** 令和5年9月時点ではございますが、小中学校の給食費無償化を実施している自治体につきましては、全国で3割程度とお聞きしているところでございます。国の支援を受けず、市独自で給食費の無償化を実現するには、市民に大きな負担をお願いすることになると考えているところでございます。ただし、給食費無償化に向けては各自治体の

財政力の格差により左右されるのではなく、国の財政負担により全国一律に実施することが望ましいと考えているところでございます。小学校だけではなく、中学校においても、早期に給食費無償化が実現できるよう、今後も引き続き、全国市長会や全国都市教育長協議会を通じて、国へ要望してまいりたいと考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 2026年度から国の方では3党合意の中で無償化するという中で、今、国が完全無償化じゃなくして、半分は国が、半分は都道府県が、ということで、今、検討がされているということになるわけですよ。来年4月から導入された場合には、市としては、もう全然、給食費は払わなくても、国と県が全額、半分半分持つという捉え方でよろしいですか。

**○教育部長（湯ノ口繁生）** その件につきましては、先ほども答弁いたしました、国の動向がまだはっきりと決まっていない状況でございますので、国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 全国でもう3割の自治体が無償化していると。この近辺でも南九州、南さつま、完全無償化しているわけですよ。財政的に本当に豊かかといったら、どこも一緒だと思うんですよ。そういう中で、指宿の場合は給食費を、小学校で3,200円以上については出しているけれども、個人負担がかなり大きいわけですよ。今、本当に言って、少子化がどんどん進んでいて、小学校入学生もどんどん減ってきている。本当に言って、若い人たちは大変な状態なんですよ。だから、国の方はもうするという方向はもう言っているわけだから、前もって、やっぱり無償化するべきだと思うんですけども、その辺はどうですか。

**○教育部長（湯ノ口繁生）** 国によりますと、全国平均の小学校の給食費が約4,700円ということで、支援につきましては4,700円をベースに考えているということでもあります。指宿市によりますと、現在の小学校の給食費が4,950円ということですので、4,700円支援をいただいても250円の不足分が生じるということでもあります。ただ、今、小学校、中学校につきましては、指宿市の方でも補助という形で支援をさせていただいていますので、その辺も含めまして、今後、検討させていただければと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 義務教育という部分で言えば、中学校もなるわけですよ。そういう面では早急に無償化の方向で取り組んでいただきたいです。

あと、子ども医療費について。今、中学校卒業までが補助をされているんですけども、高校生について、ひとり親とか、ありますよね、18歳の。その辺で、1人当たりどのぐらい掛かっているんですか。

**○こども課長（上西園真紀子）** 現物給付となった令和7年4月から9月診療分までの高校生年代の給付実績を基にして試算をいたしますと、1人当たり平均3万6千円程度となる見込みであります。

○10番議員（吉村重則） 今、18歳までに補助を受けている方、それを除いたときに、今、自己負担されている人数はどのぐらいか分かりませんか。

○こども課長（上西園真紀子） 令和7年12月1日時点における住民基本台帳上の高校生年代は964人。同時点における子ども医療給付事業の資格を有している高校生年代は100人となっておりますので、差し引き864人の子供が対象外となっているものと推測されます。

○10番議員（吉村重則） 864人だったら3,000万あれば完全無料化ができるということになるんですか。

○こども課長（上西園真紀子） 令和7年4月から9月までの子ども医療給付事業の実績を基に試算しますと、約2,200万円ほどお金があればですね、高校生年代まで対象にできるのではないかと考えております。

○10番議員（吉村重則） 市長、2,200万円あれば完全無償、高校生までできるんですけど、市長はどのように考えますか。教えてください。

○市民福祉部長（富永敏尚） 今、2,200万円程度ということで申し上げましたところですが、ここについてはですね、市の方針を踏まえまして、いろいろと今後も検討してまいるところでございますけれども、現時点ではそのような考えは持っていないところでございます。

○10番議員（吉村重則） 市長に答弁していただきたかったですけれども、本当、2,200万円、安心して子供を育てられるような状況を、本当に早急につくっていただきたいと要望しておきます。

次に不登校問題（132頁に訂正あり）なんですけれども、私たち共産党の議員団は市民にアンケートを採っているんですよ。そのアンケートの中でも、教育支援センターなのはな教室で不登校児童生徒への学習指導をしてくれる先生の配置をしてほしい。勉強するのは好きだけれども、学校に行くことができない子供たちがいます。本当は学校に行って勉強したいけれども、様々な理由があって行けなくて、授業を受けていないため、友達との学力に差ができ、更に子供たちは学校へ行きにくく、苦しくなってしまう。不登校の子供たちへも学習できる場をつくってほしい。アンケートに寄せられた保護者からの声なんです。本当言って、子供の居場所をつくるということで、先日、私も見学に行ったんですけど、山川高校で植栽の植え付けを13名の児童がされたわけですよ。そういう面で、本当にそういう子供の居場所、また、学習をしたいんだけど、どうしても学校に通えないという子供のために、そういう支援センターの方に、担任の先生もたまに行ってくれるとか、そういう話は聞いているんですけど、その辺の対応なんかできないものなんでしょうか。

○学校教育課長（船間秀仁） 今、議員が話をされた、教育支援センターでの学習支援につきましては、私どもも一つの課題だと捉えております。現在、教育支援センターにおきましても、学習支援をやっていないわけではないんですが、子供たちがより充実した学習の学びの場となるように、タブレット端末等も活用しながら、今後、考えていきたいと思っております。

す。

**○10番議員（吉村重則）** 教育支援センターなのはな・ツマベニ教室の交流で、年に3回ほど、お菓子を作ったりとか、遠足とか給食、山川高校でのそういう体験なんかをして、不登校を克服した子供もいるという話なんかは聞くんですよ。そういう意味で、そういう体験学習そのものの成果について、どのように教育委員会では捉えているんですか。

**○教育部長（湯ノ口繁生）** 市の教育支援センターにおきましては、児童生徒の居場所づくりや、自立した社会生活を送るための支援、また、児童生徒及び保護者の相談体制の充実などに取り組んでいるところです。さらに、令和6年度から新たな取組として、通級している児童生徒や、家からなかなか外に出ることができない児童生徒を対象に、体験交流活動を実施しているところでございます。体験交流活動の内容といたしましては、調理実習や自然散策、スポーツ活動などを行ったり、高校生とともに農業体験を行ったりしています。このような活動によって、これまで登校できなかった児童生徒が学校に登校し、余裕教室で自習学習や読書を行うことができるようになったり、周囲の人たちと接することの楽しさを再確認したりして、学校復帰につながる事例も出てきているところでございます。また、児童生徒一人ひとりの実態に応じて、余裕教室を活用して、校内で不登校児童生徒をサポートする校内教育支援センターも設けているところでございます。そこでは、登校できても教室に入れない子供の居場所として、児童生徒の不安の解消や学習支援の充実を図ることができるように取り組んでいるところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 学校での、そういう支援センターとか取組において、今でさえも教員の加重負担がかなりあるわけですよ。そういう対策についても、いろいろ取り組まれているんですか。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 校内教育支援センターにおきましては、授業のない教職員や中学校ごとに配置されている教育相談員が、相談や学習支援に対応しております。今、議員が言われた、より学習支援等が充実したものになるように、このことにつきましても、今後、考えていきたいと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** だいぶ前に、学びの多様化学校についても、質問の中で取り上げたんですよ。来年度から志布志市とさつま町でしたっけ、県内でも2校、学びの多様化学校が導入するということが言われているんですけども、指導要項とだいぶ変わって体験学習ができるという部分であれば、この間、支援センターのほうで体験学習することによって、そうして登校ができるようになったという結果が出ているんだったら、なんで指宿の方は手を挙げなかったんだろうと思うんですけども、この多様化学校について、どのように捉えていますか。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 市教育委員会としましては、現在2か所の市教育支援センターを設置して、先ほどからお話ししているように一定の成果も出始めております。また、今後

は、校内教育支援センターにつきましても、居場所や学習環境を確保しながら、充実させていきたいと考えております。学びの多様化学校の教育内容も取り入れ、より充実した取り組みができないか、今後も継続して検討していきたいと考えております。学びの多様化学校につきましても、現時点において、本市での設置は検討しておりません。ただし、来年度から県内の公立学校として初めて、学びの多様化学校を開校する市町がありますので、国や他都道府県の動向と併せて、その市町の情報も収集していきたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** さっき読み上げたアンケートについて、支援センターに教員がおればというあれも書かれているわけですよね。学びの学校の場合は、ちゃんと教員がいて、その中で体験をやりながら、子供の居場所ができるという部分では、早急に、そういう支援センターで体験交流をすることによって成果が出ているのだったら、やっぱりそれを生かしていく方向で、どの子供もそういう支援ができるような体制を、是非、考えてください。これはもう要求しておきますので、よろしく願いいたします。

続いて補聴器について、対象者は8,800人ぐらいいるという市長の答弁があったわけですが、やっぱりこのアンケートの中で、結構、難聴については書いてきているんですよ。

**○議長（西森三義）** 吉村さん、マイクに向かって。

**○10番議員（吉村重則）** 書いてきていて、もう金額が高すぎるものですから、2個、両方着けて、1個が故障して高すぎるものだから購入はできないとか、それとか、安い補聴器だったら雑音が入るような感じだけでも、多くの人が使用していると。ある人は難聴で病院に行けば、医者から勧められるから受診もできないというようなアンケートも書いてきているんですよ。本当、そういう意味では、補助を出してほしいというのは、50%以上の方がそういう要求をされているんですよ。そういう面で、どのように考えますか。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 補聴器に関するお問合せ、これまでも何度かお問合せいただいております。本市が単独です、財源を確保して事業を実施していくということは、少し困難なのかなというふうにございます。このため、本市におきましては、生きがづくりや社会参加の場を確保していくことが重要であるというふうにございます。耳の聞こえづらい高齢者の方々にも多く参加していただくことで、引きこもりを防ぎ、社会全体で高齢者を見守る施策につなげていきたいというふうに市としては考えているところでございます。なお、補聴器助成につきましては、全国市長会が今年6月に、障害区分に限らない加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助・助成を創設すること。また、難聴と認知機能の低下との関連性の究明を図ることということにつきまして、国に提言していることから、今後、国の動向というものを注視してまいりたいというふうにございます。

**○10番議員（吉村重則）** 補聴器を購入したいという要求は結構あるわけですよね。購入して

雑音が大きすぎて使わないとか、そういう声は全然聞いていないんですけれども、ただ、メーカーとの兼ね合いで、すぐ買うんじゃなくて、例えば1週間、試験的に着けて、それが合うか合わないかということで、ある人の場合はもう何箇所も行って、最終的に結構高い値段でしたけど、購入したと。1か月間、それは試着できるということで、その間に何度も調整をしてようやく収まって、今はもうどうもないと。だけど、片方だけ着けて、片方も聞こえないんですけども、値段の関係で、導入はできないんだと。そういう意味では、半額、1割でも2割でも、補助事業そのものも創設していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺ではどうですか。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 先ほどの答弁と少し重なるかもしれませんが、一般的に高齢になりますと、耳が聞こえづらくなる方が多くなるようでございます。このため、高齢者に対しての補聴器購入助成制度については、やはりこの財源が継続的に必要になるということが想定されるわけでございます。このため、高齢者による耳の衰えというのは、全国的な課題であることから、先ほども申し上げましたけれども、今後、国の動向等を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** かなりの人が難聴で困っているというのは現実なんですよ。市長、これ、最後にこの部分については答弁をお願いします。本当に少なくともいいので、補助事業そのものを、是非、作っていただきたいと、市長に答弁をお願いします。

**○議長（西森三義）** どうするの。

（発言する者あり）

**○長寿支援課長（上川床聡）** 申し訳ございません。ちょっと私の方で1点、少し答弁させていただきますと思います。この、指宿市は、補聴器助成はもう全くしていないのかというと、そういうわけではございませんで、本市の障害者福祉部署におきまして実施している事業、こちらの方で、両耳の聴力レベルが70デシベル以上などの高度難聴、それから、重度難聴の方は、身体障害者手帳の交付の対象となりまして、補聴器の購入費を助成する事業等がございます。この場合、難聴となった原因は問わないため、加齢による難聴でも対象にはなりません。ですので、とても聞こえづらくなって、どうしてもこの補聴器が必要だといった場合にはですね、こういった障害者福祉部署、こちらの方の御相談というのも一つの対応の方法はあるのかなというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** つまり、障害者手帳を持っていなければ利用できないと。アンケートの中でも、テレビの声は聞こえるんだけど、対話が、話し声が全然分からないという声も結構返ってきているんですよね。だから、これについて、市長はどのように考えるのか、もう一回お願いします。

**○市長（打越明司）** 今、指宿市では、いわゆる大人と呼ばれる人たちの中の4人に1人以上が聞こえづらくなっている。65歳以上、私もそうですが、65歳以上の方々のもう半数以上が、聞

こえづらくなっているという状況で、これはいわゆる加齢性難聴、年をとってだんだんそう  
なってきたという方々でありますけれども、御案内のとおり、もうよく調べていますから分  
かると思います。非常に補聴器についても、ピンからキリまで、数万円のものから数十万  
円のものまであって、それぞれに応じながら皆さんは対応していただいているという状況で  
あります。また、若い方々でもですね、非常に聞こえやすいということで、一度ここで話題  
になりましたけれども、骨伝導のものを使いながらですね、その方がむしろよく聞こえる  
ということで利用されている方々も増えているようでもあります。一般的にはそういう状況であ  
りますので、それだけ多くの方々に本格的な支援をするというのは、もういかにも難しいと  
いうことが議員もよく分かっているんじゃないかなと思います。そこで全国市長会  
等でも、とはいえ全国的にこれは大きな課題、話題でもありますので、今は重度の話があり  
ましたけれども、中程度以上の人たちについてはそれなりの助成制度を検討し、作ってほし  
いということを国の方に明確に申入れをしているという状況でありますので、これは叶わな  
かったものについては毎回毎回申入れを繰り返すということになりますので、その成り行き  
を見守りたいものだというふうに思います。

○10番議員（吉村重則） 両方着けていて、片方が故障して使えなくなって困っていると。本  
当、補助事業を創設してほしいという、切実な声が寄せられていますので、そういう……。

○議長（西森三義） 時間が参りましたので、簡潔にお願いいたします。

○10番議員（吉村重則） 補聴器ですか、そういう安いあれがあるんだったら、そういう説明  
会とか、そういうので、是非、取り組んでいただければありがたいです。どうもありがと  
うございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時46分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○13番議員（新川床金春） こんにちは。13番、新川床です。通告に従って一般質問をさせて  
いただきます。

1、子育て支援策について。先ほども同僚議員がしたんですけれども、また、私の考えを  
質問します。子供の医療費の18歳までの無償化について、指宿市をはじめ、全国の自治体で  
は、子育て支援の一環として子供の医療費助成を進めています。しかし、本市の制度は、中  
学生までが基本であり、18歳までの完全無償化に至っておりません。つきましては、将来的  
に18歳までの子供の医療費無償化を考えていないか答弁を求めます。

2番目の、魚見岳の整備について。（1）魚見岳登山道の現状と整備計画について。魚見岳  
登山道の管理は、まちづくり公社が負っております。草刈りやアスファルトの維持管理を年

間に何回実施しているのか、答弁を求めます。

3番目の浸水被害対策について。(1) 新潟県ポンプ場流域の浸水被害対策について。本年度は大雨により、潟口、大牟礼、弥次ヶ湯地区において、床上・床下浸水や道路冠水などの被害が発生しております。市として、これらの浸水被害の状況をどのように認識しているのか、見解を伺います。

4番目の行財政改革について。(1) 市町村合併の最大の目的と効果について。市は、1市2町の合併から20年が経過します。合併の最大の目的であった職員削減による人件抑制、いわゆる行財政改革は、どのように進捗しているのか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 私のほうからは、行財政改革について、市町村合併の目的と効果ということでお答えしたいと思います。平成17年1月に、指宿地区3市町合併協議会において作成された新市建設計画の中で、今後のまちづくりの課題として、地方分権の推進、少子高齢化の進行への対応、地域間競争の時代への対応、行政への広域的な対応、国、地方を通じた厳しい財政状況への対応が挙げられています。これらの問題解決には、共通して、その行政組織や行財政基盤の強化を図る必要があります。全国の多くの自治体が市町村合併を選択しているところであり、旧指宿市と旧山川町、旧開聞町の1市2町は、平成18年1月1日に市町村合併をしましたが、新市では1市2町の地域性を尊重しながら、この合併によるスケールメリットを生かし、それぞれのエリアが持つ自然、温泉、文化芸能、農林水産業などの魅力をつなぎ、広域的な行政サービスの提供と産業振興、地域活性化策を展開してまいりました。これらの取組と併せて、旧市町の行政規模では難しかった、簡素で効率的な行政制度の確立と財政の健全化を進め、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持する仕組みづくり、自立し得る自治体の構築に、現在、取り組んでいるところであります。

残余の質問については、関係課長、部長から答えさせます。

**○市民福祉部長（冨永敏尚）** 子育て支援策についてでございます。子ども医療費の18歳までの無償化については、現時点におきましては予定はしていないところでございます。

**○土木課長（東恵一）** 魚見岳山頂への市道といたしまして、魚見岳線及び鎮守線がございしますが、議員が御指摘のとおり、舗装の劣化が進んでいる現状であります。小規模な損傷は部分補修を行いながら対応しておりまして、今後も年次的な改善を図る計画としております。除草作業につきましては、安心して道路を利用していただけるよう、適切な維持管理に努めておりまして、年に2回以上草刈りをしているところでございます。

**○水道課長（安留和信）** 御質問がありました潟口地区や弥次ヶ湯地区につきましては、本年度も大雨の際や台風の際など、満潮時と重なりますと浸水被害が発生しているという状況については、認識をしているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** それでは2回目の質問に入ります。市の子育て支援について。市

では考えていないということでしたけれども、県内19市で18歳までの医療費の無料化に取り組んでいる自治体は何市あるのか、併せて、南薩4市ではどうなっているのか、答弁を求めます。

**○こども課長（上西園真紀子）** 県内14市が18歳までを子ども医療費の対象としております。また、南薩の状況につきましては、本市以外は18歳までを対象としております。

**○13番議員（新川床金春）** 南薩4市で、3市は無料化しているということです。子供の医療費は、先ほど同僚議員のときに2,200万円ということで伺っていますけれども、子供の医療費を無償化にし、少子化対策や人口減少の抑制につながると私は思っております。市の活性化にも寄与する重大な施策かなと思っていますが、本市において、なぜ2,200万円の予算を使えないのか、その主なものについて答弁を求めます。

**○こども課長（上西園真紀子）** 18歳までの子ども医療費の無償化について申し上げますと、非課税世帯の18歳までの子供の医療費については、県からの財政支援がありますが、課税世帯の6歳から18歳までの子供の医療費については、国・県からの財政支援はないところでございます。この子ども医療費助成制度については、県の制度になりますので、各市町村の取組が違わないように、県の市長会を通じてですね、県の方にも制度改正の見直しをしていただけないかというようなことも御要望させていただいております。他にも、本市として行っている事業とのバランスの兼ね合いもあるかと思っております。子ども医療費助成制度を安定して続けていくために、財源確保というものは非常に大事になってきますので、そういったことも踏まえながら、今後も慎重に話をしていきたいなと思っておりますのでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 南薩4市で、指宿市だけがですね、無償化になっていないんですけども、このことについて、市長、どう思いますか、答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** これまでの取組について申し上げますが、この4年間で段階的に子供の医療費については、取り組んできたことは、議員の皆さん、御承知のとおりであります。特に昨年は、ちょうど県の方で、就学前児童についての無償化をということで、実証し、原物給付化に取り組んでいましたけれども、本市においては、それを越えて小学校、中学校まで拡充をして、原物給付を行うといったような取組もさせていただいたところであります。段階的に自分たちの体力、自分たちの状況をよく見ながら、今、できるベストを尽くしていくという方法で考えておまして、他市と、南薩3市というよりは、全国のいろいろな市町村の動向も見ながら、指宿の位置付けは、決して非常に劣ったものではないというふうに判断をさせていただいております。

**○13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。次に、学校給食の無償化について。県内19市で学校給食無償化している自治体は、令和7年度現在で何市あるのか、答弁を求めます。

**○教育部長（湯ノ口繁生）** 県内19市の中で、学校給食費の無償化を実施している自治体につき

ましては、令和7年5月現在で8市が実施しているところであります。

**○13番議員（新川床金春）** 県内19市のうち、既に8市が学校給食無償化を実施しておりますが、本市を含め、残りの市が無償化に踏み切れない主な理由として、どのようなことを考えていますか、答弁を求めます。

**○教育部長（湯ノ口繁生）** 本市を含めまして各市、自治体、それぞれ財政事情というものがあるとは思っておりますが、残り、実施をしていない11市につきましても、本市を含めまして8市が一部補助をさせていただいている状況でもありますので、本市をいたしましては、今のところ一部補助を続けながら、また、国の方が小学校の無償化に向けて、今、支援を考えていただいているということですので、国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 学校給食を無償化した場合、どのような効果があると捉えているのか、答弁を求めます。

**○教育部長（湯ノ口繁生）** 学校給食費の無償化については、子供を産み育てやすい町を目指していく上で、大事なことであると認識をしているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。南さつま市ではですね、学校給食を無償化するために、ふるさと納税を活用しています。本市において、ふるさと納税を基金として積み立てるだけではなく、人口減少対策に活用することについて、これまでどのような議論を行ってきたのか、答弁を求めます。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** ふるさと納税につきましてですが、寄附者からの寄附をいただく際、その使い道についてということで、先ほどの議員のときにも説明しましたが、食料供給都市の実現に関する事業、それから、健康産業都市の実現に関する事業など、五つの項目から選択をいただいております。その結果に基づき、本市の様々な事業の財源として活用しているというのが実態でございます。また、クラウドファンディングについてですが、特定の事業をプロジェクトとして寄附を募集するという取組になりますが、これらについても、頂いたふるさと納税をですね、本市の子育て支援やその他の事業の財源として活用する際は、関係部署で十分協議した上で判断していくというようなことで考えておるところです。

**○13番議員（新川床金春）** ふるさと納税をですね、先ほど五つの項目と言われたのですけれども、逆に少子化が進んでいる指宿として、元気にするために、学校給食、そして、子供の医療対策についてということ、文言を入れることでできないのか、伺います。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 文言を入れることができないかということでございます。現在、寄附活用の事例の御紹介にもございますとおり、この五つの項目というのが、ふるさと応援基金の条例の中で定められております。もともと、第2次総合振興計画の将来あるべき町の姿というところのワードになっております。現在、その次の総合振興計画策定に向け

て、中身について、市民等の意見を聞きながら策定をしていくという運びになりますが、そういった中でですね、また、今回、その辺も見直しをしていくということになるかと思えますので、その際は、条例の改正等も含めて、皆さん方に、また、御相談を申し上げることもあろうかと思えます。そういった意味では、特にこの子供子育てというところについても、保健医療福祉の分野になっていこうかと思えます。今回の総合振興計画では、全ての人が健やかに生き生きと暮らせる町という中に、子育てしやすい支援体制の充実ということがございますので、そういったことも考えられるのではなかろうかというふうに考えております。

**○13番議員（新川床金春）** 南薩3市はですね、人口減少を食い止めるためにやっていると思いますよ。実際、近隣の市が取り組んでいたり、いろいろなことをしている中で、財政が厳しい。それは厳しいかもしれないけれども、それを改善するためにいろいろなものに、しっかりと財政改革していけば、子供の医療費、そして、学校給食、私はできると思っております。実際、私が調べた中では、垂水市が財政状況が悪いと言われながら、やっているんですよ。垂水市ができて、なんで指宿ができないのか、そこについて答弁を求めます。

**○議長（西森三義）** 答弁ができますか。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** ただいま私の答弁の方で、ふるさと納税に限定して申し上げましたが、先ほど来、教育部長の方もお答えしていると思います。この給食費の問題というのが、国でもと、現在いろいろと検討されているということです。基本的には、全国的に眺めてみますと、国の責務において、基本的には、均衡を図るといふか、その公平性を保つというようなことが、やはり大前提になるだろうというようにもございます。そういった意味で、今後のそういった国の動きを注視しながら、市としても考えていくというふうになるのではないかとということで、答弁をさせていただいたところです。

**○13番議員（新川床金春）** 指宿の未来を考えたら、取り組むべきだと言っておきます。

次に、魚見岳の整備について。魚見岳登山道の現状と整備計画についてですが、魚見岳登山する方々から、草が生い茂って危ない、対向車が来ても逃げるところがない、アスファルトが傷んでいて、登山する方々が足をくじくような現状であるということを聞きますが、あの現状で車で走ってくる人、そして、市民がウォーキングで歩く現状として適正なのか、それについて答弁を求めます。

**○土木課長（東恵一）** 今、議員のおっしゃいます、その路線につきましても、我々も把握をしているところでございます。年次的に、そういう損傷部分につきましても、部分補修をいたしながら、また、離合ができるように退避場を造りながら、整備を進めてまいっているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 魚見小学校の方からの登山道から上がるときも、車が、通常は2台通るのに1台しか通らない現状があるんですよ。あれで年に2回整備していると言われてい

るんですけども、本当に事故があったときの責任は、行政の責任じゃないかと思うんですけども、そこについて答弁を求めます。

○**土木課長（東恵一）** まちづくり公社の方で除草作業も行っておりますが、そのような事故が起きないように、安全に努めてまいっているところでございます。

○**13番議員（新川床金春）** お願いします。魚見岳は観光地であり、市民の健康づくりの場がありますが、近年、イノシシの被害が発生しております。現在の被害状況と有害鳥獣対策の取組について伺います。

○**耕地林務課長（村元重夫）** 魚見岳周辺におけるそのイノシシ対策ということで御質問いただきました。魚見岳周辺を訪れる市民や観光客の方に対しては、事故を未然に防止するため、ホームページへの記事の掲載、あるいは市公式LINEへの投稿、登山道への看板の設置など、今後、更なる注意喚起を行っていきたいと思っております。また、イノシシによる農作物等被害については、通報を受け次第、現地を調査して、被害状況を確認し、猟友会に捕獲指示を行っているところでございます。今後も引き続き、観光客対策も含めてでございますけれども、農作物、人身被害の発生防止に努めてまいりたいと思っております。

○**13番議員（新川床金春）** 数年前に議員の研修会の中で、指宿の陸上競技場はすごくいいよね。そして、そのときの講師は増田明美さんでしたけれども、実際、瀬古さんや宗さん、オリンピックや世界陸上大会で活躍した選手が、指宿の陸上競技、魚見岳を使ってトレーニングしたという、すばらしいところだという話を聞きました。やっぱり、何かを整備して人を呼ぶためにはですね、有名な選手、特に指宿だったら、マラソンのアンバサダーの瀬古さんの名前を使った登山道とか、しっかり整備してですね、指宿の名前を売る、そういう整備はできないのか、答弁を求めます。

○**観光課長（山下浩二）** 指宿市観光ビジョンに掲げる基本戦略、また来たくなる観光地づくりのアクションプラン、観光拠点の整備の一つとして、魚見岳の景観整備が位置付けられております。事業アイデアとしては、景観を楽しめる遊具の設置や、季節の花の植栽等が挙げられております。これらのアイデアにつきましては、指宿市観光・経済戦略会議専門部会において検討が行われており、令和7年11月13日の専門部会では、魚見岳の地形を生かしたフィールドアスレチック、展望台の再整備、ライトアップ・イルミネーション、桜まつりやマルシェの開催等の意見も出されたところでございます。具体的な整備計画は現時点では作成されておりませんが、今後も専門部会等での意見を踏まえつつ、知林ヶ島を含む魚見岳周辺エリアの利活用について、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○**13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。今、言われたようにですね、魚見岳はすばらしいロケーションを持っているし、そして、生かさないといけない。指宿の観光地として、魚見岳に登る人を私は家の前からよく見ているんですけども、やっぱり指宿はいいねという声も聞きます。令和7年11月にそういう会があったんでしたら、いつまでにそういう

整備をする計画なのか答弁を求めます。

**○観光課長（山下浩二）** 現時点では、その最終的な出来上がりは考えておりませんが、専門部会を頻繁に開き、計画をまとめていきたいと考えております。

**○13番議員（新川床金春）** 会議はしてもですね、いつまでにというのがなければできないんですよ。しっかりといつまでにやるということをですね、前提に協議をしていただきたいと思います。

次に入ります。パラグライダーの離陸場の整備計画についてですが、魚見岳からすばらしい眺望が楽しめ、パラグライダーからはですね、桜島、錦江湾、大隅半島と佐多岬、開聞岳までが一望できるという話を聞きます。パラグライダー愛好者から、離陸場の整備や市有林の借用について要望が寄せられると思いますが、これらの要望に対し、市としてどのような対応をしたのか、現状をお伺いします。

**○観光課長（山下浩二）** 令和6年8月26日付けで、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟鹿児島指宿エリア管理者様より、魚見岳パラグライダーテイクオフ整備に関する要望書の提出がございました。市では要望書の提出を受け、関係者へのヒアリングを実施するとともに、菜の花畑として利用してきた民地の借用に関する相談や、パラグライダー離陸所の整備に伴う自然公園法等の各種手続について協議を行ってきたところでございます。こうした経緯を踏まえ、令和7年9月26日に要望書提出者を訪問し、現段階において市が整備を行う予定はないこと、また、魚見岳の利活用の方向性や具体的な整備計画の決定には、相応の時間が要する旨を回答したところでございます。その際、代表者からは市の現状について御理解をいただくとともに、民間での整備を行いたいとの御意向も伺ったところでございます。なお、整備に際しては多岐にわたる手続が必要になるため、手続に関する相談や支援については、引き続き対応してまいりたいと考えております。

**○13番議員（新川床金春）** パラグライダー離陸所の整備要望が市長に出されたと聞いていますが、市長はそのことについてどう思っていますか、答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** 要望、中身は十分認識しております。

**○13番議員（新川床金春）** 要望内容はどういうことだったのか、私は見ていませんので、答弁をもらいたいと思います。

**○観光課長（山下浩二）** 魚見岳に菜の花畑を、今、植えておりますが、その隣地付近の市有地に眺望も楽しめる新たなテイクオフ場を整備してくださるよう要望いたしますというような内容でございました。

**○13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。できるだけ協力していただきたいとお願いしておきます。

3番目の浸水被害対策について。この前、書類を開示したらですね、平成22年10月、大牟礼・弥次ヶ湯排水区浸水解析報告書というのが出てきました。都市整備課、下水道整備係と

日本水工設計株式会社が共同で作成した書類だったと思いますが、認識に間違いはないか、答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** 議員のおっしゃるとおりであるというふうに認識しております。

**○13番議員（新川床金春）** その内容で一番気に掛かったのはですね、湯之里貯留地が最も有効的な対策であるとする評価されていました。当時の見解は事実であるかないか、このことについて答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** 平成21年度に実施した大牟礼・弥次ヶ湯排水区浸水解析では、一定の効果はあるものの、用地の取得が困難である可能性が指摘されておりました。その後、平成28年度に実施した浸水解析でも、用地の取得が困難であることや、弥次ヶ湯雨水ポンプ場までの水路拡幅が住宅密集地で施工が困難であるとのことから、その対策として、上流と下流にポンプ場を造った場合、調整池を整備しなくても対応可能であるとの分析結果により、調整池を建設しない計画に変更されているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。浸水対策に効果としてですね、湯之里調水池を含む4か所の調整池の計画があり、湯之里1万8千t、弥次ヶ湯ポンプ場1万5千t、弥次ヶ湯団地3,500t、湯之里第1公園2,500t、貯留できるんですよ。総水量は3万9千tです。実際、私は手元に平成22年、令和元年の書類があります。この書類には両方ともですね、調整池が有効だとなっております。そのことについて答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** 平成22年の浸水解析業務において、調整池、水路解消及びポンプ場の整備を行えば浸水被害は軽減するものとなっております、調整池のみの整備でも一定の効果を見込めるものと考えております。しかしながら、先ほど答弁を申し上げましたように、その後、ポンプ場を整備した場合に調整池を整備しなくても対応可能であるとの分析結果が出たことから、調整池を建設しない計画に変更されているところでございます。また、令和元年の書類にも調整池の部分が出ているということでございましたが、ここにつきましては、令和元年に改めて浸水要因の分析を行うための資料として、これまでのそういった報告書の一部が抜粋されて掲載されているものというふうに考えております。

**○13番議員（新川床金春）** すいません。あまり追及したくなかったんですけども、令和元年度指宿市雨水管理総合計画の中に入っているんですよ。中に入っているということは、これは当たり前の書類であって、昔の書類じゃないんですよ。そのことについて答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** 調整池の整備をはじめ、浸水対策には、水道の拡幅や新設、ポンプの設置など様々な方法があり、それぞれに一定の効果があるところでございますが、整備に当たっては、潟口地区や弥次ヶ湯地区の現状に適した実現可能な方法や規模、事業費、工事に掛かる時間や影響、財政状況など様々な要因を分析しながら、引き続き最善な方策を調査研究してまいりたいと考えているところでございますので、そういういろいろな調整池を含め

た様々な対策というが、どういうふうにも有効に使えるかというのも含めて考えてまいりたいと考えております。

**○13番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。モニターの真ん中にあるピンクの部分ですね、昔のイモ試験場があったところであって、これが1万8千tの水が溜まると計画されているところです。実際、市民の生命と財産を守るために、私は湯之里調整池の整備が必要だと思います。先ほど、地権者の問題がありましたが、これまで地権者に説明会を何回実施して、地権者の声はどうだったのか、そのことについて答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** この調整池の整備につきまして、地権者の方々に説明会等を開いたというふうには、私の方では認識していないところでございます。まだそういう調査まで至っていないところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 実際ですね、弥次ヶ湯地区のポンプ場は、県と国とかいろいろ調査した結果、ビーバイシーといって費用対効果がないということで、30億から40億掛かる事業がですね、ストップしているんですよ。そのことについて、なぜビーバイシーが出なかったのか、不採択になった理由について答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** 費用対効果の算出につきましては、浸水被害の軽減額は、家屋や家庭用品、公共土木施設等の直接的な被害のほか、営業損失や精神的な被害などの間接的な被害をはじめ、様々な被害枠算定項目で算出されているところでございます。これに対して、コストの方は、建設費及び完成後50年間の維持管理費をもって算出されております。これらの計算によって、本市のそのビーバイシー、費用対効果が低くなった要因といたしましては、家屋の床上浸水の件数が少ないことや、病院等の公共施設の被害が少ないことなどが影響しているのではないかと考えているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。私の手元にある平成22年及び令和元年度の計画で見ますと、湯之里調整池容量1万8千tの整備に係る費用、用地費3億7,400万、施設整備費1億3,000万、弥次ヶ湯ポンプ場の調整池1万5千t、用地は購入する必要はないので、施設整備に1億3,000万が必要となっております。事業費は6億3,400万でできます。実際、下にポンプを造れば30億、40億掛かるんですよ。そして、起債して、10年20年かけて返済していくんですよ。遊水池が、私が言った2か所で6億3,400万です。そして、弥次ヶ湯団地、そして、湯之里第1号公園を入れるとですね、7億3,000万で、先ほど言った3万3千tの水が貯留できるんですよ。7億で市民の安心安全が買えると思えばですね、これは取り組むべきだと思うし、実際、お金を借りても20年30年でこの事業はします。私が見た書類の中ではですね、湯之里調整池は、実際ポンプを使い、自然流化するようになっているんですよ。だけど、コストが高くなるようになっていますけれども、実際いろんなやり方を考えていけば、できると思いますが、こういう事業に取り組む考えはないか、答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** 整備に当たりましては、議員がおっしゃるように、調整池の整備をは

じめ、現状に適した実現可能な方法や規模、事業費、工事に係る影響等、様々な要因がございますので、そういった部分を引き続き調査研究しながら、改善の方向になるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

**○13番議員（新川床金春）** それではですよ、ビーバイシーが出なかった弥次ヶ湯第2ポンプ場、第1ポンプ場の当初の予算と、令和6年、7年に出た総工事費の内訳を求めます。

**○水道課長（安留和信）** 弥次ヶ湯第2雨水ポンプ場につきましては、当時の設計で約15億円、弥次ヶ湯第1ポンプ場につきましては、約32億円というふうに試算されているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 皆さん聞きましたか。私が言っている遊水池は7億3,000万円です。今、課長の答弁では47億円掛かるんですよ。その返済するのは市民ですよ。どちらがいいですか。ビーバイシーが出なくて47億円は止まっています。この地域は平成8年から十町区画整理をしようとしたんですけど上手くできなくて、これまで30年間、浸水被害で泣いているんですよ。このままだと、あと20年、いや50年先も浸水被害が改善されないのかなど危惧しますけれども、7億6,000万円掛けて調整池は造れないのか、造る考えはないのか、市長に答弁をまとめます。

**○水道課長（安留和信）** 先ほども申しあげましたように、その浸水対策につきましては、様々な方法もございまして、それに対して様々、いろいろな費用も掛かってくる状況がございます。本市の財政状況等も考えますと、有利な補助事業等が活用できないかということも含めまして、引き続き調査研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 以前ですね、私はいちき串木野市、そして、出水市の雨水ポンプ場の視察に行ってきました。いちき串木野市はですね、ゲートポンプ式といって、ポンプ場に建物を造らない設備でした。それが2億円でできたんですよ。出水市は指宿市の新潟口ポンプ場と同じような構造でした。当時20億円という金額でしたけれども、どちらも1分間に150 tの能力。性能は一緒なのに10倍高いんですよ。そういうことが日本下水道公団を使えばなるんですよ。財政が厳しい指宿にとって、先ほどの47億円使うのがいいのか、7億3,000万円です。遊水池で市民の命守るのがいいのか、これは市長の決断だと思いますよ。箱物がいいのか、市民の命が大事なのか、そこについて答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** 先ほど議員から御紹介がありました、いちき串木野市のポンプにつきましては、それぞれ指宿市と違う状況もございまして、いちき串木野市については、結構大きな水路が既にあったところにゲートを造って、それにポンプを付けているという状況がございます。本市におきましては、ポンプを付ける場所というのが、やはり地盤等の関係もあり、そういう費用も掛かりますし、一番は排出する河川の方が位置が高い関係で、どうしてもポンプに頼らないといけない部分もございまして、いちき串木野市と同様の費用では、同じようなものの建設が難しいというふうに考えているところでございます。しかしながら、

議員がおっしゃるように、市民の生命、財産を守るというところにつきましては、私どもも同じ方向を向いて取り組んでいるところでございますので、引き続き、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○13番議員（新川床金春）** 今の答弁聞いて涙が出ました。水が来て、ポンプ場は二反田川の横にあって、排出するところは10m以内にあるんですよ。どうして持っていくかということだけであって、ポンプの口径に合わせた排水管が二反田川に行けばできるんですよ。なぜ高いものを母屋まで造らないといけないんですか。電気設備が津波で浸水しない高さにすればいいということで、私はその話も聞いてきましたよ。実際、箱物行政をするのか、私はしっかりと市民の命を守るための仕事をしてほしいなと思います。しっかりと出水市といちき串木野市に行って調査研究してください。これまで3人の職員が行って、2人はもう元職です。1人の職員は、この前の私の聞き取りの中でも、私は行きましたという職員がいるんですよ。その内容をしっかりし、そして、その人たちが調査研究に行った書物がですよ、担当課で引き継がれているのか。皆さん、その書類見たことがありますか。私はこの前から何回も言っていますが、そういう書類が引き継がれていないからこの現状になっていると思いますよ。実際、土木課にその職員がいますけど、現状を聞いて改善すればいいんじゃないですか。どうでしょうか、答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** いちき串木野市につきましては、9月の議会で議員からのお話があったこともございまして、私の方もいちき串木野市の上下水道課長さんと直接お話をさせていただいて、現状等をお伺いするとともに、今後、また、日程等を詰めていちき串木野市の方にお伺いして、勉強してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** この件については最後になりますが、湯之里調整池をですね、1万8千tの水が来る広大な敷地ですので、親水公園を併設し、自然流下できるような方式を導入することで、国の支援も受けられ、事業費や、そして、後年度のランニングコストも軽減が図れると思います。こうした整備計画に取り組んでですね、後年度の負担をなくするような調査研究をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○建設部長（窪田幸一郎）** 親水公園ということで答弁させていただきますが、要件を満たせばですね、整備することは可能だと思いますので、調査研究をさせていただきたいと思えます。

**○13番議員（新川床金春）** すばらしい回答ありがとうございます。

それでは次に入ります。道下上地区における農村地域防災減災事業について、モニターをお願いします。五字文字の現状です。今、見えている奥の2階建てが交差点の道下側ですね。これが中川から下りてきたところの市道です。これだけの水が流れている。これが市民の生命、財産を脅かしている現状であります。県と市はですね、雨水対策を協議され、令和4年、住民説明会を実施しています。計画された調整池が整備された場合、当該地区の浸水

被害はどうなるのか、伺います。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 御質問の事業に関しましては、本市からの要望を受けて鹿児島県に行っていただく県営事業で、市は事業費の一部を地元負担金として負担する事業となっていて、いるところでございます。この浸水被害が解消されるのかということにつきましては、鹿児島県が令和6年度に作成した事業計画書によりますと、これまで被害が発生した際の時間雨量以上の基準雨量で設計されておりまして、バイパス水路の新設、既設水路の改修、調整池の設置などの対策工事を行うことにより、道下上地区の五字文字交差点付近での冠水被害は解消できるものと考えているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。令和4年度住民説明会で、地域の方にこれができる、あのブルーのところは調整池なんですよ。面積は2万㎡、貯留容量は2万8千tです。これができるとですね、周辺地域に対してどのような治水の効果が見込まれるのか。また、地域住民の生命と財産はどのように安全になるのか、答弁を求めます。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、先ほど申し上げました、そのバイパス水路の新設とか、あるいは既設水路の改修とか、調整池の設置などの対策工事ということですね、県の方に相談をさせていただいております。実際に、その周辺において、冠水、床下浸水、あるいは畑が浸水したりといったようなことが起こっていることは把握をしているところございまして、そういった御心配は、この事業が導入できれば解消されていくのではないかと考えております。

**○13番議員（新川床金春）** 当該の事業はですね、当初計画、5億円だったんですよ。今現在、15億円へ増額になっています。それに伴い市の負担がですね、当初予定の1億円から3億円に増加しています。私がいろいろ調べた結果、県の職員からですね、市の負担は3億円だけれども、工事が進むにつれて支払っていくということでした。一括で3億円出すわけじゃないんですよ。魚見校区の、私の地元の、この農村地域の減災防災事業はですね、15年前に確定し、あと4年掛かるといぐらい言われているんですよ。10年から20年掛かるんですよ。仮にですね、10年としたときに、年間3,000万円が市の負担になるんですよ。年間3,000万円の負担でこの事業ができれば、道下上地区、警察署の前の市道が冠水することもなくなるし、いろんな方にすばらしい効果を提供できるんですよ。年間3,000万円、投資することはできないのか、答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** 今回の見直しはそういうことではありません。地元の負担について、それが重いとか軽いとかいうことは一度も考えたことはありません。これは県の事業ですから、決められた割合で、当然、地元は負担をしますが、先の議会でもこのやり取りをしました。が、現在、非常にその雨の降り方が激甚化しておりまして、非常に短時間に大量の雨が降るということで、従来積算しておりました雨量の設定の仕方が変わりました。これまでの、ちょっと正確には分かりませんが、1点何倍に上げられて、その中で、改めて計算をし直した

ところ、そこにある調整池やいろんな対策をした場合に、最終的に新田川に落としていくところの流末処理がですね、相当、大きな事業が必要になってくるということが、県の方から説明がありまして、そのことについて、そこをもしやるとすれば、今の段階では指宿市の単独事業になります。そこについても、今、県の方に、県の方での支援も一つしていただく中で、総合的な協議をいたしましょうということで、今、県の方には申入れを行い、その協議が整い次第、上部の方の事業がスタートしていくと。上部の方についての中身、設計については、おおよそ出来上がっておりますので、そういう状況で進めていくということでありませぬ。負担金の問題は、ここには、そんなことを言ったことは一度もありません。それから、とはいえ、時間を掛けていくので、一番浸水する場所については応急対策として、二反田川の方に水を持っていく方法を、一時的にやりましょうということで、それについては、自然流化で、ちょうど道下集落の中を通過して、二反田川の起点に近いところに落とせるということでもありますので、そこを、うちの建設部の方で調査をした上で、そういった臨時的な措置をし、浸水の軽減化を図ろうということも同時に進めているところであります。

**○13番議員（新川床金春）** 私が聞いている話とちょっと違うんですけども、それはそれで置いておきます。

新田川流域の流化能力不足感の改善計画について。新田川は、昔は、新田開発がされる前は広大な土地で、雨水を受けておりました。モニターをお願いします。この真ん中にあるのが御領ヶ池です。そして、川の左側に白いところがあるのは、市の所有地です。川の横に両方ありますよね。市の所有地があるんですよ。だからここにですね、親水公園を造れば、国の補助事業もあります。そこに水を貯めて、そして自然流化させる。そして御領ヶ池の方にはですね、今、新田川が改修されたことで、水は入っていかないんですよ。上からの水は来るけど、昔みたいには調整池として機能していないと思いますが、御領ヶ池の現状はどうなっているのか、分かっている人がいたら答弁を求めます。

**○土木課長（東恵一）** 新田川の近くに、確かに議員のおっしゃるように御領ヶ池というのが現在もございます。昔、新田地域の部分につきましては、道路ができる前、埋め立てる前は、あのような湿地帯でございました。今でも雨が降った場合は、そこに貯留されて、それが隣の底手川へ流れていっている状況ではございます。

**○13番議員（新川床金春）** 新田川から流れているんですか。あそこはきれいに石積みをしているから、上からの水は御領ヶ池にはいかないと思いますが、答弁を求めます。

**○土木課長（東恵一）** 新田川自体が湛水防除で整備をされておりまして、新田川の溢れた水というものが通称、御領ヶ池ですけども、そこに流れていっていると考えているところがございます。

**○13番議員（新川床金春）** 分かりました。次に入ります。

4番目の行財政改革について。職員数について、南薩4市と比べてどうなのか、お伺いしま

す。

○議長（西森三義） 答弁できますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時46分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○人事秘書課長（木下英城） 失礼いたしました。職員数について申し上げます。令和7年、当初予算の数値で申し上げます。指宿市が435人、南九州市が369人、南さつま市が443人、枕崎市が261人となっております。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。1期4年間の財政改革の実績と受益者負担について伺います。市長就任の4年間にわたり、財政改革に取り組んだと思いますが、効果はどのように評価しているのか、答弁を求めます。

○財政課長（上村圭一郎） 令和5年に経営改善計画を策定し、収入の確保、事務事業の見直しによる歳出の削減など、様々な取組を行ってまいりました。収入の部分につきましては、ヘルシーランドなどの収益的な施設について、民間的な発想も導入しながら、自らの施設は自らの経費で運営するため、施設使用料の見直しを行ってまいりました。また、郷土会や市出身者の方々にお声掛けをし、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の寄附をお願いするなど、収入を増やす取組を行ってまいりました。支出の部分につきましては、最高のサービスを最低のコストで常に意識し、事務事業の見直しを行うとともに、パークPFIを活用した事業の検討や、単年度での多額な支出については、複数年にかけて予算を平準化するなど、少しずつ削減を繰り返し、市の財政の範囲の中で調整を行い、経営改善に取り組んできたところでございます。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。

ちょっと順番を変えますけど、DXの推進状況と効果について。デジタル・トランスフォーメーションが導入されると行政サービスが向上し、地域の課題の解決につながる取組だと思っております。本市の推進の状況はどうなっているのか、答弁を求めます。

○デジタル戦略課主幹（大竹野浩信） 本市においては、市全体のデジタル化の推進を図るため、令和5年3月に指宿市デジタル・トランスフォーメーション推進ビジョンを策定し、関係課と連携し、様々な取組を行っており、代表的な事例では、市民生活が少しでも便利になるように窓口手続のデジタル化や各種行政手続のオンライン化などに取り組んでおります。具体的には、書かない・待たない窓口を目指し、窓口を訪れた方がマイナンバーカードを利用することで、紙の申請書へ氏名や住所などの記入が省略できるようにしております。また、行かなくてもいい市役所を目指し、コンビニエンスストアで証明書を取ることができるコンビニ交付サービスの導入や、御自宅などからスマートフォンやパソコンを利用し、オンライ

ンで申請を行うことができるようにすることで、市役所にお越しいただかなくても、行政の手続を行うことができるようにしております。今後も市民の皆さんのニーズに合わせた行政手続のDXを進めていき、あわせて、市役所内部の事務に対して業務効率化を図るためのDXも進められるよう検討していきたいと考えております。

**○13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。素晴らしい取組をしているんですけども、DXをですね、更に進めるためには、自分たちの感覚じゃなくて、全国で一番進んでいるところに調査研究に行つて、知識をもらつてきてですね、それを行政に生かすべきだと。それが市民のためにもなると思いますが、そういうことを取り組む考えはないか、答弁を求めます。

**○デジタル戦略課主幹（大竹野浩信）** 本市の課題を解決するための事例について、国からの先進事例報告やインターネットでの情報収集だけでなく、詳細を把握するために他自治体の担当職員へ直接連絡を行い、教えていただくこともございます。今後も積極的に情報収集を行い、先進地モデルが本市においても効果が見込めると判断した場合には、導入に向けた検討を進めたいと考えております。

**○13番議員（新川床金春）** 市議会でタブレットを入れてはいますが、研究する人たちが先進地を訪れて、そして、特別委員会ができて、また、それ以上に進んでいるところにも調査に行つて、そして、今があります。電話ではですね、しっかりと聞けないんですよ。良いところ、悪いところ聞きたくても、良いところしか言ってくれないんですよ。だから現地に行くべきだなと。実際、10年前、私たちが返子に行った時には、80歳の先輩がですね、きれいにタブレットを使って議会活動をしていました。そういうのを見に行つてですね、指宿の高齢者も窓口でどうしたらいいのかというものも現地で見ないと分からないと思いますが、そういうことはできないか、答弁を求めます。

**○デジタル戦略課主幹（大竹野浩信）** 先進地への視察においては、令和6年度に導入した、窓口で住民票の写しや印鑑登録証明書等を発行できるらくらく証明書交付サービスや、マイナンバーカードを活用して申請書を自動作成するサービスを取り入れるために、県内の先進地へ伺い、現状を学ばせていただきました。具体的には導入までに障害となった機器の設定に関することや、導入後、運用を円滑にするための手法を学ばせていただき、本市の導入の参考とさせていただいた事例がございます。

**○13番議員（新川床金春）** 次に入ります。指定管理者制度の修繕費の取扱いについてですが、指定管理者制度において、指定するのは議会が議決をして承認されているんですよ。実際、市議会が決めた条例の決まりと違う取扱いをしている指定管理者がありますが、何件あるのか答弁を求めます。

**○財政課長（上村圭一郎）** 反問権の行使をお願いしたいんですけども。

**○議長（西森三義）** ただいま、新川床議員からありました質問については、反問を許可いたし

ます。

○**財政課長（上村圭一郎）** すいません、違った事例とはどのようなことかを教えていただきたいと思います。

○**13番議員（新川床金春）** 50万円を市が払ういうことでなっていたのに、50万円以上の事業をですよ、民間が払って、それが当たり前と。そして、公の施設を維持管理するのに、議会がチェックもできない。こういうのでいいのかなという思いがあったので、そのことを聞いております。

○**議長（西森三義）** ただいまの新川床議員の発言で答弁ができますか。誰が答弁されますか。

○**財政課長（上村圭一郎）** 修繕料の金額については、それぞれの施設の協定書で決められておりました、条例では決められておりません。ただ協定で決めた金額でそれぞれ修繕についてはやっておりますが、協定の中で乙、すなわち指定管理者が自己の都合、事情により業務を実施するために、施設の改修等が必要であれば、甲の承認を受けた場合に限って乙の責任と費用の負担により実施することができるという規定がございます。

（発言する者あり）

○**議長（西森三義）** 件数まで分かりますか。

○**財政課長（上村圭一郎）** 違反しているという事例はないと認識しております。

（発言する者あり）

○**財政課長（上村圭一郎）** 体育施設においてもそのような事例がございました。

○**13番議員（新川床金春）** 体育施設は、私が国体来るからきれいにしてねって言ったら、ある人が自前でせってくれねって言ったからやったということです。それ以外はないと思います。他にあるんですか。答弁を求めます。

○**財政課長（上村圭一郎）** 体育施設、砂楽、そして、今、資料を見ましたところ、いけだ湖パークでもその事例があったと聞いております。

○**13番議員（新川床金春）** いけだ湖パークは何をしたんですか。

○**財政課長（上村圭一郎）** 入口の看板を設置したというふうに聞いております。（123頁に訂正あり）

○**13番議員（新川床金春）** それでは、修理費を500万円以上1年間に出している施設は何件ありますか。

○**財政課長（上村圭一郎）** 反問権の行使をお願いします。

○**議長（西森三義）** ただいまの新川床議員の質問に対して、財政課長より反問権が提案されましたので、許可いたします。詳しく説明をお願いいたします。

○**財政課長（上村圭一郎）** 修繕料の500万円というのが、指定管理が出している全部の修繕料のことをおっしゃっているのか、1件当たりの500万円のことをおっしゃっているのか、そこを確認させていただきます。

○13番議員（新川床金春） いけだ湖パクスのことからも含めていいですか。いけだ湖パクスの金額が分からなかったのであれなんですけど、あそこは50万円以上だったんですか。そして、決算書を見ましたら、修繕費は毎年四百何十万円なのに、令和6年度は1,200万円ぐらい出ていたんですよ。そのことについて何をしたんですかと、前回聞いたらすね、一企業のことなので言えませんが。公の施設なのに修理したものが何なのか、聞けないことがおかしいと思ったので、今回、修繕費にターゲットを絞って聞いております。実際、私も分かりませんよ。これが1万円のやつがたくさんあるかもしれません。だけど、市からもらった4百何万円プラス700万円あるんだったら、50万円以上が幾つあるのかって、それを担当課から聞いておけば答弁はできるんじゃないですか。そういう話はしましたよ。

○議長（西森三義） 50万円というのが出たけど、50万円は何なんですか。50万円ということを行いましたよね、新川床議員は。

○13番議員（新川床金春） 50万円以上、決算書を見れば出ているんですよ。四百何万円というのに、千何百万円って出ているから、実際50万円以上の特別な修繕費の中身が分からないから教えてください。そういうところは何件あるのか聞いているんですよ。

（発言する者あり）

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時04分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○13番議員（新川床金春） 指定管理施設で、実際、指定管理料の中では修繕費が四百何十万円ってあるんですけども、令和6年度、千数百万出しています。その中に50万円以上は何件あったのか、そういうのの調査はできない。前、9月議会に聞いたらすね、答弁できないということだったので、市の条例の中で、私たちは指定管理者を決めているのに、附則、細則で、契約で書いて、それが当たり前なのかと思いますので、その修繕費が50万円以上のものを、そこで述べてもらえれば、安心しますので、よろしくをお願いします。

○議長（西森三義） 答弁はできますか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 令和7年9月議会では、指定管理者の自主事業の独立性を重んじ、慎重に判断をしたところでしたが、議員からの御指摘も踏まえまして、指定管理者とも協議を行い、経営の独立性と情報公開のバランスを踏まえ、改めて整理をいたしました。その結果、本案件は公社の自主財源とはいえ、協定に基づき、市の承認事項であり、設備も市に帰属することから、設置者である市として説明すべきという判断になったところでございます。このことから説明を申し上げますと、50万円以上の修繕の内容については、浴場のカランの取替え、防犯カメラの取付け、男女脱衣床マット張替え、そのほか、男子サウナドア修理の4件となっているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 山川のヘルシーランドが指定管理のときは、修繕費は今のよう  
な取扱いしていなかったもので、指定管理はしっかりと決まっておりにやっていただきたいと申  
し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時07分  
再開 午後 4時15分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原五男議員。

○4番議員（前原五男） 4番、前原五男です。前みたいにヒートアップするのもいいけれど  
も、私はクールダウンしていきたいと思います。私たちが生まれ育ったこの指宿には、桜島  
を臨む錦江湾、日本一の生産を誇るオクラなど、緑なす畑作大地、九州一の池田湖、そし  
て、霊峰薩摩富士、何と言っても温泉地のメッカであります。この地に生まれ育って良かつ  
たと私は思っております。従って、ここに一堂に会している皆さんに、一緒にこの地で過ご  
して良かったなと思うような、市政運営にしていきたいと思っております。また、人的  
には、私の知る範囲では、軍師であります六反園さん、多分、明治、大正の方だと思いま  
す。それから、京都大学を出ながら、指宿高校で教鞭をとられました、元市長の新川龍さ  
ん、最近では、漫画家のバロン吉元さん、そして、西炯子さん。長渕剛さんのお母さんのふ  
るさとの道上。そして、浜崎あゆみさんのゆかりの里の摺ヶ浜、神園さやかさんの成川のお  
ばさん、柔道家の田之上さん、ソフトバンクの田之上さん。

○議長（西森三義） 呼名は駄目だよ、個人名は。

○4番議員（前原五男） このように著名な方ですので、個人名を付けさせていただきましたけ  
れども。それから、私たち、個人名を付けないと分からないと思いますが、島尾敏雄さんと  
いう作家が、多分、二月田の殿様湯のところに住んでいたと思います。などなど、たくさん  
の方がいらっしゃいます。このような方たちを、指宿市はイベントの町でもあります。どう  
か、文化事業への出演、それから、市民会館へのホワイエなどに展示して紹介でき、身近に  
してもらい、将来への希望を指宿市民に育てていただきたいと思っております。

それでは質問に入ります。

まず1点目は、財政運営についてです。市長は、1期目のパンフの中に、入りを量りて出ず  
るを制す。私も非常に無駄遣いの多い男ではございますが、この市長の言葉には感銘を受け  
ております。それから、この言葉と、借金地獄にならないよという文言で、子供たち  
に、将来においてツケを回させるのかという言葉、これについては非常に、財政政策とし  
て、公共財政として、私は、非常に私とは理論が違うなと思っているところであります。そ  
こでお聞きします。主要財政指標の財政力、経常収支、実質公債費の数値について、平成27  
年から、令和2年までの変遷を教えてくださいたいと思っております。

2点目、公共施設の修復についてです。以前から同僚議員も質問をしておりましたけども、まず、さつき園、開聞農村環境改善センター、また、開聞総合体育館の観客席の修理でございます。どのような認識で、いつ頃、これが修復されるかお尋ねいたします。

以後については、質問席から行います。よろしく願いいたします。

**○市長（打越明司）** 前原議員の質問にお答えをしたいと思います。私が令和4年2月に市長に就任した時の市の財政状況というのは、様々な施設整備、あるいは指宿市民会館の建設など、公共施設の整備が相次ぎ、令和3年度の市の起債残高、いわゆる借金の残高であります、314億9,000万円余りでありました。約315億円。借金の残高の目安としては、標準財政規模と呼ばれる、いわゆる税金や普通交付税など、本市に毎年入ってくるであろう収入の2倍程度が望ましいというふうに言われております。ちょうどこれが2倍ぐらいでありますと、全国780余りの市の中で、ちょうど真ん中ぐらいということになりますので、そういったことを目指して、指宿市の場合には、令和3年度の標準財政規模が132億7,000万円でしたので、おおむね265億円程度の起債残高が望ましいというふうを考えられ、それと比較すると当時は約50億円オーバーしているという状態でありました。そのような財政状況の中で、将来に財政負担は先送りしてはいけないという思いから、財政改革は非常に重要な課題であると考えて、これまで取り組んできたところであります。市長就任後、全国各地の情報や財政的な数字を収集しながら、指宿の財政や組織の状況、事業の在り方について分析を行い、その結果、令和5年度には経営改善計画を策定をし、10月からスタートしたところであります。その計画の中では、重要な指標を、将来負担比率ゼロを目指すという基本目標を掲げて、収入の範囲内で支出を抑えるということと、借金はこれ以上増やさないという二つの基本原則を持って、収入の確保、事務事業の見直しなど、様々な取組を行ってきたところであります。その結果、令和6年度決算における将来負担比率は16.3%となっております。令和4年度の32.3%、令和5年度の18.1%と比較をすれば、改善をしてきているというところであります。しかしながら、県内には将来負担比率がゼロ以下の自治体もたくさんありまして、そのほかの財政指標の経常収支比率や実質公債費比率なども、県内中位から下位に低迷しているという状況である本市の財政改革は、まだまだ道半ばであるというふうに考えているところであります。

質問にありました具体的な数値等につきましては、担当課長から答弁をさせたいと思います。

**○財政課長（上村圭一郎）** 財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率についてお答えさせていただきますが、財政力指数は平成27年度は0.38、少し飛びますが平成30年度は同じく0.38、令和3年度は0.36、令和6年度は0.35となっております。経常収支比率は平成27年度が86.2%、平成30年度が90.9%、令和3年度が85.1%、令和6年度が91.7%となっております。実質公債費比率につきましては、平成27年度が8.3%、平成30年度が9.1%、令和3年度が

9.3%, 令和6年度が9.3%となっております。

**○市民福祉部長（富永敏尚）** さつき園の雨漏りと、それから、対応につきまして御説明いたします。さつき園の雨漏りにつきましては、事務室と保育に使用している和室でございまして、強い風雨時に発生していると認識しているところでございます。今後の対応といたしましては、子供たちの安全な環境の確保のため、再度、雨漏りの原因の確認を行いまして、対応策を検討したいと考えておりますが、その時期につきましては、まずは現状の修繕の費用、それから、その効果、いろいろなケースをちょっと整理をしたいと思っておりますので、その後判断してまいりたいというふうに考えております。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 開聞農村環境改善センターの雨漏り対策についての御質問をいただいたところなんですけれども、開聞農村環境改善センターにつきましては、雨漏りや外壁落下などの施設の老朽化が進み、危険性が高くなっておりましたことから、令和7年4月1日から施設の使用を中止している状況でございます。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 開聞総合体育館、サブアリーナの観客席の修理についてという御質問をいただきました。現在、体育施設においては、全体的に施設の老朽化が進んでおります。年次的な計画を立てながら施設の改修などを行っておりますが、予想していない突発的な破損や修繕も多く、緊急性や安全性、機能性などの様々な項目において協議を行い、優先順位を決め対応しているところであります。なお、開聞地域における体育施設の工事や改修などにつきましては、直近令和5年度以降、体育館の屋上防水工事やLED改修工事、キュービクル取替え工事などに総額約3億2,000万円を掛け、計画的に行っているところであります。また、このサブアリーナの移動観覧席にあっても、建設後27年が経過し、老朽化が進んでおり、現状のような不具合が発生したことで、利用者の皆様には大変御不便をお掛けしますが、修繕につきましては、他の施設の状況も踏まえながら、計画的に検討してまいりたいと考えているところであります。

**○4番議員（前原五男）** まず、市長の答弁について、次の質問を行いたいと思います。市長は南薩4市においては、指標が非常に悪いと。どん尻状態だという言葉も、多分、あのとき出ていると思います。私、令和元年、ちょっと逆に遡りますけど、令和3年、令和5年、令和6年、平成30年、平成28年、平成26年、この指標を、総務省の数字ですので間違いはないと思います。指宿市がそんなに突出して悪いかというと、そうでもないとは見ているんです。それはなぜかという、結局、財政力指標、これはどこ見ても、不交付団体というのは、鹿児島県には鹿児島市も入れてないわけです。70%しかないわけです、鹿児島市も。指宿市にあっても、令和6年度であっても35%。大体、ほとんどのところが、35%前後のところを歩き来しているわけです。私、思うだけけれども、ちょうど箱物とかいろんなものを造った時期がありました、前市長がですね。私はこれは間違いではなかったと思っております。野球場の修復、それから、サッカー場の新設、そして、市民会館、山川庁舎の移転、開聞庁舎の

新築。非常に大きな箱物を造りました。議員も心配をして、これだけのことをなぜするんだという話がありましたけれども、この時期は合併特例債というのがあって、そしてまた、開聞地区においては過疎債を使ってとか、いろんなことを行っているわけですね。ちょうどその頃やらないと、他の市のことを言いたくはないけれども、遅れて今やっている市があります。300億円を超えているんです。全予算が。だから、そういうところを考えると、指宿市は今270億円ぐらいですか、予算が。もうちょっと大きかった。失礼いたしました。大きいほど良いとも悪いとも言えない部分ですが、内容次第ですので。私はやっぱりそこをですね、市長、財政が大きくなると市民への波及効果というのは少ないと思うんですよ。市民消費もなくなります、小さいと。やっぱり私、市長と第1回目のときに話をしたと思うんですけども、やっぱり地方公共財政というのは大きくしていけないといけないのではないかなと私は思うんですが、市長はいや、身丈に沿った予算を作って、そしてそれが、やっぱりバランスを取りながらやらないといけないというような、多分意見だったと思います。この30%はどういう意味かという、先ほど言ったように、いわゆる3割自治なんですよ。他のところはほとんど70%という財源は、交付税にしたり、もちろん市の収入があったり、いろんな面で補っていつているわけです。足りないところは私が職員の皆さんに、あるいは議員の皆さんに説法してるわけじゃないんです。市民の皆さんにお話もしたいと思うんです。70%をどう補完するかということが、市長や400人を超える市の職員や同僚議員が知恵を出して、やっぱり負担を少なくしながら見つけていくのが、これは指宿市のためになるんじゃないかと思うところです。市でできないところは、やっぱり外部からいろんな呼び水をして、その人から事業してもらって、そして、所得税や法人税やいろんなもので落とさせていただくというような形で、財源を求めないと、お金も使わない、あるいは結局事業者も呼ばない。私はそういう考えは一つも市長にもないし職員にもないと思うんです。従って、やっぱりそのような方向で、この指数がですね、私は悪いとは言わないとさっき言いました。ほどほどだよねと。今もその認識は、市長、変わりませんか。悪かったというのがね。日本には1,700ぐらいの自治体がありますよね。その中でやっぱり悪いという認識がその頃あったかもしれません、話をしているわけですから。現在もその認識は変わりませんか。

**○市長（打越明司）** 今、お話をしたように、指宿をトップレベルのものにしていこうという目標を持っているわけではありません。ちょうど平均的な町は、まず、目指そうじゃないかということで、幾つかの財政的な指標はありますけれども、いずれにしても、下位に低迷しているというのは事実でありますので、他のところで、うちよりも借金が多いところはあるけれども、そういうところは逆に非常にたくさんの貯金を持っているとか、あるいはうちと同じぐらいの将来負担比率を持っているけれども、しかし収入が非常に多いとか、それぞれみんな特性を比較すると、指宿についてはまだまだ頑張らなくてはいけないところがあるなど

思います。ただ、これまでも話をしてきたように、これまで投資をしてきた、そのことについては、我々の代はそれを引き継ぐわけですから、できるだけそれを活用して、町の振興につなげていく、あるいは様々な方々の誘致につなげていく。今、フットボールパークなんかも年間、土曜日、日曜日は全て予約でいっぱいであります。そうやって、できるだけこの残された様々な設備を十分に活用してこそ、私は大きな後継者としての使命であろうというふうに思っています。また、今、投資を呼び込んだほうがいいというお話がありましたが、まさにそのとおりだと思います。4年から、この指宿に新たに投資をする、あるいは増設をする、外からやってきて投資をしてくれる、こういう方々については、できるだけハードルを下げて活用してくれということで、今、支援をする助成制度を作っていることは御存じのとおりであります。おかげさまで、5年、6年、7年と、倍々ゲームでそれを活用している方々が増えておまして、そういったことが目的で投資をするわけではないですが、結果的に指宿に投資をし、雇用をすると、市の方も投資を一生懸命にしてくれるというような状況で、多くの方々がそのことのお尋ねをしてくれている。そしてまた、利用をしてくれているというふうに思います。そういったことを、小さいけれども積み重ねながら、やっぱり指宿市の体力を付けていきながら、そして、できるだけ投資的な費用、いわゆるまちづくりのために関わる費用、特にこれからは安全を担保するための防災とか、そういったものについては、やっぱり今、みんなみんな使用をしているところでありますから、特に最近地震が多いですよ。こういったものについても、指宿市もやっぱり備えをしっかりとしていくための投資が必要だなというふうに思っているところであります。議員のおっしゃったことには、同感するところもたくさんあったと思います。

**○4番議員（前原五男）** 今、市長がおっしゃったように、指宿に来る者については、協力はしていくと。いわゆる、職員にしてもそうだと私は思います。知恵を出し合って、こういう有利な補助事業がありますよ、こういうところにこういう指宿の土地開発公社が持っている塩漬けの土地がありますよ。そういうことで協力をしていただけると、非常に私、それはいいことだと思います。塩漬けの土地が、まだ何十町歩とありますよね。だから、それについて、市はやっぱり利子補給をしているわけですから、それがなくなるように、やっぱり努力をしていてもらいたいと思いますし、我々議員もいろんな力を出しながら、こういうのをまだしよう、こういうのをしよう、そういう私企業が来られるような呼び方をしていくということをやっていければと思っております。その中にですね、もう皆さんが御存じのとおり、日本で初めてエビの稚魚から成魚まで成功した、今、地域の電力会社や関西の電力会社とコラボして、これを指宿のエビを、私は残念ながら関西の方で成魚にするというような話をしているので、市長の方で、是非、その方と会って、指宿で成魚にして、そして、指宿で捌いて、そして、工業としてですね、生業ができるようにお話もしていただきたいなと思います。そして、また、今、来ているのが、事業承継と言いましょうか、コロンビア大学を4

年間で中退して、そして、早稲田大学の修士を出て、東京に2社、IT企業を立ち上げて、その人が、今、鹿児島県の農業大学、今度、2年で卒業するそうです。これもまた、指宿がすごくいいということで、やってくると思います。これも既に情報が入っていると、農水商工観光部長、入っていますよね。こういう人たちがですね、指宿に残っていただきたい、そんな気持ちがあります。もう1人は、まだ話の段階ですけども、30億を2か所バイナリー発電をしていきたいという方が見えてきました。市長もこれはもうつないであるので、御存じだと思います。そういう人たちをですね、どのように、今から育てていきたいと考えているのか、お答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

**○総務部長（渡部徹也）** 指宿を大変気に入っていただいて、指宿で起業したい、あるいはの仕事をしてみたい、そういった方がたくさんいらっしゃるというのは大変喜ばしいことで、嬉しく思っております。市としまして、いつでも扉を開いてオープンにしておりますので、まずは御相談に来ていただいて、それぞれの方が持っていらっしゃる事業のアイデア、あるいは目標、そういったことをよくお話を聞かせていただいて、まずはそこからスタートさせていただければなと思っておりますので、是非、よろしくお願いいたします。

**○4番議員（前原五男）** 受け皿というかな、受付はいたしますと。ただ、まだ来てなかったんですかね。農水商工観光部長、鹿児島県から私の方へつないだ人なんですけれども、部長よろしくお願いします。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** いろいろ御相談に来ていただいております。先ほど、市長の方から投資をとるところで言うと、工場設置の関連であるとか、事業承継であるとかということを含めてですね、いろんな方々から、先ほど3社、御紹介がありましたけれども、それ以外の方々もですね、私どものところに御相談に来ております。御指摘のとおり、どういったお手伝いができるのかというところで、既に相談に対応しているというような事案もございますので、そういった方々は、是非、市役所の方に来ていただければというふうに思っております。

**○4番議員（前原五男）** まだまだ私の方からのコミュニケーションが足らなかったと反省しているところです。近々、お連れいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続きですね、ちょっと前に振り返ります、市長。市長が4年間、ずっと難儀をして、言葉で叩かれながら我慢しながら、怒った顔を1回も見なかった。これがすばらしかったと思います。そこでですね、思うんですけども、今まで自分の思いで、所信表明でやってきてよかったこと、あるいは解決できたこと、先ほど言ったようにまだまだ道半ばだという言葉の中には、どんなものがあつたんでしょうか。

**○総務部長（渡部徹也）** 市長の命を受けておりますので、私が答弁をさせていただきます。先他の議員の方からの御質問のお答えとちょっと重なりますけれども、令和4年の2月ですね、新しい市長が就任されたときには、徐々にコロナも収束はし始めていたんですけど

も、経済というのは非常に弱っている頃でありまして、指宿市全体に元気がなかったというところがございます。そこで、指宿市に元気を取り戻すために、幾つかの政策を掲げて、市としても一緒になって取り組んできたというところがございます。また、そのためには、市役所だけではなくて、議員の皆様、市民の力も必要だということで、たくさんの意見交換も重ねて、今、やってまいりました。幾つか、移住・定住の分野では、おかげさまで移住してくださる方が増えてたりですね、財政改革の部分では数値的に良くなっているところもあります。一方、課題としては、喫緊ではもう人手不足、こういったところも大きな問題で、解決に向けて取り組まなければいけないというところもございますし、稼ぐ力をもっと市役所も身につけて、力を入れておりますふるさと納税、ここも20億円という目標に、1日でも早く達成できるように取り組んでいかなければいけないなというところがございます。そうしたことから、幾つか前に進んでいるものもあり、まだ、残されている宿題もありということで、市の方針として、市としてもですね、しっかり、今、申し上げたところに取り組んでまいりたいと思っております。

**○4番議員（前原五男）** 私、質問の中に書いてないので、反問権取られると怖いので、お話をさせてもらいたいと思いますが、今、人手不足という言葉が総務部長から出ました。この話もですね、第1回目の明司市長になってからですね、私はあそこのどこだったかな、山川小学校かどこかに、先に日本語学校を造ったらどうですかと出してですね、ごめんなさい、前市長のときでした。失礼いたしました。間違えました。真剣に聞いていただいてありがとうございます。日本語学校をですね、造っていただいて、そして、そこで母国で300万円ぐらい使って借金をして日本に来るよりは、もうそのまんまここに来ていただいて、指宿に。その3年間、日本語学校に行きながら、一般会社に勤めてですね、あるいは、職業なんとかって言うんですね、見習いみたいなやつですね、研修生になっていただいて、そして、その間、指宿のその文化的なものとか生活の内容とか覚えていただいて、早く指宿に馴染んでいただきたい。そのために日本語学校を造ったらどうかという提案もいたしました。そのままなので、私はまだ、このまま死ぬわけいけないねと思っているところです。だから、市長はその辺はどう考えますかね、日本語学校を造りたいというその思いは。

**○総務部長（渡部徹也）** 技能実習生の皆さんの日本語の学びの場というお話かと思います。技能実習生の方々は確か、指宿なら指宿にこう赴任する前にですね、一定期間、日本語を勉強したりするところを経て来てくださっています。また、母国でもですね、事前に少しお勉強もされて来られていると。ただ、議員おっしゃるようにそれだけではなかなか異国に来て言葉が通じない御苦労があるので、今、県の方が主体となって日本語教室というのを開催をしております、指宿でも開催をしてくださっております。そこに通っていただいているという現状があるところです。市民の皆様方の取組としましては、国際交流をしてみたいという団体や、あるいは地域の方々が技能実習生の方にお声掛けをしまして、私も参加しましたけ

れども、日本料理を作る、料理教室というのを開催をしております。また温泉祭りにも、技能実習生の方が参加していただいております、できるだけ指宿を好きになって、指宿に馴染んでいただくという取組をしておりますし、あるいは聞くところによると地域の運動会にもですね、一緒に参加をされて、一生懸命、地域に溶け込む努力を彼、彼女らもしてくださっているという状況です。そうした中で、また、日常、仕事をする上でも少しずつ日本語を習得できる方も増えておまして、2年、3年経つとですね、簡単な挨拶、日常会話ぐらいは理解はしていただけます。向こうは上手に言えなくてもですね、そういった状況もございますので、今、市としてできる取組、あるいは県の応援を借りながらできる取組、そういった中で日本語を学ぶ機会というのはなるべく提供していきたいと、そのように思っております。

**○4番議員（前原五男）** 今、総務部長から、県の方で日本語学校みたいなものを、指宿市にも配置したいという考えでよろしいのでしょうかね。

**○総務部長（渡部徹也）** 申し訳ありません。私がちょっと説明が下手くそでございます。県の方はですね、日本語教室、日本語を教える出前講座といったものを、指宿で開いてくださっておりますので、引き続き、そうした出前講座を指宿で開いていただけるようにですね、県の方にもお願いをしていきたいというふうに思っております。

**○4番議員（前原五男）** 一步前進、二歩前進。後退なき総務部長の言葉でありありがとうございます。

それで、市長、もう一遍、市長の答弁をお願いしたんですが、結局、生活環境への投資とか、いわゆる建設的投資ですね、それがちょっと減っているんじゃないかと。分かりますよ、出ざるを制するわけですから。今後ですね、市長、あの中には建設関連の繰越明許費とか、私、質問書には5年間をと言っていましたけど、時間がないので、今後ですね、繰越明許費の数字じゃなくて、真水をですね、どのぐらい、どのようなところに増やしていきたいのか、その考えをちょっとお述べください。

**○議長（西森三義）** 答弁ができますか。

**○市長（打越明司）** ちょっと、僕なりの解釈で答弁をしますけれども、繰越明許というのは、実はその仕事に当たる方々も、年間を通じて平均的な仕事をさせてほしいという要望もあり、できるだけ年度末に工事が集中しないように、年間を通じて、特にこの4月、5月、6月、立ち上がりの時期にもですね、仕事をしていけるような配慮を含めて、繰越明許をやっているものもたくさんあります。例えば今回、高市政権が大型の補正予算を、今、成立に向けて、国会が動いておりますけれども、こういったものが決定をいたしますと、私どもがこれを予算化してかけるのは、早くとも2月の選挙後の臨時会ということになるかと思います、そういうところで仕事を決定をしていきますと、当然ながらほとんどの事業が繰越明許になっていくという形になります。ですから、よく言われるのは、どの時期に補正をするか

によって、18か月予算とか15か月予算とかいう言い方をしますけれども、そういう形でやっているということです。いわゆる社会資本投資、投資的経費というように呼んでいますが、これについてもできるだけ、ものすごく仕事がある年とあまりない年という大きな谷を作らないようにですね、安定的にするようにしております。この4年間については、ほとんど大きく増減をするということがないような工夫はしてまいりましたが、御案内のとおり、現在、北中、南中などの大型改修に取り掛かっておりまして、現在は、また、一定の投資額が非常に増えているというような状況であります。真水という言い方はよく分かりませんが、公共事業なんかを行う場合には、一定の自己資金と、それから起債によって借金をしてありますので、真水であろうと起債をしたお金であろうと、これはお金であることには変わりもありませんので、そのことについては、地元の方々がその仕事を請け負っていただければ、地元については一定の経済効果も見られるのではないかなというふうに思いますし、できるだけそうであってほしいものだというふうに私も思っております。

**○議長（西森三義）** お知らせいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

**○4番議員（前原五男）** 市長に最後の質問です。今後、箱物はもうあまり必要でないと、造られたという認識だろうと思うんです。であれば、農地整備がですね、もう具体的に話をしましょう。もう御存じのとおり、JRの山手側、ここはですね、旧指宿土地改良区の田んぼだったんですね。それが手つかずであるものですから、この区画整備をですね、考えてはいないのかどうかお聞きいたします。このようなですね、いろんな土地整備、道路整備、これらのインフラ投資に、どのように考えているかお答えいただきたいと思います。

**○市長（打越明司）** 来年度以降の様々な事業については、この議会の冒頭に申し上げたように、私の任期は2月の11日までということで、2月の11日までのことについてしかお話しできませんので、今の前原議員の思いは、確かに私も伺ったということで、御容赦いただきたいと思っております。

**○4番議員（前原五男）** では引き続きですね、もう市長の方はちょっとお休みいただいても結構です。

2点目のですね、具体的な生活に関する案件です。さつき園はどのような施設なのか、また、現在の登録者数は何人なのか、説明を求めます。

**○地域福祉課長（磯道奈津子）** 指宿市子ども発達支援センターさつき園は、主に就学前の発達に支援が必要な子供を対象に、心と体の発達を促し、日常生活や社会生活を円滑に送れるように支援する療育施設であり、令和7年12月1日現在の登録者数は28名となっております。

**○4番議員（前原五男）** 雨漏りの件については、先ほどもお答えいただいておりますので、次の質問に入りますけれども、このさつき園というところは、ある意味で支援的な子供さんたちが入っているということなので、やっぱりですね、雨漏りがするという事は非常に感情的

に揺られると思いますので、なるべく早くここをですね、修復するか移設するか、その辺のお考えはありますでしょうか。

**○地域福祉課長（磯道奈津子）** 雨漏りについては、これまでも部分的な修繕を行っており、屋根に限らず、建物全体の老朽化が原因となっていると考えられます。従いまして、単純な補修では十分な効果が得られない可能性が高いため、修繕の効果や費用の精査とともに、移転を含む幅広い視野での検討を行ってまいりたいと考えております。

**○4番議員（前原五男）** 早い結論をお出しいただきたいと思います。

それから、開聞農村環境改善センターの雨漏りですが、これについては、今、休止中というお答えを頂いておりましたね。けども、この地域の人たちについては、小学校の入り口の前にあるので、非常に利便性が高いので、何とか使わせていただきたいということを話しているんですが、その辺の要望は来ていないでしょうか。

**○耕地林務課長（村元重夫）** この開聞農村環境改善センターのことに关しましては、その使用中止について行っているという、先ほど答弁をいたしました。その流れについてなんですけれども、令和6年5月29日に開聞区長会がございまして、そこで、先ほど申し上げたとおり、今、非常に危険な状態にあるということで、令和7年4月1日から中止をさせていただくということの説明を行ったところでございます。その後、令和6年10月25日に使用中止を明記した個別施設計画の改定案をつくりまして、それで住民説明会を行ったところです。開催場所は、開聞総合体育館のサブアリーナ、開聞地域の全世帯に案内文書を送付し、出席していただいた方は11名ということでございました。あわせて、令和6年9月30日から10月31日まで、使用中止を明記した個別施設計画の改定案についてパブリックコメントを実施したんですけれども、それでも意見がなかったということで、それらを踏まえて、令和7年1月に庁議を開いた上です、4月1日からの使用中止をしたという経緯を辿っているということで、御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

**○4番議員（前原五男）** 今、いろいろの説明会も終わって、パブリックコメントも終わって、今、そこでだいたい中止がみんなに行き届いたということを確認して、また、住民の方に連絡をいたしたいと思います。

それからですね、具体的な最後の質問になります。開聞総合体育館アリーナの観客席の修理についてです。このような観覧席の実績は年間どのぐらいあるのか。また、どのような内容で使用されているのでしょうか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 開聞総合体育館サブアリーナの移動観覧席の直近3か年の利用実績は、令和4年度が7件、令和5年度が12件、令和6年度が9件となっているところであります。また利用内容といたしましては、市内各団体の総会や郷土芸能発表会、地域文化祭、ピアノ教室、個人演説会などがあります。

**○4番議員（前原五男）** 繰り返すようではございますけれども、移動観覧席が故障していると聞きます

が、現状はどうなっているのでしょうか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 現在、サブアリーナの後方の移動観覧席が動作装置のメインであるシーケンサーという部品の破損により作動せず、利用の際は一部パイプ椅子などを利用していただいている状況となっているところであります。

**○4番議員（前原五男）** それの修復のための費用というのはどのぐらい掛かりそうですかね。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 移動観覧席の修繕費用については、現在の見積額で約302万円となっているところであります。

**○4番議員（前原五男）** 体育、そして、スポーツ文化的行事など活性策としての場の確保として、早い復元を望みます。

どうか皆さん、今までいろんな質問をしてきました。まあ1,000万円から2,000万円とかいろいろな額もあって積み上げると何十億となるかも分かりません。その選択をするのはトップである市長です。どの辺を急いでやるべきかというのもまたトップの仕事です。職員も、また、我々議員もいろいろと知恵を出して、なるべく早く不便さを払拭するようにお願いいたします。

ここでですね、結びですけれども、市政への協力、それから、国への要望、陳情などの重要性を訴えながら、我々、先ほど言ったように30円しかないんだから、70円をどうして持ってくるか。そのためにはやっぱり、上とのつながりを持って、要望や陳情を密にして、また、市長は東京行ったとか、遊びやらいと、そんなことは絶対に言わせません。お金を70円持ってきたんだよって、説明ができるような、そのような強い力を持って、私は歩んでいきたいと思えます。そして、外から入ってくる人、いろんな事業を持ってくる人、その人たちに、このような良い環境の指宿市を、好印象を持って喜んで入ってもらえるように、我々人間関係もそのように一歩ずつ前進していきたいと思えます。私も35年の市の職員の経験もあります。市の職員の苦勞も分かっています。そんなにたくさんの人を入れていいのかという言葉もたくさん聞きます。議員からも聞きました。私は正直言って合理化とか事務簡素化とか言いますが、国は県に落として、県は市に落とすんです。市は落とさずどころがないわけです。どれもこれも見ると必要なんです。それをどうしていくかという、それもですね、職員の皆さん、弱気にならずに市民に説明していくべきですよ、やっぱり。給料は高い高いと言いますが、私はそこをよく通りますけど、晩の8時まで明かりがついています。働き方改革っていいですけど、仕事畳んですぐ帰ればいいというものではないです。仕事があるんです。これも、職員の皆さんはみんなそれぞれ分担してやっているんですけども、協力もしてやっているんですけども、このようなことで遅くなっているんだよってことを、やっぱり市民にアピールすべきです。どうか皆さん、市の職員、議会、市民、一緒になって楽しい明るい指宿市を作っていきましょうか。よろしく願いいたします。私の質問を終わります。

## △ 延 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、12日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 5時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲

# 第 4 回 定 例 会

令和 7 年 12 月 12 日

(第 3 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

令和7年12月12日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 15 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 16 番 議 員 | 前之園 正 和 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 西 森 三 義 |          |         |

---

### 1. 欠席議員

な し

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|               |         |          |         |
|---------------|---------|----------|---------|
| 市 長           | 打 越 明 司 | 副 市 長    | 黒 永 英 樹 |
| 教 育 長         | 田之上 典 昭 | 総 務 部 長  | 渡 部 徹 也 |
| 市民福祉部長        | 富 永 敏 尚 | 農水商工観光部長 | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長       | 窪 田 幸一郎 | 教 育 部 長  | 湯ノ口 繁 生 |
| 総 務 課 長       | 濱 上 和 也 | 企画政策課長   | 東 忠 孝   |
| 健康・協働のまちづくり課長 | 嶺 元 和 仁 | 危機管理課長   | 打 越 貴 人 |

|          |         |            |         |
|----------|---------|------------|---------|
| 長寿支援課長   | 上川床 聡   | 地域福祉課長     | 磯 道 奈津子 |
| こども課長    | 上西園 眞紀子 | 観光課長       | 山 下 浩 二 |
| スポーツ振興課長 | 竹 山 修 一 | 農政課長       | 前 蘭 洋 一 |
| 土木課長     | 東 恵 一   | 教育総務課長     | 水 流 弘 樹 |
| 学校教育課長   | 船 間 秀 仁 | 学校給食センター所長 | 久保園 眞 弘 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事務局長    | 池 水 拓 也 | 主幹兼調査管理係長 | 下 川 裕 一 |
| 主幹兼議事係長 | 川 畑 裕 二 | 議事係主査     | 徳 留 洋 美 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、前之園正和議員。

○16番議員（前之園正和） おはようございます。私は日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、その時々々の市民の声や要求、そして社会が求めていることなど、議員として初当選以来43年余りにわたって議会の場で働かせていただけてまいりました。32歳で議員となりましたが、今や後期高齢者となりました。指宿市の発展と市民のために尽くしたいとの思いはいささかも変わりませんが、身体的条件などはどうしようもありません。40歳を過ぎたころから心臓の病を発症し、今でも心房細動のため定期的な診察と投薬を受けております。46歳の時には腎臓がんが見つかり、左側を摘出しました。その後には胆のうも摘出し、緑内障で右目の視野が狭くなり、特にこの4年間は、1度目が脳梗塞と脳出血の同時発症、2度目が脳出血を発症し、現在、高次脳機能障害との診断を受けるなど、心身ともに文字どおりぼろぼろとなりました。一般質問は、質問日が入院中ということが2回ほどありましたが、医師からの一時外出の許可を得て質問を続けてまいりました。しかし、昨年12月議会の時は、議会開会日に倒れ、その時ばかりは休むことになりました。今回の質問が私にとって議員生活における最後の質問となります。それでは、通告に基づいて一般質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、行政における個人情報の保護についてです。市の所有する個人情報は、全て保護されるべきものであり、本人の了解なしに行政の判断によってほかに漏らしてはならないと思いますが、基本的にどのように考えるか伺います。

次に、自衛隊からの求めに応じて、除外申請のなかった者については、個人情報の名簿提供を行っているが、個人情報保護の立場から問題ではないか伺います。また、除外申請の受付状況と実態についてはどうなっているか伺います。除外申請がないからといって、個人情報の提供に同意したとは言えないのではないかと思います。見解を含めて伺います。

次に、平和の取組についてです。非核平和都市宣言を行って約20年になろうとしております。そこで、平和の取組として何か継続的、あるいは恒常的なものがあるかどうか伺います。また、自衛隊の鹿屋基地が米軍との共同訓練の重要拠点になっているが、平和の視点からどのように捉えているか伺います。

次に、市民の暮らしを守る視点で見た、任期中の総括についてです。まず、任期中に取り組んだ主なものにはどのようなことがあるか伺います。

2番目には、子育て支援策としてはどのような取組がなされたか。これには、子ども医療費や学校給食費の問題、その他があると思います。

3番目には、高齢者や障害者への支援策についてです。新たな取組があったのかどうか伺います。

4番目には、低所得者に対する施策はどうか伺います。

5番目には、ジェンダー平等の視点ではどうか。これにはいわゆる男女平等とか、共同参画にとどまらず、性的マイノリティの問題を含めて、幅広くお答えいただきたいと思いますので、実態把握や取組についてお答えいただきたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 長年頑張って来られた前之園議員の最後の一般質問の答弁を私のほうからさせていただきたいと思います。

市民の暮らしを守るという視点から、幾つかの施策を申し上げますと、市では子供を産み育て、子供の健やかな成長を促すため、市役所内の窓口のワンストップ化を図りながら、産科医の確保、子ども医療費の現物給付の拡充に努めるなど、妊娠から出産、子育ての各ステージに応じた支援に取り組んでまいりました。また、小中学校の給食費についても、物価高騰分を支援することで、子育て世代の負担軽減に努めてまいりました。さらに、10月26日にリニューアルオープンしたヘルシーランドの一角に、全天候型の子供たちの遊び場を整備しました。公共施設に遊び場を整備することで、子供たちの発達のお手伝いや子育て世代の交流が促されていくと考えております。高齢者福祉については、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、高齢者の生きがいづくりや社会参加の場の確保に取り組んでまいりました。障害者福祉においては、障害福祉サービスなどの支援を行い、障害のある方が地域で安心して自立した生活を送れる社会づくりに努めているところであります。男女共同参画の観点においては、多様な生き方や価値観を認め合い、一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現を更に加速させていくため、本定例会において指宿市男女共同参画推進条例を議案として提出をさせていただきました。また、市では指宿市パートナーシップ宣誓制度を県内でもいち早く開始するなど、誰もが人権を尊重され、多様性が認められるまちの実現に向け、啓発活動と支援に取り組んでいるところであります。防災の面でいえば、企業・団体と移動式宿泊施設や仮設トイレ、空調設備、食料・飲料などの提供、広域におけるし尿及び浄

化槽汚泥などの収集運搬といった連携協定を締結するとともに、自主防災組織への防災備品等の補充を行うなど、災害時における市民の暮らしの安全・安心の確保に取り組んでまいったところであります。

残余の質問においては、担当のほうから答弁をさせたいと思います。

**○教育長（田之上典昭）** 平和の取組について、平和に関する学校における学習の取組についてお答えをいたします。市立の小・中・高等学校では、各教科及び総合的な学習の時間、学校行事等で平和に関する学習を行っております。具体的には、小学3、4年生の国語科の教材の中で、戦時中の家族の思いを考え、心に残ったことを伝え合う学習活動を行っております。社会科では、特に小学6年生、中学3年生において、長く続いた戦争が社会や人々の生活にどのような影響を与えたかについて調べたり、戦争を体験した方を講師として招いて、話を聴いたりしております。中学校では、修学旅行訪問先である長崎と関連させ、平和についてまとめたり、発表したりする学習活動を行っているところでございます。

**○市民福祉部長（富永敏尚）** 私のほうからは、各種支援策につきまして答弁をさせていただきます。

まず、主な子育て支援策といたしましては、産後1年未満の産婦が体を休め、母乳相談や育児相談などができる産後ケア事業、妊娠時に5万円、出産時に5万円を給付する妊婦のための支援給付事業、中学校3年生までの子供と非課税世帯の高校生の医療費を給付する子ども医療費給付事業などがございます。また、本年4月からこども課内にこども家庭センターを設置いたしまして、全ての妊婦、子育て世帯、子供に対しまして切れ目のない一体的な支援を行っているところでございます。10月には天候に関わらず利用できる屋内施設まめっころランドをオープンし、多くの子育てファミリーや保育園、幼稚園などに御利用いただいております。さらに、子育てに関する情報が分かりづらいといった市民の方からの御意見にお応えするため、本市の子育てに関する情報を集約した指宿市子育て応援ガイドブックを現在作成中でございまして、令和8年4月以降の配布を考えているところでございます。

続きまして、高齢者の皆様に対する支援策でございますけれども、本市におきましては高齢者の方々が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるよう支援を行っているところでございます。実施している事業といたしましては、高齢者の生きがいがづくりや社会参加の場を確保するため、ふれあいデイやころばん体操、各種ポイント事業など、様々な介護予防事業や訪問給食サービスや緊急通報装置などを設置する事業など、高齢者の緊急時にも対応できるよう、見守りに関する事業も実施しております。また、高齢者団体の支援につきましては、指宿市老人クラブ連合会や各単位老人クラブへ補助金を支給したり、団体の活動状況を広報紙で紹介したりすることで、活動の推進を図っているところでございます。

続きまして、障害者の方への支援策でございますが、障害者が安心して自立した生活が送れる社会づくりを目指しまして、障害者総合支援法に基づいて障害福祉サービスや各種助成

などの支援を行っているところでございます。具体的には障害者支援施設への通所や入所、また在宅で生活される方へのヘルパー派遣など、障害者が日常生活や社会生活を送るために必要な支援を提供する障害福祉サービス、それから重度障害者に対しての医療費助成制度や障害を補うための装具等の購入・貸与の費用を一部支給する補装具支給事業が主なものとなっております。また、市内の障害者団体に対しまして、事業の活動費の一部として申請に基づき補助金を交付しているところでございます。

続きまして、低所得者への支援でございますけれども、国の制度に基づく生活保護のほか、就労支援や居住確保給付金等がございますけれども、ここでは生活保護について御説明させていただきます。生活保護は生活に困窮している住民に対しまして、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度でございます。病気や失業などで収入が減少し、資産や他の社会保険制度を活用してもなお最低限度の生活費を下回る場合に保護費を支給いたしまして、生活困窮者の安定的な日常生活と自立を支える支援を行っているところでございます。

**○総務課長（濱上和也）** 私のほうからは、三つの項目について答弁をさせていただきます。

まず、行政における個人情報の保護について、基本的にどのように考えているかとの御質問をいただきました。行政における個人情報につきましては、個人の権利利益を保護するとともに、安定した行政サービスの提供を行っていく上で、適正に取り扱う必要があり、個人情報を守っていくことは行政の重要な責務の一つであると認識しております。

次に、平和の取組について、恒常的な取組として何があるかとの御質問をいただきました。本市では、平成18年9月に核兵器廃絶と恒久平和の都市宣言を行い、世界の平和を願い求める立場を明らかにするとともに、現在、市ホームページや市内3か所に設置した看板で周知を行っているところでございます。また、毎年8月6日の広島市の原爆被災の日、8月9日の長崎市の原爆被災の日及び8月15日の戦没者を追悼し平和を祈念する日においては、市民に広報紙や防災無線で原爆死没者の慰霊並びに平和祈念の黙とうを呼び掛け、1分間のサイレンを鳴らす取組を行っているところでございます。そのほか指宿図書館では、指宿海軍航空基地に関する写真や資料等の常設展示を行っていただいているところでございます。

次に、平和の取組についての自衛隊の鹿屋基地が米軍との共同訓練の重点拠点となっているが、平和の視点からどのように捉えているかとの御質問をいただきました。本市においては、自衛隊鹿屋航空基地の訓練音がうるさいといった声は、今のところ把握していないところでございます。もし訓練音に関して市民から声が寄せられた場合には、速やかに状況を把握確認し、情報収集をしたいと考えているところでございます。

**○危機管理課長（打越貴人）** 自衛隊への名簿提供は、個人情報保護の立場から問題ではないかという御質問です。本市が自衛隊へ適齢者の名簿を提出していることにつきましては、個人情報保護に関する法律で、行政機関の長などは、法令に基づく場合は提供できる旨が定めら

れていることから、自衛隊への名簿提供は、自衛隊法及び同法施行令の規定により提供できると判断のもと行っております。

次に、除外申請の受付状況と実態についてです。本市における除外申請の受付状況につきましては、令和5年度は提供対象者506名に対し、除外申請者1名、令和6年度は提供対象者315名に対し、除外申請1名、令和7年度は提供対象者342名に対し、除外申請者3名となっております。また、自衛隊への名簿提供につきましては、個人情報保護に関する法律で、行政機関の長は法に基づく場合は提供できる旨が定められていることから、提供できると解釈しております。このことから、除外申請がない場合は、自衛隊法及び同法施行令の規定により提供できると判断のもと行っているところでございます。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** ジェンダー平等、性的マイノリティの視点での実態把握や取組についてということでございます。本市では、令和3年7月1日にパートナーシップ宣誓制度を導入いたしました。その後、令和4年2月1日に同じくパートナーシップ宣誓制度を導入をした鹿児島市との都市間連携協定締結を皮切りに、県内では日置市、出水市、鹿屋市、いちき串木野市、南さつま市、霧島市の7自治体と、県外では茨城県及び岡山県笠岡市の2自治体と協定を締結いたしております。実態把握につきましては、市では令和元年度に市民を対象としたアンケート、市民意識調査を実施いたしました。その中で、第3次指宿市男女共同参画基本計画の策定に伴い、男女の地位の平等感や、性別による役割分担等についても調査を行ったところです。その回答によりますと、社会通念や慣習等の面で男性が優遇されていると感じる人が半数を超え、家庭では家事や育児を主に女性が担う固定的な性別役割分担意識も根強い状況でございます。

続きまして、取組についてでございますが、これまで市の取組といたしましては、先ほど申しましたパートナーシップ宣誓制度の導入や公共施設等へのだれでもトイレの設置、可能なものに限り市申請書等からの性別の表記省略、市内小中学校、高校などを対象とした出前講座の実施、多様な性に関する市職員向けの手引き作成などがあります。また、今回議案として指宿市男女共同参画推進条例を提出させていただいているところでございます。

**○学校給食センター所長（久保園真弘）** 市民の暮らしを守る視点で見た任期中の総括につきまして、子育て世帯の支援策について、学校給食費の問題につきまして御質問をいただきました。国におきまして、本年2月に小学校の給食無償化については、令和8年度からの制度化を目指し、中学校への拡大は可能な限り速やかに実施したいとされております。本市では子育て支援を推進し、学校給食にかかる保護者の負担の軽減を目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しており、物価高騰等に伴い学校給食費が値上がりする場合には市の補助金を増額することで、これ以上新たな保護者の負担は求めないという対応を行っております。令和5年9月の時点で小中学校の給食費無償化を実施している自治体は、全国で約3割程度であり、国の支援を受けず、市独自で給食費の無償化を実現するには、市民に大きな

負担をお願いすることになると考えているところでございます。給食費無償化に向けては、各自治体の財政力の格差により左右されるのではなく、国の財政負担により全国一律に実施することが望ましいと考えています。そのため、小学校だけでなく中学校においても早期に給食費無償化が実現できるよう、今後も引き続き、全国市長会や全国都市教育長協議会を通じて国へ要望してまいりたいと考えております。

○16番議員（前之園正和） 順次伺っていきますが、個人情報に厳格に守っていくというのは、行政の重要な柱だというふうに伺ったんですが、間違いはないですか。個人情報は厳格に守るべきものだとすることを再確認させていただきます。

○総務課長（濱上和也） はい、行政の重要な責務の一つであると認識しております。

○16番議員（前之園正和） 個人情報の提供が任意性のものについては、保護するという立場にあるべきだと思うんです、今の答弁からしてもですね。そのことについてはどうですか。任意性のものについては保護の立場をとっていくということは確認できますか。

○総務部長（渡部徹也） 先ほど総務課長が答弁をいたしましたように、個人情報の保護というのは非常に大切なことであるというふうに認識をしております。それは議員と一緒に思います。その上で、今回この自衛隊への名簿提供ということにつきましては、法令に則って提供しているということで、現時点において問題ないものというふうに解釈をしております。

○16番議員（前之園正和） 自衛隊の名簿提供は、これはできるんだという立場のようですが、義務なのか任意なのかということでも問われたらどうなりますか。

○総務部長（渡部徹也） 私ども指宿市の判断で提供しているということです。

○16番議員（前之園正和） つまり義務ではないと、判断で行っている、提供しているということですか。となれば、個人情報の保護は重要な行政の取るべき態度だというわけですから、それはあれやこれや理由を付けて、情報を提供する、いわゆる言葉の表現はどうかと思いますが、ほかに漏らすということではなくて、保護すべきという立場を取るべきではないですか。

○総務部長（渡部徹也） そのために、以前から議員からも御指摘、御質問を受けまして除外申請という形での取り扱いも、我々、開始をさせていただいたということでございます。

○16番議員（前之園正和） 除外申請といっても、令和5、6、7年、数字を言われましたけど、300あるいは500に対して1件とか3件とかいう除外申請しか出てないわけですね。これで、該当者に対して除外申請の手続きがあるということは、広く周知されていると思いますか。

○危機管理課長（打越貴人） 除外申請の周知方法につきましては、市のホームページ、市広報紙への掲載及び市公式LINEでの投稿を行っております。また、市内4高等学校と南九州市の1高等学校に通っている本市在住の生徒へチラシの配布、26公共施設にポスター掲示を依頼し、除外申請を知らない人がいないように周知徹底に努めているところでございます。

- 16番議員（前之園正和） 知らない人がいないように努めているということですが、対象者全員にこの制度は知られているというふうに思いますか。
- 危機管理課長（打越貴人） 本市といたしましては、適齢者に対しまして、高校などに個人個人へのチラシを配布しているので、全員知っているのと承知しております。
- 16番議員（前之園正和） そういう手続は知らないという声もたくさん聞いています。行政としては、こういうことをやっているということは事実だとしても、それが該当者に周知できているということとは、全く別物だというふうに思うんですが、私はそう思うんですが、そこはどうでしょうか。
- 総務部長（渡部徹也） 私どもとしては、全員に知っていただけるように市としても努力をしているところですが、今、議員のほうから知らないという声も寄せられているということでありましたら、是非教えていただいて、そこについては我々もですね、その方々へしっかり届くように取組をやってまいりたいと思っております。
- 16番議員（前之園正和） 周知がなされていない人に対して、除外申請がないからといって、同意したというふうに解するのは間違いじゃないですか。
- 危機管理課長（打越貴人） 先ほどにもありますように、法令に基づき行っているもので、問題ないと思っているところです。
- 16番議員（前之園正和） 最初に言ったじゃないですか、個人情報を守るのが務めだと。それが大前提であるわけですよ。にも関わらず、あれやこれや理由を付けて、公開しても問題ないという、いわば理由付けにほかならないんじゃないですか。根本が守るべきものだということが根底にあるならば、返事がないからといって、除外申請がないからといって同意したというふうに解するのは間違いじゃないですかということを行っているんです。
- 総務部長（渡部徹也） 私どもは現行の法令に沿って手続等を行っております。繰り返しますが、除外申請ということもさせていただきます。その上でその法律との解釈問題というのは、この市議会の議場の場にはあまりふさわしくないかなというふうにも感じているところです。現時点におきまして、我々は除外申請という手続を経て名簿を提出はしておりますが、それで何か強制をされるということは一切ないというふうに理解をしているところでございますので、そういった意味では個人の自由というのは尊重されているというふうに受け止めております。
- 16番議員（前之園正和） 理解なきものの情報が漏らされるということは心外ですよ。最初に言った情報の提供が任意か義務かということでは、義務ではないというふうにおっしゃったわけですから、そこは保護の立場に立つべきです。そういう面言えば、自衛隊への適格年齢の情報の、いわば漏えいというふうに言っても間違いじゃないと思うんですね。そこであれこれ理由を付けて漏らすのではなくて、やっぱり保護の立場を取るべきだということをお願いしたいわけですが、この件は改めて伺います。

○総務部長（渡部徹也） 私どもは漏えいとは捉えておりません。今、議員のほうから、ちょっと言葉を借りますと、あれやこれやというようなお話もありましたけれども、法令に基づき、則ってやらせていただいているというふうに承知をしております。

○16番議員（前之園正和） もう以上で終ろうと思ったんですけど、個人情報の保護は行政の義務だというのは、法令に基づいていないんですか。それが根本の法令じゃないんですか。

○総務部長（渡部徹也） 繰り返しになりますけれども、個人情報の保護、それを大前提にしながら、私どもはしかるべき手続を取って、現在、その取扱いを行っているというところでございます。

○16番議員（前之園正和） これ以上繰り返しませんけど、個人情報は保護する立場にあるけれども、いわばあれやこれや理由を付けて情報提供しているということには変わらないと思うんです。

それから、平和の問題については、核廃絶平和都市宣言を行って約20年になるわけですが、ほかの都市は単なる平和都市宣言であるのに対して、指宿の場合は非核が付いているという点は、大いに良しとするわけですが、先駆的役割は果たしていると思うんですけれども、平和の取組として、恒常的なものが平和学習の教育委員会のほうからもありましたけれども、その他恒常的なもの、あるいは新たな取組というものがありますでしょうか。

○総務課長（濱上和也） 現在、市のほうでは新たな取組の予定はしていないところでございます。

○16番議員（前之園正和） 非核平和都市宣言を行って、合併直後に行いましたから約20年になるわけですが、20年を記念して、記念事業とか、新たな平和の取組ということをする考えはないでしょうか。

○総務課長（濱上和也） 平和の取組に関しましては、令和7年で戦後80年を迎えることを踏まえ、広報いぶすき9月号で戦後80年の特集、戦跡の声を4ページにわたり掲載したところでございます。

○16番議員（前之園正和） 非核平和都市宣言を県内でもいち早くやったということは、大いに評価をするんですが、やはり、その宣言をやったからいいではなくて、毎年毎年、できれば新たな取組を加えていくという姿勢も大事かと思うんですが、そういう面ではどうでしょうか。

○総務課長（濱上和也） 来年9月には宣言から20年の節目を迎えますことから、庁舎等での平和に関するパネル展など、市民の皆様にも改めて恒久平和について考えていただく機会として、できる取組がないか、検討してまいりたいと思います。

○16番議員（前之園正和） 20周年を記念してですね、是非とも検討し、具体化をしていただきたいと思います。それから、鹿屋基地から飛んで来たであろう航空機の騒音がひどい状況にあります。先ほどの答弁では、苦情はあまり聞いていないということでありましたけれど

も、本当にそうなんでしょうかね。私が気付いた最近のものだけでも、11月23日、最近の分です。11月23日深夜1時50分、11月30日深夜2時26分、12月2日深夜2時36分、12月6日深夜2時36分、12月9日深夜3時8分、恐らく鹿屋基地からであろう自衛隊機だと思われる騒音を現に聞いております。私は全て気が付いたわけではありませんので、ほかの日もきっとあると思うんですね。2時半といえば正に丑三つ時です。本来なら一番静寂な時間です。そういう時間にはほぼ同じ時間ということは定期コースですよ。そういう深夜の丑三つ時に、指宿でも航空機の騒音、これは鹿屋基地からではほぼ間違いなく思うんですね。普通の飛行機はそういう音はしませんから、また夜も飛びませんから。そういう状況である中で、騒音に対するそういう苦情とか、そういうものはないということですけども、丑三つ時に連夜と言ってもいいぐらい音がすると、これは正に問題だと思うんですね。そのことについてはどのように考えますか。

**○総務課長（濱上和也）** 夜間訓練につきましては、報道等でもありましたとおり、午後5時から10時までの訓練を実施するというで聞いておまして、基地があります鹿屋市のほうにも確認をしたところですが、大体21時までには訓練は終わっているということがほとんどであるということでお伺いしているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** 私は、鹿屋から飛んできたということについては、確認ができません。上空で音がしているということは確認しています。正に同じ2時半前後ですから、何らかの訓練なり、飛行物体が飛んでいることは間違いなくですよ。改めてこのことを確認し、訓練という名前であろうとなかろうと、その中止を申し入れるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○総務課長（濱上和也）** 安全保障に関する案件につきましては、国の専権事項であると承知しているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** 国の考えることだから、地方自治体としては何もやらないということを行っているんですよ、今の言葉は。鹿屋基地側に事実を確かめ、問題があれば中止を申し入れるということぐらいはあっていいんじゃないかということを行っているんですが、どうでしょうか。

**○総務課長（濱上和也）** 繰り返しになりますが、安全保障に関する案件につきましては、国の専権事項であると承知しているところでございます。

**○16番議員（前之園正和）** 何があっても口は出さないという立場ですか。事故が起きても、基地から飛んできたもので、例えば事故があっても、何かがあっても、口は出さない、出せないということですか。

**○総務部長（渡部徹也）** その議員がお聞きになった深夜のその騒音というのが、仮に訓練等に伴うものであるとすれば、先ほど総務課長が答弁をした内容のそのとおりでございます。ただその、もし何かがあったら、こうであった場合はというのは、その時々状況に応じて判

断をすべきものというふうに考えております。

○16番議員（前之園正和） 事故があったらどうするかと、例えば、ほかの飛躍した例かもしれませんが、人を殺したら殺人ですよということになったときにですよ、もしの話はできないということにはならないわけです。法律というのは、ありとあらゆるものを想定し、どのように対応するかを決めるわけです。ですから、この行政のことについても、こうなったらこうだと、何が起きたらどうするかということは、その時にならないと分かりませんという話では済まないんです。そこはどう思いますか。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○総務課長（濱上和也） 先ほど申しましたとおり、鹿屋市に確認をいたしましたところ、21時頃までには訓練は終わっているということでございますので、また国の安全保障に関することにつきましては、国の専権事項であるというふうに承知をしているところでございます。

○16番議員（前之園正和） 訓練と呼んでいるか、訓練以外のものだとしているかは別に、改めて実態を把握すべきじゃないかということを行っているわけですので、そういうふうに受け止めていただきたいと思うんですが、どうですか。

○総務部長（渡部徹也） 深夜の騒音についてはですね、市のほうにはまだそうしたお声は市民の方から寄せられていないという状況でございます。

○16番議員（前之園正和） 私が自分の耳で聞いたのを、日にちと時刻を申し上げたんですが、私も市民ですからね、そのことを受け止めていただきたいと思うんです。

それでは時間の関係がありますので、次にいきます。暮らしを守る視点で見た場合ということですけど、子ども医療費については、18歳までを対象にしてほしいという声がたくさんあるわけです。現在、中学校までが対象というのは、この南薩で見ても遅れた状況となっているんですが、今一度、本来は国がやるべきだということであっても、南薩を見ても18歳までを対象にしているところが多いわけで、指宿はむしろ遅れたほうであるという状況にあるわけです。ということで、今一度お答えをいただきたいんですが。

○子ども課長（上西園真紀子） 昨日の発言と同じような内容になってはしまいますが、子ども医療費給付制度は県の制度であることから、市町村によって取組内容に違いが出ないように制度改正をしていただきたいということで、県市長会を通じて要望を出しており、今後も引き続き出していきたいと思っております。また、ほかの事業とのバランスも見ながら、安定的に事業を続けることも大切な要素になると考えておりますので、子ども医療費の無償化対象を高校生まで拡充するということにつきましては、慎重に進めさせていただきたいと思っております。

**○16番議員（前之園正和）** 是非、早く実現をしてほしいというふうに申し上げておきます。それから、学校給食費については、来年度から国として小学校は無償化の方向との議論もあるようですが、今なお不透明な状況であります。小学校はもとより、中学校までを無償化すべきではないかというふうに思いますが、県内も全体としては、その方向に向いているのではないかというふうに思いますが、県内の状況を含めて、学校給食は実現するのか、しないのか分からないといえますか、不明な点が多い小学校までという状況ではなくて、中学校までちゃんと学校給食費は無償というふうにするべきではないかと思うんですが、県内近隣の市や町と比べても、いわば遅れた状況にあるという現状のもとで、早く指宿市も中学校まで無償にするべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

**○学校給食センター所長（久保園真弘）** 本年12月、自民党、日本維新の会、公明党の3党は、小学校給食無償化に関し、国と都道府県が経費を折半し、都道府県が児童生徒数に応じて市町村に配分する仕組み、地方交付税で補填すると、学校給食無償化について、全国知事会へ提示したとの報道がございました。現在において国の制度設計の方針が決定されていないことから、本市としましては国の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○16番議員（前之園正和）** よく言われる国や県の動向を注視するということはですね、ほぼ様子見で、自発的には何もしないという、イコールではないにしても、そう大方の人が受け取るんじゃないかなと、またそういうときに使われる言葉じゃないかなというふうに思います。それから、高齢者への補聴器購入の補助についてですけど、コミュニケーション改善や認知症予防のためにも必要ではないかというふうに思うんですが、加齢性難聴に対する取組についてですね、補聴器を買えば高いということもあって、なかなか手が届かないということもあるわけですね。そういう中で、やはり考えていくべき事項として捉えるべきじゃないかと思うんですが、そこはどうですか。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 先ほども答弁がございましたけれども、補聴器助成につきましては、全国市長会が今年6月に障害区分に限らない加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することについて、国に対し提言をしていることから、今後、国の動向等は注視してまいりたいというふうに思っております。

**○16番議員（前之園正和）** 次にいきますが、ジェンダー平等の立場から伺うということになるかと思うんですが、市役所職員の男女比と管理職の男女比の現状はどのようになっているか、伺います。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 令和7年4月1日現在の本市の会計年度任用職員等を除く一般職員数と、その男女比率につきましては、403人中、男性が241人で59.8%、女性が162人で40.2%となっております。そのうち管理職41人中、男性が36人で87.8%、女性が5人で12.2%となっております。

**○16番議員（前之園正和）** 男性であろうと女性であろうと、機械的に同じということにはな

らないということは承知ですけども、やはりこの比率をどうするのかということは、基本的な姿勢に関わると思うんですが、今後、管理職の登用に当たってですね、その辺がこうしていきたいという目標的なものがありますか。例えば、職員の男女比の数値に管理職の男女比を近づけるとかですね、そういうことについて方針というのがありますか、あったら示していただきたい。

**○総務部長（渡部徹也）** 管理職の男女比についてのお尋ねですけども、これはジェンダーという立場から見ると、男性、女性に関わらず、その役をしっかりと果たせる人間を登用していくということが大前提になるかと思えます。その上で、次に課長、あるいは部長になっていく、現在でいうと主幹、係長ですね、そういった方々にも女性がいらっしゃいますので、皆さん方の働き具合等ですね、しっかり見て、その上で判断をしていくということになるかと思えます。

**○16番議員（前之園正和）** この件については、常にそういう視点を持っていただきたいということだけ申し上げておきたいと思えます。それから、性的マイノリティの問題では、今年の5月25日に鹿児島県内で初めてとなるレインボーウォークが指宿市で行われ、市長自ら参加され、時間の許す範囲で一緒に歩かれました。このことは関係者も高く評価しておられました。恐らく自治体の長がウォークに参加されたのは、その時点で全国でも初めてのことであったようです。今後の取組も含めて、市長自身どのように考えるか、その点を市長自身のお言葉でいただきたいと思えます。

**○市長（打越明司）** これから地域においても国においても、多様性を尊重する共生の理念というのは、非常に大切な理念だというふうに私は思っています。

**○16番議員（前之園正和）** そういうことで、積極的にこの性的マイノリティの問題とか、あるいはいろいろありますよね、そういうことについても積極的な取組をする、あるいは関係団体からの要請があれば、それに応えていくという姿勢と捉えてよろしいでしょうか。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** そのように考えております。

**○16番議員（前之園正和）** 時間もわずかになりましたので、以上で通告に基づく一般質問とさせていただきますと思えますが、最後に一言述べさせていただきますと思えます。私は穎娃高校の電気科を卒業し、当時の社長が鹿児島県出身だった東京のある中小企業に就職し、12年ほど働きました。そこでは、産業別労働組合の一つである全国金属労組の分会結成に関わり、長い期間分会書記長の職にありました。そして、会社による12名の不当解雇に対して、2年2か月にわたる解雇撤回闘争を闘い、解雇撤回と全員復職を勝ち取りました。私個人としては、腰痛を仕事からくる職業病として、監督署や会社に認めさせる闘いもありました。職場の労働者の生活と権利を守ってきた約10年が、私にとって人生の第一章であるならば、指宿市の合併前と合併後を含めた議員としての11期43年余りは、私にとって人生の第二章とも言えるものでした。病後の生活は続きますが、仮に第三章の時間があるならば、引き

続き社会進歩と平和のために、また地域社会を守り、住民に奉仕するために新たな目標を立ててまいりたいと思います。最後に、長い間お世話になりました市民の皆さんに感謝申し上げます。また、引き続き立候補予定の皆さんの御健闘を願うとともに、市職員の皆様におかれましては、指宿市発展のため公僕としての職務にまい進されることを願っていることを述べて、この場を終わりたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、財政課長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○財政課長（上村圭一郎） 12月11日の本会議における新川床議員の一般質問の答弁での発言について、誤りがありました。いけだ湖パクスについて、看板を設置したと申し上げましたが、正しくは修繕ではありませんが、テラス屋根の新設をしたに訂正し、お詫び申し上げます。（95頁の発言の訂正）

○13番議員（新川床金春） 指宿市公の施設の指定管理の指定の手続等に関する条例第14条で、委員会でもありましたいけだ湖パクスは室内の改装をしました。そして雨が降るからテラスを造る、そういうのは指定管理が終わったときには原状回復ということで、担当課も分かっていることなんです。なぜ一般質問の場で条例と相反することを言ったのかと僕は思うので、しっかりと肝に銘じてください、お願いします。

○議長（西森三義） ただいま財政課長からの12月11日の本会議における発言を訂正することについては、議長において許可いたします。

それでは、一般質問を続行いたします。

山本敏勝議員。

○3番議員（山本敏勝） 3番、山本です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。今回の一般質問は、大きく市営陸上競技場について、それと在宅医療・介護連携推進事業についてという大項目で質問をさせていただきます。

まずは、市営陸上競技場についてですが、あの近辺のスポーツ施設としては、陸上競技場、大変長くなって、いろいろな設備に対しても置き去りになっているような感覚があります。サッカー場が新しくなり、野球場も新しく電光掲示板になりというような形で考えていけば、陸上競技場だけが残されていっているのかなというふうに思われます。陸上競技場では、1年間を通して様々なスポーツ大会が開かれてはいるんですけども、年が明ければすぐ、日本で一番早いフルマラソン、菜の花マラソンもあります。それをやっていけば陸上に関しては、いろいろな大会、記録会、そういったものを含めているんですけども、まずそこで、私も確かですね、記憶がはっきりしないんですけども、市営陸上競技場ができたと

き、こけら落としで市民体育祭、それまでは指宿商業高校と指宿高校のグラウンドを使って、1年間交替で市民体育祭は行っていたという記憶があります。そのときに、市営陸上競技場が初めてできて、あそこでするようになって、こけら落としで私も走ったという記憶があります。それからすると、大変歴史の長い陸上競技場になっていると思います。そこで、まず一つ目に、陸上競技場の施設ということで、クラブハウスは築後何年、今経過しているのか、お尋ねいたします。

2番目の大項目、在宅医療・介護連携推進事業についてですが、これに関しては国のほうで施策としてこれをうたっております。それと、タイムリーなことに今日の新聞で記事が出ておりました。少し読まさせていただきます。厚生労働省の審議会部会の報告書案が判明したということで、日常生活に加え、入院時や葬儀の手続を支えるため、新たな制度を創設する。社会福祉協議会などが実施主体になることが想定され、市町村にも取組を促すという記事で、身寄りのない高齢者支援という大項目でした。この中で、今回私がここをなぜ聞きたいのかということも記事の中にありましたので、読まさせていただきます。対象者は頼れる身寄りがいない高齢者のほかに、認知症や知的障害者など判断能力が不十分な人、新制度では①金銭管理や重要書類の預かり、②病院や施設に入る際の契約手続支援、③葬儀、家財処分の手続などというような記事が今朝の南日本新聞に出ておりました。これに関して今回、私は、この国が施策として在宅医療・介護連携推進事業というものを目にし、また、現場の看護師をしている人からも事情を聴いたという中でですね、一般質問をさせていただくんですけども、まず、市の取組についてというところで、PDCAサイクルに沿った運用ができてきているのかということで、在宅医療・介護連携推進事業とはどのようなものなのか。PDCAサイクルを介して地域のニーズに柔軟に対応する必要性はどこまであるのかという部分を1回目の質問として、残余の質問は質問席からさせていただきます。

**○市長（打越明司）** 山本議員から二つの御質問をいただきましたが、そのうち私は、在宅医療・介護連携推進事業のPDCAサイクルに沿った運用ができていくかという質問についてお答えをしたいと思います。

本市では、国が進める地域包括ケアシステムの構築を目指して、平成28年から在宅医療・介護連携推進事業を推進しているところであります。この事業の実施主体としては、医療、介護、福祉関係者などで構成される指宿市在宅医療・介護連携推進協議会を設置しており、委員の皆様が日常業務を通じて感じる課題や事業実施による評価等、様々な御意見をもとに支援体制を構築し、医療介護関係機関や市民への普及啓発を推進しているところであります。なお、地域のニーズや状況の変化に対応するため、PDCAサイクルを回しながら事業を展開することで、地域の実情に柔軟に対応していくことが求められております。特に、在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携が求められる日常の療養支援、入退院時の支援、急変時の対応、看取りといった四つの場面を意識して事業を推進することが重要であ

り、関係機関とも連携をしながら対応しているところであります。

残余の質問については、担当者に答弁させます。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** クラブハウスは、築後何年経過しているのでしょうかという御質問をいただきましたので、答弁させていただきます。陸上競技場のクラブハウスは、昭和60年に建築しており、築後40年経過しているところであります。

**○3番議員（山本敏勝）** ありがとうございます。それではですね、もう一つ、場内に2か所ですね、古いトイレがあると思いますが、このトイレは築後何年経っているのか、お尋ねいたします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 陸上競技場内にある2か所の古いトイレにつきましても、クラブハウス同様昭和60年に建築しており、築後40年が経過しているところであります。

**○3番議員（山本敏勝）** それではですね、関連質問として一つずつ済ませていきたいと思いますが、まずこのクラブハウス内にトイレがありますが、この築40年ということで、トイレの臭いとか、大変きついんですけれども、そのあたりは把握されていますでしょうか。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** クラブハウス内のトイレの臭いについては、以前から苦情などもあり、これまでも配管の改修などを行っているところではありますが、構造上の問題により臭気が抜けにくい状況であります。今後も定期的に確認を行いながら、その都度対策を検討してまいりたいと考えているところであります。

**○3番議員（山本敏勝）** クラブハウスのほうなんですけども、トイレは構造上の問題があるということなんですけども、また後でしますけども、クラブハウスには現在クーラーも付いていないわけですが、使用者が熱中症などになったときに、クラブハウスで休む場所がないと。スポーツフェスタのときにはですね、また救急車が来たんですけれども、そのときはクーラーのある体育館のほうで休ませていたというようになっておりますが、これ、今後、現在のクラブハウスに空調機を整備するというお考えはないのか、お尋ねいたします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 現在、体育施設において、特に夏場に暑さから体調を崩す利用者が多いことから、会議室や控室をクーリングルームとして活用していただけるよう空調機の設置を計画し、今年度は山川武道館と山川勤労者体育センターに設置したところであります。施設への空調機設置については、今後も順次計画していきたいと考えているところであります。

**○3番議員（山本敏勝）** 放送設備も古いと思いますが、風向きによってはグラウンド内にいてもですね、放送をしてもですね、全然聞こえない、何を言っているのか分からないという状況もあります。そこについては、新しく放送設備を更新するというお考えはできないのか、お尋ねいたします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 音響について、これまでスピーカーの交換なども行っておりますが、それでもまだ声や音楽が聞き取りにくいなどの御意見もいただいているところであ

ります。今後、設備の不良箇所等の調査を行い、施設全体を含めて、今後の計画的な修繕や更新等について検討してまいりたいと考えております。

**○3番議員（山本敏勝）** クラブハウスそのものも古いんですけども、クラブハウス内にあるですね、イスとか机などの備品類も大変古くなっています。このあたりも新しく更新する考えはないのか、お尋ねします。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 陸上競技場内の机やイスなどの備品にあっても、どうしても屋外での利用が多いことから、消耗が早くなっているところでもあります。しかし、備品の使用に当たり、不具合や支障があるものについては、順次取替等の対応をしていきたいと考えているところでもあります。

**○3番議員（山本敏勝）** 現在のクラブハウスは、平屋で1階しかないんですね、1階のフロアしかないんですけども、様々な大会などでですね、来賓と運営役員が一緒になっている、同じフロアに同じ部屋にいるということで、運営に支障をきたすこともあると思うんですが、今のクラブハウスの2階のほうにですね、来賓席の増築はできないのか、お答えいただきたいと思います。

**○スポーツ振興課長（竹山修一）** 陸上競技場内で行われる大会やイベントにおいて、クラブハウス内に人があふれ、運営に支障をきたすという声も聞いているところでもあります。今後、現在の建物に2階部分を増築できる強度があるかなどについても調査してまいりたいと考えているところでもあります。

**○3番議員（山本敏勝）** 今、何点かお尋ねして、その都度、やっぱり古いということはお認めになっているわけですけども、この際ですね、現段階でナイター陸上、去年夏、電子ペーサーを用いたナイター陸上、このとき640名という参加がありました。議員の皆様にもお手伝いをいただいている県中学校駅伝、それと県高校駅伝、また数年に一度は必ず来る高校の九州大会も開催される陸上競技場です。また、先ほども話をした、年が明ければ菜の花マラソンなどの大きな大会も開催されるというところから考えればですね、今後もこういうところを大会として使っていくということであれば、この際ですね、クラブハウスの建替えというものは考えられないのか、お尋ねいたします。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** クラブハウスを建て替えられないかということでございます。現在ある体育施設は、御指摘のとおり全体的に施設の老朽化が進んでおります。そういったことから、年次的な計画を立て、施設の改修等を行っているところですが、昨日も答弁いたしましたとおり、予想しない突発的な破損、修繕、要望等も多く、緊急性や安全性、機能性など、様々な項目において優先順位を決め、対応をしているというような状況でございます。なお、陸上競技場のクラブハウスについてということですが、先ほどもありました築後40年経過をしております。外壁等のひび割れ等についても確認をしております。建物全体の改修を行う必要性というものについても感じております。今後、他の施設の状況を踏まえ

ながら、設備、施設の計画的な更新や修繕、改修等について検討してまいりたいと思います。

**○3番議員（山本敏勝）** 建物自体が耐震的な部分がもうないんであればですね、今後早い段階で建て替えということをごすね、やっぱり考えていただいて、あの陸上競技場はですね、やっぱり県外から人が来るということが、もう確実なわけですので、是非ですね、そのあたりは早く進めていただきたいなと思います。それと合わせて競技場内にある古いトイレ、これ本当、昔の小学校のトイレみたいな感じで入口が両方あって、戸もない。女子と男子とですね、もう一緒になる、共用のトイレですよ。いまだにこういうトイレを使っているのかということをごすね、このトイレ2か所もやっぱり建て替える必要があるんじゃないかと思ひます。今現段階で体育館のほうに新しいトイレができていますけれども、やっぱり利用頻度を見てみますと、大会があるごとに、あそこのトイレが行列ができていますね。この古いトイレがあるにも関わらず、全然皆さん、そちらに行こうとしないということをごすね、この2か所のトイレも早急に手を入れないといけないというふうに思ひますけれども、そのあたりはどうか捉えていますか、お尋ねします。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 競技場内のトイレの建て替えということをごすね、御指摘のとおり平成25年に建設した体育館側の新しいトイレを利用される方が多いという状況をごすね、古いトイレについては利用頻度が少ないということも把握してあります。先ほど答弁いたしましたクラブハウスのその改修計画等ごすね、ここいらと合わせて、その古いトイレの改修についても、御指摘の部分をごすね、検討をしてみたいというふうに思ひます。

**○3番議員（山本敏勝）** 是非ごすね、早急に、いつの議長会主催の講習会でしたかね、増田明美さんが指宿の菜の花マラソンに是非呼んでくださいというようなこともありました。それだけごすね、指宿に来て、昔はよくマラソンの実業団の方々も練習に来ていたりとかいうのを見かけてごすね、そういう方々がやっぱり指宿に来て盛り上げていただけるというのは、大変良いことだと思ひますので、受入側という考え方を持てばやっぱりそういう設備、それと、どうか陸上競技場のほうもごすね、ほかのあの近辺がスポーツの中心になっていく、指宿市のいろんな催しものをする中で中心になっていく場所としては、陸上競技場のほうもしっかりと見据えてごすね、年次的にということなんですけれども、できるだけ早く着手していただいて、今後もっとごすね、県外からの方が参加するような大会も作っていきたいというふうにごすね、我々も考えて動いていきたく思ひますので、そのあたりもあわせてお願いしたいと思ひます。陸上競技場については終わりたいと思ひます。

2番目の在宅医療・介護連携推進事業についてということで、先ほど市長のほうから答弁をいただきました。ありがとうございます。その中でごすね、PDCAを介しながら在宅医療と介護の連携の推進を図っているという話しでしたけれども、医療と介護の連携が必要な

背景、必要性というのは、どのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 医療・介護連携の主な目的でございますけれども、高齢者が住み慣れた地域で必要な医療と介護サービスを継続的かつ一体的に受けられるようにするということにございます。連携が求められる背景といたしましては、今後ますます要介護認定者や医療ニーズを伴う高齢者が大幅に増加することにあります。また、高齢単身世帯の増加や複数の疾患を抱える高齢者の増加によりまして、医療と介護の複合的なニーズが高まっていることも挙げられるところでございます。こういったことから、医療・介護連携は高齢化が進む現代社会におきまして、利用者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために必要な取組であろうというふうに考えております。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。それと先ほど答弁の中にですね、指宿市在宅医療・介護連携推進協議会があったんですけれども、この協議会は具体的にどのようなことに取り組んでいて、どういう方々がいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** まず、この指宿市在宅医療・介護連携推進協議会の構成でございますけれども、市内の医療、介護、それと福祉の関係者で構成される協議会というものでございます。協議会のこの取組についてでございますが、昨年度の実績で申し上げますと、ACPの普及啓発の取組、ACPと言いますのが、アドバンス・ケア・プランニングというものでございまして、これが人生の最終段階におきまして医療とか介護とか、それについて極力御本人の意思を踏まえた形で決定ができるような、そういった取組を行うというのが、このACPといわれるものでございますが、そういった普及啓発の取組を行っております。また、市民等を対象にした在宅歯科医療相談の窓口の設置、介護予防等についての普及啓発、医療と介護の関係者を対象とした南薩保健医療圏域におけます入退院の調整ルールというのがあるんですけれども、これに関する協議、それと医療・介護関係者が情報を共有するためのツール等の作成であったり、配布であったりというようなことに取り組んでいるところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。次、2番目のほうの在宅医療の四つの場面を意識した取組についてお尋ねしますが、先ほどですね、市長の答弁の中にも四つの場面というものがあると、日常の医療支援、入退院支援、急変時の対応、看取りということでですね、こういった四つの場面があるということなんですけれども、こういった四つの場面の中で、この中でも、いろんな課題があるかと思うんですけれども、どのような課題があるのか、お尋ねしたいと思います。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 医療と介護の連携をする場合に、特にやはり注意しなければならないことということで、先ほど市長のほうからも答弁がございました四つの場面、山本議員のほうからもございましたけれども、日常の療養、それから特に入退院ですね、皆様方、特にそこを注意されるかなというふうに思いますが、それと急に容態が変わったとき、それと

人生の最期のその看取り，この四つのときに，どうやって医療と介護のほうを連携をしていくかというところに着目をしているわけでございます。少し答弁のほうが長くなりますが，まず一つ目の日常の療養支援という場面では，定期受診が必要な高齢者が多い中で，通院手段が確保できないというような課題，ケースがございます。このような場合には送迎可能な医療機関への変更，それとか公共交通機関の活用ということをお勧めしているところがございます。次に，入退院の支援という，こちらの場面におきましては，入退院ですので，入院した，特に退院後ですね，退院した場合に，その退院後の生活に必要な支援が受けられず，調整ができずに，その結果，結局また状況が悪くなって，再度入院すると，そういったことがないように，医療機関と介護事業所が入院時から連携をして，切れ目のないケアを行うための入退院調整という，それを行うという仕組みが県の指導によりまして構築されておりますので，これは市内の中でも定着をしているところがございます。三つ目の急変時の場合，急に具合が悪くなった，急に運ばなければならなくなったという，そういった場面でございますが，高齢者の急変時にも本人の意思が尊重された適切な対応が行われるように，医療と介護，それから消防の円滑な連携というものが求められるところがございます。過去には消防や医療機関から緊急搬送時に，その運ばれている方の緊急連絡先やかかりつけ医，それから治療中の病氣，こういったものが分からずに，なかなか対応が遅れるというような課題も示されたところがございます。このために，対策といたしまして緊急連絡カードというものを作っております。ちょうど名刺大ぐらいの黄色いカードです。今これは病院だとか薬局だとか，市役所などにも置いてるんですけども，その中には緊急時に連絡をするような連絡先であったりとか，かかりつけ医であったりとかいうのを書くようなもので，ちょうど財布の中に入るようなカードになります。これを高齢者には常備していただくよう，いろいろところで配布を行っているわけですが，現在は約6,000枚ほどを配布し，緊急時の対応の一助となっているところがございます。最期でございますが，看取りという場面でございます。自宅で見取りを希望しても，対応できるサービスが少ないということがちょっと課題になっているんですけども，ここにつきましては可能な限り本人の意思を尊重できるように，関係機関で連携をしながらサービス提供というものを調整をしているところがございます。それと，先ほど申しましたが，ACP，この人生の最終段階における医療や介護においては，本人の意思決定を支援する取組を普段からですね，御家族などと話し合っていたために，市民向けのエンディングノート等の普及啓発，こういったものも行っておりまして，医療・介護関係者においてもこのACPについても研修会を開催し，情報共有を図っているというような状況になっております。答弁のほう少し長くなりました。

**○3番議員（山本敏勝）** ありがとうございます。大変詳しく，それぞれ四つの部分に関して説明いただきましたが，この中で，今ですね，緊急連絡カードというものができて，既にもう6,000枚ほど配布しているということですが，この緊急連絡カードに関して，何かこれを

配布していて、もらって良かった、何かそういう事例というのは、既に何かあればちょっと教えていただきたいと思います。

**○長寿支援課長（上川床聡）** このカードの配布につきましては、病院、それから薬局、様々なところで配布をしているところがございますが、すごく手軽に財布の中に入れられるという利便性もあって、高齢者の方にはかなり活用いただいているようでございます。よく、その効果の連絡をいただくのが、消防とか医療機関からが多いんですけれども、特に消防の場合、駆け付けたときにその方の状況が分からない、連絡先が分からないといったときに、ひょっとしたらということで財布を開いて見ると、ちょうどこの黄色い、非常に目立つ名刺大くらいのカードになるものですから、それが、ああ、あったということで、ぱっと開いて、それで関係者のほうに連絡がついたという話は複数こちらのほうにも寄せられているところがございます。

**○3番議員（山本敏勝）** そのカードをですね、高齢者の議員もおられますので、議員の方にもですね、是非1枚ずつ渡しておいていただければ、御自分の政治活動の中でですね、もし何かあるか分かりませんので、必要なのかなというふうに思いますので、配布のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

今の答弁に関連してですが、認知症の高齢者、またひとり暮らしで、家族が遠方にいるなどの理由でですね、入退院のときに手助けをしてくれる方が必要かと思うんですけども、そういうサポートができるような、そういったサービスとか支援とかいうものがあるんでしょうか。

**○市民福祉部長（富永敏尚）** 認知症の独居高齢者が緊急入院となった場合には、基本的には入院先の医療機関が担当のケアマネージャーであったり、あと御家族へ御連絡するなどの対応を行っているところでございます。しかしながら、どうしても家族などによる対応が困難な場合もございます。こういった場合は、市の地域包括支援センターに相談が寄せられているところがございます。対応を検討いたしまして地域の見守り活動を行っている在宅福祉アドバイザー、それから民生委員の方々、こういったところに御協力いただくこともあるところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 地域においては在宅福祉アドバイザーとか民生委員の方に協力をいただくということなんですけれども、これに関しては、また後でちょっとしますけれども、介護保険のことをよく知らない方々も結構いらっしゃって、どこに相談をすればいいのか分からないという方が、お年寄りには特にそうだと思うんですけれども、誰に相談すればいいのか、御自分だけで考えて、結局手遅れになったりとか、後々大変なことになったりとかいうことになるかと思ひます。また認知症とか患っていれば、特にそういうのがあると思うんですけれども、そのあたりは市としては周知というか、広報というか、どのようにされているのか、お尋ねいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 地域包括支援センターでは、高齢者御本人やその御家族、医療機関から御相談や御連絡をいただき対応させていただいておりますが、このほか市では、毎年高齢者の状況把握というものに努めているところでございます。これは、民生委員の皆様には本当に多大な御協力をいただきながら、民生委員のそれぞれの地域において、高齢者世帯をお調べいただいているところでございます。その中で、特に気になる方がおられた場合には、包括につないでいただいているところでございます。また、各地域には、先ほどから出ておりますけれども、在宅福祉アドバイザーという方がおられますけれども、アドバイザーのほか民生委員、各自治公民館長で構成される見守りグループの皆様方が、高齢者等の安否確認や在宅福祉サービスに関する情報提供、相談支援を行っていただいているところでございます。このように、可能な限り情報収集に努め、支援を必要とする方に関しましては、それぞれの方の状況に合わせまして、多角的な視点でその支援というものを検討いたしまして、関連部署や関連機関と連携を図りながら対応をさせていただいているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 身寄りのない方、また家族が遠方にいたり、親族が遠方にいて、疎遠状態の高齢者の入退院時、またそういったときですね、地域の見守りを行うグループがある、先ほどの在宅福祉アドバイザーとか、民生委員という方々なんだろうと思うんですけども、どの程度まで関わっているのかですね、関われるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 近年、本市でも核家族化というものが進んでおりまして、独居や身寄りがいない高齢者に関する相談が、医療機関や地域の方々から地域包括支援センターへ寄せられることが多くなってきております。このため市では、国が定めた身寄りのない高齢者の入退院の支援に関するガイドラインというものがございますが、これを参考にいたしまして、医療機関や関係者と連携を図りながら対応をさせていただいているところでございます。また、高齢者の状況によりましては、社会福祉協議会の金銭管理サービスや成年後見制度の利用を検討するなど、既存のサービスや制度の活用を勧めているところでございます。さらに、普段から地域の見守り活動を行っている、先ほども申し上げましたけれども、民生委員や公民館長、在宅福祉アドバイザーという皆様方からの情報、こういったものを基にしまして、市は支援が必要と思われる高齢者の自宅訪問をするなど、状況の把握にも努めているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** はい、ありがとうございます。今までですね、るる私の質問に対して丁寧にお答えいただきました。ありがとうございます。私も今回初めて福祉に関する質問をさせていただきましたけれども、やっぱり現場から聴く声というのが、大変重要になってきているんだなど。今回、私もこの質問をしようと思ったのが、看護師をやっている方からですね、何らかの形で入院をして、いざ帰ろうとなったら、もう親族から帰さないでくれ

と、ひとり暮らしだから誰が面倒を見るのというような、いろんな声も聴いて、病院側も大変苦慮しているというようなことをですね、看護師の方からも聞きました。そういう中でですね、市としてはどのような対応ができるのかということで、今回初めて福祉に関して質問させていただきましたけども、今後はですね、市が一人でも多くの方に、こういう支援ができるように努めていただければ幸いかなと思います。

私も2期8年間ですね、お世話になりましたけれども、議員として最後の質問をさせていただきました。これからですね、指宿が発展しますように、どうか市長を中心に議員の方々も頑張ってくださいと思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時50分  
再開 午後 1時00分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則） 昨日の一般質問の中で、不登校問題ということで発言をしましたが、不登校児童生徒の支援についてに改めます。（68頁、76頁の発言の訂正）訂正してお詫び申し上げます。

○議長（西森三義） ただいまの吉村議員からの12月11日の本会議における発言の中の、不登校問題の部分を不登校児童生徒への支援に訂正することについては、議長において許可いたします。

引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○15番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。最初に、通告書の訂正をお願いいたします。3項目目のいじめ・不登校問題と通告してありますが、文部科学省では多様と複雑な要因、背景によって起きているので、不登校を問題行動と判断してはならないという通知を出しているということです。不登校の子を持つ親の立場を考えると、不登校問題という言葉は、親としての失格、家庭教育の失敗などと言われているように感じるということです。そうなんですよね。私の認識不足から不登校問題と通告したことについて、本当に申し訳なく思います。この訂正につきましては、議長に申し出て許可を得ておりますので、申し添えます。すみませんでした。深くお詫びいたします。これ以後は不登校への支援についてということで質問をいたします。

2025年もあっという間に1年が過ぎようとしています。今年もいろんなことがありましたね。地震、大火、事故など、様々なことが起こりました。指宿市でも大雨被害、何といても川に落ちて死亡するという、とても痛ましい事故が起きました。お亡くなりになられた方

へお悔やみを申し上げます。また、御遺族、関係者の皆様に心より哀悼の意を表します。また、政界においても高市内閣の発足、自民党と公明党の連立解消など、様々ありました。これからは不幸な事故や災害が起きないこと、何より市民の皆様が楽しく暮らしていけるようになったらいいなと思っています。指宿市では来年2026年1月25日、市議会議員選挙が行われ、定数が現行より2名減になり、16名となります。新しいメンバーでの出発になります。指宿市をもっともっとすばらしいまちにしてしていただけるものと信じております。

今日は議員として78回目となる一般質問をさせていただきます。今までに質問したことの総まとめとして、市民の皆様の代表として、皆様が悩んでいることを質問することにいたしました。

まず1番目に、安心・安全な生活のために、2番目に高齢者支援について、3番目にいじめ・不登校への支援についての3項目について質問をいたします。

それでは、通告に基づき質問をいたします。

まずはじめに、安心・安全な生活のために、避難所への空調施設の設置について、お伺いいたします。令和6年9月議会でも避難所への空調設備の設置について、お伺いいたしました。そのときの答弁によると、避難所数は76か所、そのうち空調設備が整備されている避難所は49か所ということでしたが、変更はないのでしょうか。

2点目に、高齢者支援について、お伺いいたします。これまでも何回か質問してまいりましたが、高齢者の独居世帯がどんどん増えてきており、大変な中、生活されている方がいらっしやいます。そういった方々への支援について、市ではどういったものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目に、いじめ・不登校への支援について、お伺いいたします。児童生徒への対応について、まず、現況についてお伺いいたします。不登校への支援については、昨日、同僚議員も質問をされていたので、重複するところもあるかと思いますが、私のほうからも質問をしたいと思います。市内小中学生の令和5年度から7年度の3年分のいじめと不登校の人数について、減ってきているのか、それとも増えてきているのか、変容を確認したいと思います。変容が分かるように、それぞれの年度の10月末時点の人数を教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 高田議員の78回目の一般質問に対して、まず敬意を表したいと思います。その78回目の一般質問に対しての私の答弁をさせていただきます。

高齢者の支援について、独居世帯の支援についてはどうなっているかということですが、高齢者の独居世帯に対する支援につきましては、訪問給食サービスや緊急通報装置などの設置事業など、高齢者の緊急時にも対応できるよう、身守りに関する事業を実施しているところであり、緊急時における情報収集のための事業としては、かかりつけ医療機関

名や持病、緊急連絡先を記入する救急情報シートと、その保管容器を無料で配布する高齢者見守り体制構築事業も実施しているところでもあります。また、民生委員の方々に高齢者世帯を回っていただき、困りごとがあれば高齢者福祉サービスの情報提供や地域包括支援センターへの情報提供を行っていただいているところでもあります。

残余の質問については、教育長ほか担当の者から答弁させていただきます。

**○教育長（田之上典昭）** 議員からいじめ・不登校への支援について、現況についての御質問がございました。お答えいたします。

本市の小中学校における令和5、6、7年度のいじめ認知件数につきましては、今年度集計が完了しております10月末時点での小中学校の合計を比較しますと、令和5年度は55件、令和6年度は51件、令和7年度は96件となっております。いじめ認知件数が増えておりますが、文部科学省はいじめの定義を広げ、認知件数が多い学校は初期段階も含めて積極的に認知し、解消に向けて取組を始めていると肯定的に評価をしており、各学校ではいじめの認知を積極的に行うことで、早期発見、早期解決につなげております。また、本市の小中学校における令和5、6、7年度の不登校児童生徒につきましては、今年度集計が完了している10月末時点での数値を比較すると、令和5年度が小学校16人、中学校37人で合計53人、令和6年度が小学校27人、中学校52人で合計79人、令和7年度が小学校17人、中学校52人で合計69人となっており、全国、県内と同様に本市においても、これまで不登校児童生徒数は増加傾向にありましたが、今年度は現時点において、昨年度より10人減少をしているところでございます。

**○危機管理課長（打越貴人）** 本市の避難所への空調設備の設置状況につきましては、令和7年11月30日現在、76か所の施設を避難所の施設として指定してあります。全避難所のうち、空調設備を備えた避難所は49施設あり、変更はないところです。

**○15番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。それでは、2回目の質問に入ります。1点目の避難所への空調設備の設置について、から質問いたします。直近3年間、令和5年度から7年度で避難所を何箇所開設されたのでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 令和5年度は13か所、令和6年度は述べ28か所、令和7年度は11月30日現在、3か所の避難所を開設したところです。

**○15番議員（高田チヨ子）** 結構避難所を開設されたということですが、この開設された避難所には空調設備はどのくらい設置されているのでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 過去3年間に開設した述べ44か所の避難所には、全て空調設備は整備されております。

**○15番議員（高田チヨ子）** 今の答弁では、過去3年間に開設した避難所は44か所ということでした。そしてその全ての施設に空調設備も整備されているということでした。でも私が聞いたところによりますと、そうではありませんでした。川尻のふれあい交流館に避難された

方のお話をお聴きしているんですけれども、ここには空調設備がなく、暑かったと聞いています。そこで、この川尻ふれあい交流館2階の畳部屋、武道館になっていますけれども、そこやその他、体育館等にも空調設備を整備する計画はないのか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 災害時に避難所として川尻ふれあい交流館を開設した際、これまでも慣例的に2階の武道館に避難をしていただいていたようです。誠に申し訳ございませんでした。今後は空調設備のある1階の和室を利用させていただくようにしてまいります。

**○15番議員（高田チヨ子）** ただいまの答弁で空調設備のある1階の和室を使っていたかのようにするとのことでしたが、川尻地域の方にお聴きすると、旧開聞町のと時から慣例で、地域の方は皆さん、自然に2階に上がっていくということでした。さらに、ここ3年間は避難して来られる方は5、6人だとお聞きしています。以前は10人を超える方たちが避難して来ていたそうです。でも空調設備がなく暑いため、避難する方が少なくなってきたんだよとお聞きしました。このことについてはどのようにお考えになりますでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 先ほど答弁の繰り返しになりますが、今後、避難所として川尻ふれあい交流館を開設した際は、空調設備のある1階の和室を利用いただき、安心して避難できるよう努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

**○15番議員（高田チヨ子）** 避難されて来た方たちに、1階のほうへどうぞと誘導してあげてほしいと思います。もう慣例になっていて2階に上がるということでしたので、もう高齢の方も多いためと思いますので、1階で避難ができるのであれば、そのほうがいいと思いますので、どうかよろしくお伺いいたします。

それと、最近では異常気象により線状降水帯が発生する可能性も高くなってきているように感じます。そうすると、避難をする機会も増えてくるのではないのでしょうか。避難所となっている小中学校の教室や体育館等の空調設備の整備状況はどのようになっているのでしょうか。このことについては、国も積極的に取り組んでいくようになっていると思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

**○教育総務課長（水流弘樹）** 小中学校は大規模な災害が起きたときや、第1開設避難所のみでは避難者を収容できない場合などに開設される第2開設避難所として指定されております。小中学校の空調機器の整備状況につきましては、普通教室の整備は完了しておりますが、音楽室や家庭科室などの特別教室につきましては、南指宿中学校、北指宿中学校の長寿命化改良工事で取り外した空調機器の移設により整備を進めているところでございます。また、小中学校の体育館、武道館の空調機器につきましては、現在は未整備であります。令和6年度に国の交付金事業として、避難所となる学校体育館等の空調設備を支援する空調設備整備臨時特例交付金が新設されております。交付金事業の活用につきましては、空調機器の設置だけではなく、断熱性の確保のための改修工事が補助要件となっております。体育館等の大

規模改修を行う必要がありますので、他市の整備事例等を参考に調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** よろしくお伺いいたします。それでは、台風や地震災害が起きたときの対応について、お伺いいたします。台風や地震が起きると停電が起きることが予想されます。もし避難所が停電をした場合、どのように対応するのでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 避難所が停電をした場合、市では非常用電源として携帯用の蓄電池を2台、発電機を5台、消防団に配備している発電機23台を備えております。しかしながら、非常用電源は照明機器、家電製品等の最低限の電源を確保するもので、空調設備を維持するための電力確保は難しいところです。さらに、非常用電源が不足する場合には、市内避難所への非常用電源の配備について、県を通じて支援要請を行い、電源の確保に努めることとしております。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。でもまだまだ空調設備まで手が届かないというのが実情ですね。そこを何とかしないといけないと思いますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、台風などで停電が長時間続くことも予想されます。そのような場合、どのように対応するのでしょうか、お伺いいたします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 近年、自然災害が激甚化、頻発化しており、大規模かつ長期間停電が発生した場合、避難所の停電対策は市民の生命や生活を守る上で、大変重要なことと思っております。長期間にわたり停電が予想される場合は、市や消防団が保有している蓄電池、発電機などの非常用電源の配備をするとともに、県へ支援要請を行います。また、それでも電源が不足する場合は、災害時応援協定を締結している企業に支援を要請するなど、電源の確保や電気を供給できる体制を整えてまいります。

**○15番議員（高田チヨ子）** 長時間の停電が続いたときの対応も心配のないように、災害時応援協定を結んでいるということで安心できるということですね。ありがとうございます。このことも一般質問をさせていただきまして、実現をさせていただきました。本当にありがとうございました。市民の皆様の安心・安全のために頑張っていたきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、2点目の高齢者支援について、お伺いいたします。1回目の答弁で、市ではいろんな事業をしていることが分かりました。実は、山川に住んでいる方に相談されました。最近、山川港周辺のお店がなくなってきており、周辺に住む方々が困っているということです。家族がいない独居高齢者の中には、車を持っておらず、買い物に連れて行ってくださる方もいない、そういう方もいらっしゃる。このような買い物が難しいといわれる方々に対して、市としてどのような支援を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○市民福祉部長（富永敏尚）** 近隣に店舗がなく、店舗まで買い物に行くことが困難な高齢者の皆様、こういった方々が身近な場所で買い物ができますように、民間の事業者の方、それから個人商店の方々が移動販売車を通じて、地域の公民館ですとか、あるいは高齢者の御自宅、そういったところに訪問いたしまして、買い物ができる環境づくりに御尽力されているところでございます。また、この買い物支援サービスのいろいろな情報につきましては、県が作成したパンフレットを全戸に配布いたしましたほか、市独自でも食のお役立ち情報というものを作成しておりますので、市や社会福祉協議会の窓口、それからホームページなどで周知を図っているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。買い物が難しい、そういう高齢者の方々のために、移動販売車の利用で買い物ができる環境づくりをしているということが分かりました。高齢者の方が喜んで利用できるようにしていただきたいと思います。できることなら、山川地域にもコンビニとか、そういうものができれば一番いいんだろうなと思っ  
ているんですけども、そのことはちょっと難しいようにお聞きしています。ですので、その移動販売車の方たちに頑張ってもらって、買い物がしやすいようにしていただける、そういうことを頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、生活困窮者への支援について、お伺ひいたします。皆様の周りにもいらっしゃるんじゃないでしょうか。生活保護を受けている方であれば、たくさんの支援方法によってしっかりと生活が守られると思うんですけども、生活保護の対象に該当せず、年金だけで生活をされている中間層の人がいらっしゃいます。このような方々が一番困っているのではないかと、そういうふうに思います。このような人々が一番困っている、その方たちに手を差し伸べることが私たちの役割じゃないかな、そういうふうに思っております。施設に入りたくても利用料が高くて入れない。そのような人が私の周りにもたくさんいらっしゃいます。このような生活保護を受けることはできないんだけど、困っているという中間層の方を助けてあげられるような支援はないんでしょうか、お伺ひいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 現在、法的な制度による支援というものはございませんが、地域包括支援センターのほうでは、それぞれの状況に合わせて対応をしてくれておまして、相談を受けて状況を聞き取り、関連部署などと連携を図りながら、今おっしゃられた生活困窮者と申しますか、中間層と申しますか、様々な相談に応じながらですね、ケースに合わせながら支援に努めているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** どうか、何とか助けてあげられるように頑張ってもらいたいなと思います。このような方は、今後ますます増えてくると思いますので、どうか支援のほう、よろしくお願ひいたします。

次に、各地区には在宅福祉アドバイザーがいらっしゃって、いろいろ活動をされていることと思っ  
ますけれども、現在、アドバイザーは市内に何名ぐらいいらっしゃるん  
でしょう

か、お伺いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 在宅福祉アドバイザー、この方々は見守りグループの中で、主に高齢者などの要保護者の見守り活動を行う方々のことですが、市内全域で現在176名いらっしゃいます。

**○15番議員（高田チヨ子）** 176人の見守りグループの方がいらっしゃる、たくさんいらっしゃるんですね。でも、この方たちが、もう本当にいろいろ回って気付かれて、高齢者の支援をしてくださっているということは、ありがたいことだと思います。では、この見守りグループというのは、どのような方がいらっしゃって、どのような活動を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 見守りグループは、先ほど申しあげました在宅福祉アドバイザーの方のほか、自治公民館長や民生委員の方で構成されるグループのことです。全ての地域、地区に配置がされております。見守りグループは高齢者世帯や障害者世帯など、見守りや支援を必要とする世帯に対しまして、安否確認や在宅福祉サービスに関する情報提供、相談支援といったものを行いまして、緊急時には民生委員や市へ御連絡をいただきまして、一応それに伴って我々も活動していくというような状況になっております。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。高齢者が安心して生活できるように、市として見守って支援をしてほしいと思いますが、今後の取組について市はどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 本市では地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けまして、高齢者が健康で生きがいを持ち、社会参加ができるよう、介護予防を展開しつつ、自立した生活を支えるための介護基盤の構築を図るなど、多様な関係機関と連携をいたしまして、施策のほうを推進しているところでございます。これからも高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを人生の最期までできますよう、継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** それでは市長、市長にお伺いいたします。先ほども申しましたけれども、今後、高齢者はますます増えていくと思います。市長はこの高齢者対策について、どのようにしていこうと思っているのか。また、本当に困っている方に対して、どういうことをしたらいいと思っているのか。そこで市長の高齢者に対する熱い熱い思いをお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

**○市長（打越明司）** 今、いくつかの高齢者向けの様々なサービスについて議論を交わされましたけれども、それぞれ、例えば介護という分野でいえば、その介護の職員そのものの人手不足ということやら、その介護を担う方々がですね、様々な課題を持っているという点もありますので、できるだけその現場の方々と意見交換をしながら、それぞれの解決を図っていく努力を一緒にしていかなければいけないなということを感じていますし、また、先ほどお話

の中でありました買い物支援、今後ますます高齢者が増えてきて、今までは公共交通やあいたくであれば、何とかそれを活用して買い物に出かけていたという方々も、なかなか出かけることができなくなってくる。いわゆるよく言われる買い物弱者と呼ばれる方々が、市内でもどんどんこれから増えてくる可能性があります。ましてや、どんどん大型店も進出したりしてきて、地域で身近にあった小売店がなくなっているということで、ますますなかなか身近な生活用品が手に入らない、食料品が手に入らない、そういう方々が随分おられますので、今後、買い物弱者に対しての支援というのは、民間に全部お任せするというわけにはいかなくなる時代が、近いうちにくるだろうと。これは地域によって、民業としてまだ成立しているところがありますけれども、だんだんそうでない、福祉的な色合いが強まっているような買い物支援事業もありますので、買い物支援や買い物弱者というのは、これからのやっぱり指宿の大きな課題になっていくというふうと考えているところです。また、かつて私が当選をさせていただいて、まだ間もない頃に、ごみ出しの話をここでいろいろ質疑をいただいたことがありました。懐かしく今日のごみ出しの話を聞きながら、思い出していたところではありますが、当時はまだ互助という中で、できるだけ集落や地域の方々が身守りの中でごみ出しの支援をしていただいている地域がたくさんありました。その当時は、その推移を見守りながら、いずれ、このごみ出しにも何段階かありまして、ごみステーションまで持って行くお仕事、あるいは家の外まで持って来れなくなっている人たちの場合は、家まで行ってですね、私が担当しますよということで、決められた日にちゃんとごみをまとめて持って行ってもらう、そういったお手伝いが今後必要になってくる可能性が高いなというふうに、実は思っているところでもあります。県内でもそういったものに少し取り組み始めているような事例も幾つか聞いておりますので、私もいろいろと調査をさせていただいて、来るべきときに備えて公的な支援の中にも一部それを取り組まなければいけないかなといったようなことも考えておりまして、高齢者の支援というのは多岐にわたりますけれども、いずれにしても現場をおろそかにせずに、いろんな方々のお話を伺いながら、これからきめ細やかに実施をしていく必要があるなというふうに思っております。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。買い物のことからごみ出しのことまでお答えいただきました。ありがとうございます。あとはですね、この中間層の方たちが本当に一人になって、施設に入れないという方が非常に多いです。本当は入りたいんだと、施設に行きたいんだ、だけれども施設に行くためには、どうしてもお金が掛かってしまう。そういうことで施設に行きたいけど、もうお家で過ごすしかない諦めている方たちがたくさんいらっしゃいます。そういう方たちの支援も何とかしてあげられたらいいのになと、これは要望です。もう本当にこのことまで考えていただけたら、本当にありがたいなと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、3点目のいじめ・不登校への支援について、お伺いいたします。いじめの認知

件数が増えているということに驚きました。ただ、早期発見、早期解決につながることで、今まで見過ごしていたことに気付くようになったということにより増えてきたんだということが分かりました。小さなことを見過ごさない。それがいじめの認知度を上げ、早期発見につながり、いじめを減らしていこうという取組だと思いました。不登校については、昨年度より減少したとのこと。良かったなと思っています。

次に、いじめや不登校になる要因については、いろんなことがあると思いますが、この要因について確認することができれば、令和5年度から7年度までの全体的な傾向について、まとめてお答えしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 令和5年度から令和7年度10月末日時点までの、本市におけるいじめ認知の要因としては、冷やかしからいじめなど、いやなことを言われることや、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたりすることなどが多く報告されております。不登校の要因としては、ゲームやスマートフォンの長時間使用で生活が昼夜逆転になり、朝起きられないことが不登校につながっていたり、友人との関わりの中で悩み、その不安から集団に入っていくにくくなったりしている事例等があります。ほかにも学業の不振によって学校に行きたくないという気持ちが大きくなってしまいう児童生徒や、保護者が児童生徒と十分なコミュニケーションが取れないことで、孤独感や不安が募り不登校につながっている児童生徒もおります。

**○15番議員（高田チヨ子）** 不登校になる要因については、様々なことが考えられるようですね。その中で、ゲームやスマートフォンの長時間使用で昼夜逆転になり、朝起きられないことが不登校につながっているということも上げられました。実は、私が身守りをしている中で、朝9時過ぎだったり、時にはお昼になって、えっ、今行っても、もう給食だよねというような時間に登校している生徒を見かけることがあります。でも、私はその生徒を見たときに、すごいなと、この子は遅れてでも学校に行かないといけない、学校に行こうと、そういう気持ちがあるということがすごいなと思ったんです。不登校生徒の中から、この生徒のように学校には遅れてでも行こうとする生徒が増えていけばいいなと思っています。

それでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、お伺いいたします。現在、市内の学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方は何人いらっしゃるのでしょうか。そして、週に何日程度勤務しているのでしょうか。また、1日当たり何時間程度勤務しているのでしょうか、お伺いいたします。

**○教育部長（湯ノ口繁生）** 本市におきましては、県のスクールカウンセラー配置事業を活用しまして6人のスクールカウンセラーを全ての小中学校を対象に、年間で137回派遣しております。また、本市独自の取組といたしまして、更にもう1人のスクールカウンセラーに年間12回の相談業務を依頼しているところでございます。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、2人を任用し、それぞれのスクールソーシャルワーカーが全ての小中学校を対

象に、月曜日から金曜日までの週に5日間、1日7時間の勤務を行っているところでございます。

**○15番議員（高田チヨ子）** スクールカウンセラーの方もスクールソーシャルワーカーの方も、本当に忙しい毎日を送っているということがよく分かります。そのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方たちは、子供だけではなく、保護者や教職員の方たちに対しても関わっているとお聞きしました。では、どのような業務を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○学校教育課長（船間秀仁）** スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・支援を行います。それらに加えて、児童生徒や教職員及び保護者を対象としたSOSの出し方や、受け止め方に関する講話や校内研修等に出席し、専門的な見地から意見をいただいたり、児童生徒が回答したアンケートなどを心理の視点から分析していただいたりしております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、児童生徒の生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉や医療等の関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けながら、改善を図る支援を行っております。具体的には、児童生徒及び保護者への相談業務、家庭訪問の実施、病院や警察等の関係機関との連携、児童生徒のケース会議の調整、その他課題を抱える児童生徒が置かれた環境への積極的な働き掛けを行っております。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。スクールカウンセラーの方やスクールソーシャルワーカーの方の様々な働きがあって、今の子供たちを見守ってくれているということがよく分かりました。このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方たちの働きで、本当に市内の子供たち、また子供だけでなく悩んでいる保護者の方、そして教育者の方たちまでも面倒を見てくださっている。すばらしいと思います。本当になくってはならない存在だということが分かりました。本当にありがたい。そういうふうにも思っております。これからも体に気を付けて頑張ってもらいたいと思います。

いじめや不登校に向けた取組の中で、教育委員会として、これまで取り組んできたことや、またこれから取り組んでいこうと考えていることがありましたら教えていただきたいと思います。また、タブレット端末を活用している事例等がありましたら、教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 市教育委員会といたしましては、子供を取り巻く環境が変化する中で、不安や悩みを相談できず、一人で抱え込んでいる子供たちがいる可能性等を考慮し、引き続き子供たちの小さなSOSを見逃さず、チーム学校で必要な時に素早く支援が行われるように、継続して取り組んでいきたいと考えております。また、市教育支援センターや校内教育支援センターの取組を充実させ、子供の居場所や学習環境を確保するとともに、いじめを未然に防止するために、人権意識の醸成、良好な人間関係づくりにつながる取組を学校

と連携し行っていきたいと考えております。

タブレット端末の活用につきましては、授業配信や学習支援のためのAIドリルの活用、心の健康観察の実施などにより、学びの充実を一層推進し、魅力ある学校づくりを進めていきたいと考えております。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。頑張ってくださいと思います。

それでは、市長にこのことについてもお伺いしたいと思います。これからの指宿を担っていくのは、紛れもなく今の子供たちです。そこで市長に答弁していただきたいと思いますが、指宿の全ての子供たちが未来に夢を持ち、指宿で楽しく過ごしていくために、市長はどのようなことをお考えになっいらっしゃるのでしょうか。市長はいつも将来が楽しみになるまちということをおっしゃっています。子供たちが10年後、20年後、希望を持てるように、市長の思いを話していただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

**○市長（打越明司）** 私はこの指宿で育つ全ての子供たちに、生きていくための力、知恵、そして体力や精神力、そういったものを是非身に付けてほしいと願っておりますが、特に将来、この指宿を支えてくれる、そんな人材に育ててほしいものだということを常に考えております。指宿で育った子供たちが本当にいいまちに生まれた、いいまちに育った、あるいはこのまちを忘れたくないとか、このまちを本当に自慢に思う、そういった子供たちを育てたい。そういう意味では、子供たちに決して忘れることのできない指宿の記憶というものを見ることによって、聞くことによって、あるいは味わうこと、嗅ぐこと、触ること、いわゆる五感と呼ばれる全身を使って指宿を取り込んでほしいというふうにもいつも考えています。私たちのこのまちには、日本で最も美しい山の一つである開聞岳や、その頂上から見える池田湖などの景色、多くの人が訪れる知林ヶ島、火山の恵みであるスメや日本に1か所しかない天然砂むし温泉、オクラやソラマメなど、指宿にしかないと言われるような財産がたくさんあります。小学校や中学校、高校生などの多感な時期に、是非それらの一つ一つを、その時に出会った仲間や先生や地域の方々と一緒に体感をし、その刻まれた記憶が決して色あせることなく、心に残り続けてほしいものだというふうに思っています。そのような体験や記憶は、きっと忘れることのない故郷の思い出として、これから社会へ出て、自立していく子供たちの心の支えになってくれるだろうと思います。これからもこのまちを自慢できる子供が一人でもたくさん育って、どこにいても指宿を忘れない、どこにいても指宿を自慢する、支えていく、そんな子供たち、そんな人材に育てていくことを願っておりますし、実行に移していきたいものだというふうに思います。

**○15番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。市長、どうぞよろしく願いいたします。指宿の未来のために、子供たち、そして高齢者、そして指宿の市民がみんな良かったと言えるようなまちにしていきたいと思います。

それでは最後に、それぞれが桜梅桃季の人生を歩んで行けたらいいなと思います。皆さ

ん、この桜梅桃季の人生、どんなことか分かりますか。この言葉は、桜は桜、梅は梅、桃は桃、スモモはスモモを目指し、オンリーワンの花を咲かせるように、他人と比べることなく、自分らしく、自分自身を磨くことが大切だということです。平成18年2月12日、20年前の合併選挙で市議会議員に当選させていただきました。毎日が忙しく、とても充実した日々を過ごすことができました。この間、市長をはじめ、執行部の皆様、議会事務局の皆様、議員の皆様、本当にお世話になりました。ありがとうございました。そして、市民の方々も巻き込んで、一緒に指宿市発展のため、何より市民の皆様の幸せのためにとの思いで働いてまいりました。その中で、いろんな経験や体験をすることができました。ボランティア活動も20年間続けることができました。朝の立哨も20年間、続けることができました。子供たちと毎日触れ合うことが楽しくて仕方がありませんでした。この立哨については、議員を辞めても続けていこうと思っております。指宿市民全ての皆様に感謝の思いでいっぱいでございます。これからは1市民としてできることをしてまいりたい、そういうふうにも思っております。本日は議員として最後の一般質問を無事に終えることができ、感無量でございます。本当にありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時54分 |
| 再開 | 午後 | 2時05分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

○9番議員（田中健一） 4年間の最後の年の最後の第4回12月議会最終、ラストにエントリーをさせていただきました。その前に、早い対応をしていただいて、指宿市救急連絡カードを私もいただきました。職員の皆様、こうやってすぐに対応していただければ、市民の方々も安心していただけるのではないかと考えております。

今回、議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今期令和4年2月から定数18人でスタートをいたしました。途中1名がリタイヤをされましたが、今期議会が最後の定例会となり、私が最初にくじを引いて、最後の番になりました。これまでも多くの質問をさせていただいておりますが、市民の皆様から頂いた課題について対応していただいたことについて、感謝申し上げたいと思います。今回の質問について、2点させていただきます。

まずは1点目に、県道28号岩本開聞線ですが、この道路について、平成22年に県のほうより、田中さん、県道の歩道を造るのに予算を頂きました、つながりますよという職員からのお答えをいただいて、良かった、もう開聞の先輩方も、議会の中で一般質問をする方々も、早くつなげたいという思いがあり質問をしておりましたが、いまだに1kmぐらいだと思っておりますが、つながっておりません。観光客も牧聞神社で下りて、みんなで手をつなぎ、

池田湖パラダイスまで歩いて行く方々を見ておりましたが、やはり歩道が繋がっていないところがあるので、今はそういう方々を見ておりません。なぜつながらなくなったのか、ちょっと後で教えていただきたいと思いますが、本当に開聞の市民の長年の願いであります。普通、私が思うに、流用されたんだったら次の年ぐらいは補填しろよというのが、私は通常かなと思っていますが、なぜ開聞に光が当たらないのかなど。朝方も同僚議員が開聞地区のいろんなところが寂れている発言もいただきましたが、開聞の市民の方々が言っているのが、やっぱりもう開聞は見捨てられているよねというような言い方をされる市民もおりますので、頭に入れておいていただきたいと思います。歩道整備をやっていただきたい。この1点目の思いは私だけではありませんので、よろしく願いいたしたいと思います。

2点目に、国民宿舎かいもん荘、これも同僚議員も一緒になって何回となく質問をさせていただいておりますが、かいもん荘跡地のビラ棟の建設の報道発表があった、これも事実であります。であれば、建設スケジュールについて、着工及び完成のめどはどのように確認されているのか、1回目の質問をして終わりたいと思います。

あとは質問席にて質問をいたします。よろしくお願いいたします。

**○市長（打越明司）** それでは、今議会最後の一般質問であります田中議員の質問にお答えいたします。私のほうからは、歩道のない区間の歩道整備について、ということで、岩本開聞線の整備でありますけれども、当時の公園などの整備につきましては、平成22年度に県の魅力ある観光地づくり事業の池田湖水辺空間整備事業において、公園、駐車場、周辺の歩道整備などが実施されているところであります。その後、歩道の未整備区間につきましては、旧指宿市境から旧開聞町方面へ1kmほど未着手の状況になっているところであります。これまでも県へ要望を行っており、これからも引き続き要望をしてまいりたいというふうに考えております。

残余の質問については、関係課長、関係する課から答弁させていただきます。

**○観光課長（山下浩二）** 市では、現在、岩崎産業株式会社に対しビラ棟建設のスケジュールや進捗状況について情報共有を図るとともに、具体的な図面の提供依頼等を行っているところでございます。同社からは報道発表後の動きとして、建築資材等の高騰に伴う設計の見直しを行い、変更後の建築見積内容の精査を進めている段階であると伺っております。なお、ビラ棟建設の計画や令和8年7月頃完成予定の工期スケジュールにおいては、現時点において変更はないとのことでございます。

**○9番議員（田中健一）** ありがとうございます。それでは、2回目の質問に移らせていただきます。県道28号岩本開聞線のところにある西部第1揚水機場付近の道路の線形改良工事、あの急カーブ、魔の急カーブ、大型観光バスが止まって対向車を待つ急カーブについて、お伺いをいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか、お願いします。

**○土木課長（東恵一）** 県が実施しております、県道岩本開聞線の道路改良事業につきまして

は、通称イッシー公園から西部第一揚水機場付近まで、急カーブの区間の改良を、全体事業費2億円、延長600mの計画で、令和5年度から事業実施されているところでございます。これまでに測量設計が実施され、現在は用地調査の検討をしていると聞いております。

**○9番議員（田中健一）** 600m、線形改良が必要なところが600mなのか、歩道が1km余りあるのに、計算が合わないようですが、歩道は入っていないということで確認しますが、よろしいですか。

**○土木課長（東恵一）** 今回のこの道路線形改良につきましては、通称イッシー公園というイッシー遊具がある公園から、西部第一揚水機場までの間の600mのことを申ししているところでございます。ちょうど指宿市境から旧開聞町へ向かう部分の歩道がないところが1kmあるということでございます。

**○9番議員（田中健一）** はい、分かりました。その前に、旧ハブセンター前、公園と駐車場が、なぜあそこにできたのか、聞き取りの中でちょっと答えもいただいたんですが、見晴らしが良いから。私が次に問題点にしているのが、やはりこれも井元議員も同じく畜産業でありまして、馬頭観音のところに駐車場を造っていただきたいというような、以前、質問も私も聞いたような気がしておりますが、この前に造っていただければ、すぐ答えは出たのかなということで思っておりますが、公園、駐車場、周辺の歩道は良しとして、そこも私は文句を言いたいんですが、車いすの方々であったりシルバーカーが、私はゆったりと通れるような幅はないのかなと思っております。県道についても、道幅も狭く、ぎりぎり通るような車道である。ここについても、この2億円で改良される計画なんですか。確認をさせていただきたいと思います。

**○土木課長（東恵一）** 今議員のおっしゃいました、その魔のカーブと申しますか、S字カーブのきついところがございますが、そこに対しまして、そういう線形を改良する意味で、そういうカーブを緩くする方向で計画していると聞いています。

**○9番議員（田中健一）** であれば、もう井元議員のお願いもかなうかと思いますが、馬頭観音の前を駐車場に残すために、あの魔のカーブを池側に道路を線形改良できたら、我々畜産農家は今年の、来年もなんですが、毎年1月の18日が馬頭観音祭ということでお祝いをするんですが、今年の馬頭観音は、本当激しくというか、赤い回転灯が付いている車が何回も来て、ここは車を停めれませんという指導がある場所なんです。ここも含めて、市がどういう対応を取るのか。その前に、教育委員会にお聞きをさせてもらっていいですか。馬頭観音の祭りとは、無形文化財だと思っているんですが、どうでしょうか。

すみません、通告外ということで、私は無形文化財、地域の方々がボランティアで一生懸命活躍をされておりますので、よろしく願いいたします。絶やすことはできないんです。指宿だけの祭りではないのです。南薩一帯、鹿児島市内からも、多分家畜だけじゃなくて、ペットを飼われている方々も来ているやに、私は聞いておりますので、よろしく願いいた

します。ということで、馬頭観音祭の駐車場の確保について、どのような対応を取っていただけるのか、地域の方々と一緒になって検討していただきたいんですが、よろしくお願ひします。

**○農政課長（前園洋一）** 議員御指摘の馬頭観音祭での路上駐車対策でございますけれども、参拝された農家からの要望を受け、市長からも指示がありましたので把握してございます。この駐車場対策でございますけれども、馬頭観音祭の関係者に確認をしましたところ、近辺に新たに2か所駐車場を確保しまして、観音祭当日は入口に看板を設置するというところでございました。市といたしましても、会場入口周辺に路上駐車禁止の看板を設置するなど対策を行いまして、通行車両の妨げにならないよう協力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** できたら切符を切られないような、参拝者が喜んで帰っていただけるような対応を、市としても取っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

先ほど土木課長より、県のほうにも歩道整備については、聞き取りの中でもいただいたんですが、毎年要望はしているということで聞いております。市としての要望を受けて、県の対応としてはどのような流れになるのか、お伺ひをいたします。

**○土木課長（東恵一）** 県のほうへは、南薩地域土木事業連絡会という会議を通しまして、中心的に県の所管道路であります県道岩本開聞線につきまして、歩道を整備してくださいということでお願ひしているところでございます。年に1回の首長クラスの幹事会、そしてまた事務部会的なものを年に2回ほど、合計3回ほどやる中で、県のほうへの要望を続けているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** たまたま私も馬頭観音祭の駐車場を準備している方々とばったり出会ったときがありまして、そこに何と西部第一揚水機場の反対側の急カーブが問題となっている地権者の御子息と話をすることがありました。なぜ道路拡張、線形の改良に御協力いただけないんですかと言ったら、もう伝えてありますので、分かっているんじゃないかと思ひますが、ある方が親父さんに向かって、何か大変な発言をされて、それでへそを曲げられたと、私はお伺ひをいたしました。だから、県の職員であろうが、市の職員であろうが、言った御本人さんに謝られたら、私は前向きに検討に入れるのかなと思ひております。そこがだめであれば、先ほど提案をしたように、線形改良工事を池側にしていただいて、緩やかにして馬頭観音の前の舗装を残していただければ、そこを駐車場に利用できるように御配慮いただける要望は出せないものか、お伺ひをいたします。

**○土木課長（東恵一）** 県のほうで今進めております道路改良事業につきましても、やはりカーブの線形改良並びに車道の幅員の拡幅ということで、車両の円滑な通行と安全性の向上を図ることを目的に、整備のほうを進めていただいているところでございます。先ほども答弁いたしましたように、ただいま用地調査に入ろうとしているところでございますので、そこは我々

市のほうも、是非そのような改良を進めていただきたいということもありまして、できるだけ地元といたしましてバックアップをしながら、また協力体制を持ちながら連携して努めてまいりたいと思っているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** よろしく願いいたします。ありがとうございます。もうこれ以上、要望はいたしませんので、しっかりと県のほうに伝えていただいて、我々畜産農家、また愛玩動物の方々に、開けた場所を提供いただければありがたいと思います。

それでは、国民宿舎かいもん荘について、ビラ棟の建設が令和8年7月頃完成予定、本当にできるのであれば、地域の方々、開聞の方々については、安堵することと思います。ビラだけじゃなくて、集会施設、温泉施設、レストラン等の施設計画については、本当地域の方々の大きな期待がかかっております。どうなっていくのか、お聞かせください。よろしく願いいたします。

**○観光課長（山下浩二）** 岩崎産業株式会社からは、集会施設、温泉施設、レストラン等につきまして、新たに取得した隣接する空き家の活用も含め、一体的な整備ができないか、引き続き検討していると伺っております。市といたしましても、今回の整備は全体計画の中のビラ棟建設に関するものであり、その他の施設につきましては、全体計画に基づき今後も整備が進むものと認識を持っております。引き続き同社との連携を図り、早期建設に向けた働き掛けを行ってまいりたいと考えております。

**○9番議員（田中健一）** ありがとうございます、というか、2段階的な計画ということで、旧開聞町時代、地域住民がやはり地元の公共施設ということで、すごく大事にしていた場所でもあります。また、大事にしないといけない長崎鼻を含め、ヘルシーランド、開聞岳、絶景の場所であります。これを本当、ここ長い年月、誰にも見れられない口惜しさというのが、地域の方々にもあります。また、市民に相対する職員の方々も、そういう思いでいただけるものと思っております。今後、建設予定であるビラ棟をはじめ、集会施設等の運営に関して、地元食材を振る舞った食事の提供や、特産品の紹介、販売、地域運用等により、地域経済へ少しでも還元されるような運営を行っていただけるよう、市として働き掛けていただけないか、お伺いをいたします。

**○観光課長（山下浩二）** 国民宿舎かいもん荘跡地の活用につきましては、地元からの期待も大きく、令和7年11月11日に開催されました、なのはな商工会との意見交換会においても、同様の御要望が寄せられ、岩崎産業株式会社へ情報共有を行っているところでございます。その際、同社からは運営に当たり極力地元食材や特産品を取り入れた商品の提供を検討している旨の回答を頂いたところでございます。今後も市といたしましては、同社と連絡を密にし、各施設の早期完成をはじめ、地元食材の活用や地域飲食店との連携、更には地元人材の雇用に取り組んでいただくなど、地域経済の活性化につながるよう働き掛けを行ってまいりたいと考えております。

**○9番議員（田中健一）** 本当、観光課長、よろしくお願ひいたします。もう高齢の方々が、どっちが先じゃろうかいと言っておられますがよ。悲しませないような、本当に明るい、やっぱり市が頑張って発破をかけて造ってくれたなということを見せてやってください。

もう一つ、協議の中で、多分、開聞岳一周道路というところが、思いがすごく大いにあると思うんです。この話について、どう対応を取っていただいているのか、お伺いをいたします。

**○観光課長（山下浩二）** 国民宿舎かいもん荘跡地土地売買契約書第26条の規定に基づき、平成30年6月1日付けで国民宿舎かいもん荘跡地利用に係る開聞岳一周道路新設事業等に関する覚書を締結しております。整備におきましては、道路拡幅のための測量等について、引き続き岩崎産業株式会社に対し、協力要請を行ってまいりたいと考えております。

**○9番議員（田中健一）** この件については、多分、岩崎産業さんは開聞岳一周道路を造っても、我々にはメリットはないというような思いもあるかもしれません。けれども、開聞の地とともに反映しなければならない組織であれば、ともに理解し合える、ともに喜び合える関係づくりが必要かなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。本当に完成を私も頭の中に夢を見ております。二度あることは三度ある、この話が頓挫することはないと考えますが、頓挫した場合、条件違反ではあるだろうと思っておりますが、市としてはどのように捉えますか、伺います。

**○観光課長（山下浩二）** 平成30年6月27日付けで締結しております国民宿舎かいもん荘跡地土地売買契約書第13条において、やむを得ない事由が発生したときは、当該事由を記載した書面を市に提出し、その承認を得て指定用途の内容を変更することができるものと規定されております。従いまして、社会情勢の影響等により、やむを得ない事由が発生し、計画に大きな変更が生じる場合には、まず市へ申し出を行い、その後の対応等について岩崎産業株式会社と協議を行うこととなります。市といたしましては、1日も早い契約の履行と指宿市の地域振興に大きく貢献していただけるよう、引き続き同社との連携を密にし、早期建設に向けた働き掛けを行ってまいります。

**○9番議員（田中健一）** 完成については、令和8年7月ということで報告をいただきましたが、5棟造るのにどれぐらい期間が掛かるのかといえば、人材をいっぱい入れればすぐできるわけで、それが6月ということはないでしょうけども、工事に入るのが私はどこなのか、そこが履行というか、施工に入るのが、完成が間近だなという確認をできるのかなということを思いますが、どう捉えますか、伺います。

**○観光課長（山下浩二）** 私どもも着工がいつかというようなことを、再三問合せはしておりますが、回答といたしましては引き続き早期建設に向けた働き掛けを行っておりますということで、令和8年7月頃の完成予定は変わっていないというような回答をいただいております。

**○9番議員（田中健一）** はい、分かりました。権利者がそう言うのであれば、もうそこを待つ

しかない、腹をくくるしかないと思いますので、今後も注視して身守りをいただきたいと  
思います。

最後に、今期限りに議員の勇退を決められた方々に、今回しか私、こういう発言をみんな  
が集まる場所がないので、お時間を裂かせていただきたいと思います。これまで共に市民  
の声となり、手足となり、活動された楽しい期間、御苦労様でした。勇退後もこれまで同  
様、一生懸命活動していただきたいといます。それぞれの地域での活躍を期待したいと思  
います。今後も体に留意され、来年市長、市議会議員選挙後も、良き議員のOBとして、新  
しい方々に御指導賜りますように、よろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。  
御苦労様でした。

**○議長（西森三義）** これにて、一般質問を終結いたします。

### △ 散 会

**○議長（西森三義）** お諮りいたします。

12月15日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、12月15日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 新 宮 領 實

議 員 恒 吉 太 吾

# 第 4 回 定 例 会

令和 7 年 12 月 19 日

(第 4 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

令和7年12月19日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第98号 指宿市定住促進のための住宅の新築・購入支援に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第99号 指宿市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第4 議案第100号 指宿市公共下水道条例及び指宿市水道給水条例の一部改正について
- 日程第5 議案第97号 指宿市民会館の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第101号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第7 議案第102号 指宿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第103号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第9 議案第104号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第10 議案第105号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第11 議案第96号 指宿市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第106号 指宿市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について
- 日程第13 議案第107号 指宿市都市公園条例及び指宿市屋外広告物条例の一部改正について
- 日程第14 議案第108号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第15 議案第111号 令和7年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第112号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第109号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第18 議案第110号 令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 審査を終了した陳情  
陳情第3号 宿泊税導入に反対する陳情書
- 日程第20 議案第113号 指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第114号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第115号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第116号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第24 議案第117号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第118号 令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第119号 令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第120号 令和7年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第121号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第122号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議会活性化等調査特別委員会の調査結果報告の件
- 日程第31 議員派遣の件

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員 松 下 知 恵	3 番 議 員 山 本 敏 勝
4 番 議 員 前 原 五 男	5 番 議 員 東 勝 義
6 番 議 員 西 田 義 哲	7 番 議 員 新 宮 領 實
8 番 議 員 恒 吉 太 吾	9 番 議 員 田 中 健 一
10 番 議 員 吉 村 重 則	11 番 議 員 東 伸 行

12 番 議 員	井 元 伸 明	13 番 議 員	新川床 金 春
14 番 議 員	福 永 徳 郎	15 番 議 員	高 田 チヨ子
16 番 議 員	前之園 正 和	17 番 議 員	下川床 泉
18 番 議 員	西 森 三 義		

---

1. 欠席議員  
な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民福祉部長	富 永 敏 尚	農水商工観光部長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	窪 田 幸一郎	教 育 部 長	湯ノ口 繁 生
総 務 課 長	濱 上 和 也	人事秘書課長	木 下 英 城
企画政策課長	東 忠 孝	財 政 課 長	上 村 圭一郎
水 道 課 長	安 留 和 信		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	徳 留 洋 美

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、田中健一議員及び吉村重則議員を指名いたします。

## △ 議案第98号～議案第100号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第2、議案第98号、指宿市定住促進のための住宅の新築・購入支援に関する条例の一部改正について、から、日程第4、議案第100号、指宿市公共下水道条例及び指宿市水道給水条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました、議案第98号から議案第100号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月28日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第98号について。

指宿市定住促進のための住宅の新築・購入支援には年齢要件があるのかとの質疑に対し、規則の中で65歳までの方を助成対象としているとの答弁でした。

第3条第2項の助成対象要件について、妊娠中の方が移住したという事例があったのかとの質疑に対し、移住をされてから家を造るまでに一定の期間が必要な場合があるため、3年以内と定めている。また、お子様が生まれるケースもあり、15歳未満は転入要件を不要としたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第99号について。

男女共同参画審議会の委員15名はどのようなメンバーで組織されるのかとの質疑に対し、現在、男女共同参画推進懇話会という組織があり、教育委員、人権擁護委員、教育経験者、商

工会議所や市内の事業者の代表者，市自治公民館連絡協議会，農業・漁業の関係団体の代表で構成されている。男女共同参画審議会においても，引き続きそのメンバーにお願いしたいと考えているとの答弁でした。

報酬の額について，男女共同参画審議会委員に4,700円とあるが，これまで無報酬だったのか。また，これはどういう設定なのかという質疑に対し，これまでは，報償費及び旅費の取扱いについて，という内規に基づき，1回当たりの会議で2千円程度支給している。今回の改正により，日額4,700円の支給になるとの答弁でした。

意見として，昨今，いろんな事件があるが，市に男女共同参画推進条例ができ，相談できて良かったと，解決に導くような方法を考えてほしいというものがありました。

次に，議案第100号について。

災害のときに他市町村から工事業者が来るということだが，指宿市内の業者に支障が出るということは想定されないのかとの質疑に対し，まずは市内の業者を優先するが，大規模災害等で市内の業者では手が回らない，追い付かないというときに，他の市町村長の指定を受けた業者に工事をしてもらうことを想定しているとの答弁でした。

今回，この条例の一部改正をしようとしたのは，どのような理由からかとの質疑に対し，令和6年の能登半島地震において，地元の業者だけでは手が回らず復旧が遅れたこともあり，国から条例の改正について通知があったためとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第98号から議案第100号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は，可決であります。

3議案は，委員長報告のとおり，決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第98号から議案第100号までの3議案は，原案のとおり可決されました。

**△ 議案第97号，議案第101号～議案第105号（委員長報告，質疑，討論，表決）**

**○議長（西森三義）** 次は，日程第5，議案第97号，指宿市民会館の指定管理者の指定について，から，日程第10，議案第105号，指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について，までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は，文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（東勝義）** おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました，議案第97号及び議案第101号から議案第105号までの6議案について，審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は去る12月1日，関係者職員の出席を求め審査いたしました結果，6議案ともに全員一致をもって，原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，議案第97号について。

株式会社クリーン工房は埼玉県に所在地があるということだが，クラブサクセスジャパン株式会社の所在地はどこかとの質疑に対し，クラブサクセスジャパン株式会社は東京都に本社を置いているとの答弁でした。

現在，市民会館で働いている方々の雇用はどうなるのかとの質疑に対し，令和8年4月以降も市民会館での従事を希望する方については，優先的に採用していただけると伺っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，議案第101号について。

これまでに印鑑登録証明書をシステムから出力し作成し難い事例があったのかとの質疑に対し，これまでそのような事例はないが，今後，起こったときに印影を登録した可視台帳を複写して，印鑑登録証明書を作成することができるようにするため，本条例の文言を改めるものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，第102号について。

こども誰でも通園制度は，保育所等に入園していない0歳6か月から満3歳未満の子供が，保護者の就労要件等を問わず，保育所等を月一定時間まで利用できる制度だが，利用したいというような保護者の声などあったのかとの質疑に対し，そのような声はこども課には届い

ていない。実際、どれぐらいの利用割合になるかというのも、正直、不透明であるとの答弁でした。

この条例の改正について、各保育所とか幼稚園に周知されているのかとの質疑に対し、7月に事務説明会を開いており、こども誰でも通園制度のことは説明しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第103号、議案第104号及び議案第105号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第97号及び議案第101号から議案第105号までの6議案を一括して採決いたします。

6議案に対する委員長の報告は、可決であります。

6議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号及び議案第101号から議案第105号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第96号、議案第106号及び議案第107号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（西森三義）** 次は、日程第11、議案第96号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、から、日程第13、議案第107号、指宿市都市公園条例及び指宿市屋外広告物条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（新川床金春）** 産業建設委員会へ付託されました議案第96号、議案第106号及び議案第107号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第96号について。

いぶすきスポーツクラブによる体育施設の運営については、3期にわたり、特段の問題なく運営されていると伺っていますが、19施設の管理運営は相応の負担があると考えます。いぶすきスポーツクラブは、現在、何名の職員で管理運営を行っているのかとの質疑に対し、いぶすきスポーツクラブの雇用者数については、指定管理者事業として正規職員6名、臨時職員15名に加え、自主事業のマネージャー1名の計22名であるとの答弁でした。

自主事業では、具体的にどのような事業を実施しているのかとの質疑に対し、体育施設の管理運営に加え、トランポリン、バドミントン、陸上競技など11種類、17サークルの運営を行っているほか、魚見小学校や今和泉小学校の遠泳指導も実施しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第106号について。

市中山間ふるさと・水と土保全基金の残高は幾らぐらいになっているのかとの質疑に対し、現在の基金残高は92万8千円となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第107号については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第96号、議案第106号及び議案第107号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号、議案第106号及び議案第107号の3議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第108号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（西森三義）** 次は、日程第14、議案第108号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（松下知恵）** 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第108号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月28日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。

公民館建設補助金の申請件数は何件か。また、工事費の何割が補助されるのかとの質疑に対し、今回の補正でお願いする件数も含め、7件である。1月1日現在の地区の世帯数に0.9を掛けて、それに2千円を掛けた額が控除額になる。事業費総額から控除額を引いた2割が補助金となるとの答弁でした。

健幸ポイント事業について、スマートフォンで歩数データを管理するということだが、スマートフォンを上手く活用できない高齢者に不都合はないのかとの質疑に対し、今回の事業は令和7年9月から開始しているが、デジタルの普及ということからも、説明会やスマートフォンの操作の講習会を開き、高齢者にもスマートフォンに慣れていただきたいと思っている。また、随時、窓口に来ていただければ、操作等をお伝えしているとの答弁でした。

意見として、できるだけスマートフォンを使えるように、高齢者やスマートフォンが苦手だという人にも、懇切丁寧に指導していただきたいというものがありました。

次に総務課所管分について。

郵便料の実績見込みの増について、これは郵便の手数料が上がったからかとの質疑に対し、郵便料が令和6年10月から上がり、全ての郵便料を総務課に集約した。最大で1.3倍上がるということで、当初予算では1.15倍で計上していたが、見込みが甘く、今回、400万円の

補正を計上させていただいたとの答弁でした。

当初予算では見込みが甘かったという認識でよいかとの質疑に対し、最初の6か月は実績がなかったが、結果的にそういう形になったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について。

石川県に職員を派遣するということだが、事前打合せにこれだけの費用が掛かるということかとの質疑に対し、事前打合せの費用1回分と引っ越し費用になるが、年度末の引っ越しとなるため、その分費用が大きくなるとの答弁でした。

派遣する職員の人数と期間はどれくらいかとの質疑に対し、派遣するのは1人で、今のところ1年間の派遣を予定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、企画政策課所管分について。

ふるさと融資を活用して、三光機械株式会社に貸付をするということだが、貸付期間は何年かとの質疑に対し、新たに導入する複合加工機の耐用年数を考慮して、5年の貸付期間ということで、償還期間を設定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、財政課所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

また、危機管理課、山川支所地域振興課、開聞支所地域振興課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（東勝義）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第108号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑、意見について申し上げます。

まず、山川支所市民福祉課所管分について。

空調機は2台のうちの1台が故障ということだが、設置してから何年経過した機械なのかとの質疑に対し、2台とも同時期に設置したもので20年以上経過しているとの答弁でした。

今回は故障した1台だけを交換するということだが、電気代などのランニングコストの観点から2台とも取り替えようという考えはなかったのかとの質疑に対し、金額が大きいことから、今回は1台だけを交換することにした。施設自体が古いので、次年度以降、優先順位をつけて修繕をしていこうと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。

障害福祉サービスの利用増ということだが、どのような内容のサービス利用が増えたのかとの質疑に対し、障害児福祉サービスの利用が大幅に増えており、内訳は、未就学児に対して療育を行う児童発達支援と、発達の支援が必要な就学児に対する放課後等デイサービスであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。

生ごみ処理機器購入補助金の申請件数が増えた主な理由はどのようなものかとの質疑に対し、毎年度5月の広報紙で生ごみ処理機器の補助についてお知らせをしており、その広報が浸透して、市民のごみの資源化に対する意識の向上が図られているものと考えているとの答弁でした。

指宿火葬場及び山川火葬場の電気使用料の実績見込み増に伴う高熱水費の増ということだが、電気料金だけで施設の修繕とかは含まれていないのかとの質疑に対し、電気料金のみの増額である。令和6年度と比較すると、上半期分の実績で月額8万円から9万円程度上がっている。理由は、空調機関係の経年劣化等で電気の使用量が増えたというのが一つの要因と考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、こども課所管分について。

産後ケア事業の委託料の増100万円があるが、子供が生まれる数が増えたのではなく、産後ケアを利用する方が増えたということかとの質疑に対し、対象者が出産後1年未満の全ての産婦に拡大されたことと、令和7年度から県の推進事業を活用し、5日間は無料となっている。さらに、令和6年度から6日目以降の利用者負担額も、利用料の3割から1割に減額したことで利用者が増えていると推測しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、生涯学習課所管分について。

市民会館のピアノ庫に設置する除湿機の購入に係る備品購入費ということだが、ピアノを保管している倉庫において、24時間、空調を稼働しても結露が生じ、カビが発生する原因は

何かとの質疑に対し、建設当初からピアノ庫の湿気はエアコンでは対応できなくなるかも、という助言はあったが、今までエアコンで対応していた。しかし、今年の大雨でピアノ庫の床が水浸しになり、業者が調査した結果、エアコンのドレンが雨水桝に入っており、排水機能が落ちていること、また、結露による水滴が原因ではないかと言われたとの答弁でした。

除湿機の構造は家庭用と違うのかとの質疑に対し、除湿機のタンクに溜まる構造ではなく、ピアノ庫に設置されているドレンに流すことになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校給食センター所管分について。

食材費が高騰している中で、現在の米の価格は幾らかとの質疑に対し、米の仕入価格は1kg当たり810円であるとの答弁でした。

高騰している食材は、どのような仕入体系をとっているのかとの質疑に対し、入札時の見積書にはそれぞれの産地が記載されており、県内産又は指宿産を優先するが、最終的には見積価格により仕入れているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。

開聞中学校の校庭にある旧ゴルフ場の電柱から金具等が落下し、危険であることから、金具やワイヤーロープ等を撤去し、廃棄するようだが、電柱は撤去しないのかとの質疑に対し、協議はしたが、金額的な面などから今回は金具とワイヤーを撤去する予算だけを計上したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。

市立中学校に在籍する生徒が、学校教育活動の一環として開催される大会などの出場に要する交通費及び宿泊費に係る補助金として60万円ということだが、どのような内容かとの質疑に対し、バドミントンの生徒1人と、ソフトボールの生徒8人が令和7年度上半期でも九州大会に出場する可能性があることと、柔道の生徒で既に全国大会、九州大会に出場した生徒の申請予定を含めて60万円計上したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、市民課及び長寿支援課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、指宿商業高校、税務課、健康増進課及び開聞支所市民福祉課の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で説明を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（新川床金春）** 産業建設委員会に分割付託されました、議案第108号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑、意見について申し上げます。

まず、耕地林務課所管分について。

有害鳥獣捕獲頭数の増加が見込まれるとのことだが、その内容はどうなっているかとの質疑に対し、捕獲頭数の増加の予測について、イノシシはここ2年ほど前の捕獲頭数から予測し、当初予算で409頭を計上した。捕獲頭数を予測すると、最大184頭増加する見込みがあるとの答弁でした。

イノシシがこれだけ急に増えているが、その要因をどのように捉えているかとの質疑に対し、要因として山林近くの農地で農作物を餌にしたイノシシの出産が増えているのではないかと考えているとの答弁でした。

猟友会員の確保を実施しているが、何歳が何人いるかとの質疑に対し、30代から50代までの農家の方を中心にして、担い手となっているとの答弁でした。

意見として、イノシシの増加に伴い、関連予算が増加しているが、捕獲従事者の確保・拡充を図り、市民への被害が生じないように、より一層の対策を講じていただきたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。工場等設置奨励事業に係る補助金対象の工場の場所はどこかとの質疑に対し、1件は山川地区、1件は指宿地区になるとの答弁でした。

どういう関係の工場になるかとの質疑に対し、かつおぶし加工業と食品加工業になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、都市・海岸整備課所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

また、観光課、観光施設管理課、スポーツ振興課、農政課、建設監理課、土木課、建築課、農業委員会事務局の各所管分につきましては、人件のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第108号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第111号及び議案第112号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(西森三義) 次は、日程第15、議案第111号、令和7年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について、及び日程第16、議案第112号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(松下知恵) 総務水道委員会へ付託されました議案第111号及び議案第112号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月28日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第111号について。

動力費が1,032万円の増額ということだが、その要因は何かとの質疑に対し、主な要因は、配水池からの配水量が増えているので、そのポンプ等の電気代が増加しているためであるとの答弁でした。

配水量が増えたということは、それだけ水道を使うようになったということかとの質疑に対し、使用量の増加のほか原因はいろいろ考えられるが、漏水もあるのではないかとということで、漏水調査等もしながら、原因の追及をしていきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第112号について。

受益者負担金が200万円の増となっているが、どのような工事をするのかとの質疑に対し、これは工事負担金という費目の中の受益者負担ということで、その費用で直接工事をするわけではなく、下水道の利益を受ける方に負担していただく負担金の収入になるとの答弁でした。

企業債償還金で、30年償還と15年償還という説明があったがどういうことかとの質疑に対し、借りている金額が変わったわけではなく、一部30年で借りる予定だったものを15年で借入をした関係で、償還する元金の額も償還期間が30年から15年になり、元金の償還額が増えたため、予算が不足しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第111号及び議案第112号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号及び議案第112号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第109号及び議案第110号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（西森三義）** 次は、日程第17、議案第109号、令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、及び、日程第18、議案第110号、令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（東勝義）** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第109号及び議案第110号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日に関係課職員に出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑、意見について申し上げます。

議案第110号について。

居宅介護福祉用具の購入費の実績見込み増に伴う補助金の増ということだが、この対象者は高齢者とかではなく、自宅で介護する場合の用具購入の見込み増ということかとの質疑に対し、御指摘のとおり、自宅で介護する場合の福祉用具の購入費であり、ポータブルトイレやお風呂で使われるようなものが対象となるとの答弁でした。

どのような点で実績見込み増という捉え方をしたのかとの質疑に対し、4月から9月までの購入件数と金額を過去3年間と比較して、下半期の見込み増加率を出して計算したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第109号については、人件費のみの補正であるため、説明は求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第109号及び議案第110号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号及び議案第110号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（西森三義）** 次は日程第19、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第3号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長への報告を求めます。

**○総務水道委員長（松下知恵）** 総務水道委員会へ付託されました陳情第3号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月28日及び12月12日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、未だパブリックコメントも開催していないことを鑑みても、宿泊税を導入するためには、まだまだ時間を要すると思われることから、不採択とすべきという意見と、宿泊税の用途が不明とあるが、執行部の説明によると観光のために使うという内容は織り込まれていたということから不採択とすべきという意見と、審議会の答申書では事業者の理解を得るという項目が入っているが、導入前提で計画しているように感じる。事業者としてはいろんな問題があるということからこの陳情が出されていることから採択とすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 陳情第3号、宿泊税導入に反対する陳情を採択する立場から討論いたします。

指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会の答申書では、魅力ある観光地づくりの財源の導入に係る課題について、宿泊税の導入に際しては、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者の理解を得ることが重要であることから、宿泊税導入の目的、用途及び制度の丁寧な説明について、真摯に取り組むことと答申がされています。また、陳情書では、5項目の反対の理由で陳情がされています。審査の説明では、特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解を得るような説明もなく、また、宿泊事業者の理解を得ることは条件ではないと捉えていると答弁いたしました。このことは、宿泊事業者の理解を得ることなしで宿泊税を導入する可能性があるのではないのでしょうか。登録されている事業者の約75%の反対があり、宿泊者はコロナ前からすると回復していなく、外交問題や地震災害など自然災害の影響で宿泊者は不安定であります。現在は、宿泊税導入の目的、用途及び制度の丁寧な説明がなされてなく、宿泊事業者の理解を得られていないもとの宿泊税導入はすべきでありま

せん。よって、本陳情は採択すべきであるという立場から討論といたします。

**○議長（西森三義）** 次に、西田義哲議員。

**○6番議員（西田義哲）** 陳情第3号、宿泊税導入に反対する陳情書を不採択の立場から討論いたします。

担当の総務水道委員会の皆様が長きにわたり出された結果を尊重したいと思います。本年7月に全議員参加のもと、宿泊税に関する勉強会が開催されました。そのときの講師の説明でも、宿泊税導入は早めに実施した方がいいのではないかという考えをお聞かせいただきました。また、8月に実施された市町村政研修会でも、同様に宿泊税の導入を勧める考えをお聞きしました。今回、導入予定の宿泊税は、目的税への位置付けで、観光振興の財源としてのみ扱われる旨も、担当課から説明を受けております。陳情書にもありますように、コロナ禍以降、本市における宿泊客数は回復しておりませんので、その対策を早急に講じなければなりません。宿泊税は、そのための財源として、今後の人口減少による税収の減少などを考慮すると必要不可欠なものであり、早急に導入を図るべきだと私は考えております。私事になりますけれども、セミナーに参加するため、先月、東京のホテルに宿泊いたしました。皆様御存じのように、東京都は平成14年から宿泊税を導入しております。チェックインするときに説明もなく、敢えて私から説明を求めることもいたしませんでした。宿泊税は当たり前のものであり、多くの宿泊客がいらっしゃいましたが、税の説明を求めている方も見受けられませんでしたし、ましてや、揉めているようなことも目にすることはありませんでした。また、本市の宿泊業者の方にも、宿泊税導入についてお聞きしましたが、全く問題はないという認識を持たれていることも確認をしております。執行部におかれましては、指宿市魅力ある観光地づくり財源検討委員会の答申にもありましたように、今後、その目的や用途などについては、周知方法などを含め、十分な対応をしていただき、本市観光産業の発展に大きく寄与する財源として活用していただきますよう申し添えまして、陳情第3号を不採択とすべきとする私の討論といたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は電子表決システムにより行います。

本件は、採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択と決定いたしました。

#### △ 議案第113号～議案第121号一括上程

○議長（西森三義） 次は、日程第20、議案第113号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、から、日程第28、議案第121号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について、までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件6件の計9件であります。

それでは、議案の提案理由につきまして説明いたします。

まず、議案第113号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、令和7年人事院勧告の趣旨に鑑み、職員の給与及び会計年度任用職員の費用弁償の額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第114号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び議案第115号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

この2議案は、令和7年人事院勧告の趣旨に鑑み、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第116号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、から、議案第121号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について、までの6議案であります。

この6議案は、各会計の歳入歳出予算の総額について、一般会計に1億2,993万3千円を、国民健康保険特別会計に63万6千円を、介護保険特別会計に273万円を、唐船峡そうめん流し事業特別会計に139万5千円をそれぞれ追加し、あわせて、公営企業会計のうち、水道事業会計において収益的支出を183万7千円増額し、公共下水道事業会計において、収益的支出を76万

4千円増額しようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（渡部徹也）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第113号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、令和7年人事院勧告の趣旨に鑑み、職員の給与及び会計年度任用職員の費用弁償の額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、まず、宿日直手当につきまして、宿日直勤務1回当たりの上限額を、現行の4,400円から4,700円に引き上げるものです。また、庁舎内の居住室で私生活を営みつつ常時行う勤務を命じられた職員に支給する月額の上限額を、現行の2万2千円から2万3,500円に引き上げるものです。また、一般職員の期末手当につきまして、令和7年12月の支給割合を、現行の100分の125から100分の127.5に改定し、あわせて、勤勉手当につきまして、令和7年12月の支給割合を、現行の100分の105から100分の107.5に改定しようとするものであります。

また、別表第1の給料表につきましては、高卒初任給を1万2,300円、大卒初任給を1万2千円引上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げ、平均で3.3%の引上げ改定を行おうとするものであります。

次に、7ページを御覧ください。

第2条も同じく、指宿市職員の給料に関する条例の一部改正であります。第1条と施行期日が異なることから、条を分けて改正するところであります。

改正の主な内容は、令和8年度以後の期末手当を第1条で引き上げた100分の127.5から100分の126.25に、同じく勤勉手当を100分の107.5から100分の106.25に改定しようとするものであります。

次に、8ページを御覧ください。

第3条及び第4条につきましては、指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、こちらも施行期日が異なるため、条を分けて改正するものであります。

まず、第3条では、特定任期付職員の給料表について、1号級を39万2千円から40万5千円に、2号級を44万円から45万5千円に、3号級を49万2千円から50万8千円に、4号級を55万5千円から57万4千円に、5号級を63万4千円から65万5千円に、6号級を74万円から76万5千円に、7号級を86万4千円から89万3千円に改定しようとするものであります。また、令和7年12月の

期末手当の支給割合を、現行の100分の95から100分の97.5に改定し、あわせて、勤勉手当につきまして、令和7年12月の支給割合を、現行の100分の87.5から100分の90に改定しようとするものであります。

第4条では、令和8年度以後の期末手当の支給割合を、第3条で引き上げた100分の97.5から100分の96.25に改定し、あわせて、勤勉手当につきまして、100分の90から100分の88.75に改定しようとするものであります。

第5条は、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

改正の主な内容は、会計年度任用職員の給与について、人事院勧告による給与改定があった際の給与改定の実施時期を、翌年度の4月1日としていたものを、常勤職員と同様に遡及適用しようとするものであります。

次に9ページを御覧ください。

別表第2の通勤に係る費用弁償の額について、片道10km以上15km未満の日額を350円から360円、一月当たりの上限額を7,100円から7,300円に、片道15km以上20km未満の日額を500円から520円、一月当たりの上限額を1万円から1万400円に、片道20km以上の日額を640円から670円、一月当たりの上限額を1万2,900円から1万3,500円に、改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び第2項において、第1条、第3条及び第5条の改定後の宿日直手当、給料表、期末勤勉手当の支給割合及び費用弁償に関する規定の施行期日を公布の日とし、令和7年4月1日から適用しようとするもので、第2条及び第4条につきましては、施行期日を令和8年4月1日としようとするものであります。

次に、附則第3項で、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めております。

次は、提出議案の10ページを御覧ください。

議案第114号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び12ページの議案第115号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

この2議案は、令和7年人事院勧告の趣旨に鑑み、議会議員及び特別職職員の期末手当を改定するため、関係条例の所要の改正をしようとするものであり、改正の内容が同一でありますので、併せて御説明申し上げます。

改正の主な内容といたしましては、第1条において、令和7年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の167.5から100分の172.5に改定し、第2条において、令和8年度以後の期末手当の支給割合につきまして、第1条で引き上げた100分の172.5から100分の170に改定しようとするものであります。

なお、附則第1項及び第2項において、第1条の改正後の期末手当の支給割合については、公布の日から施行し、令和7年12月分から適用するとともに、第2条の施行期日を令和8年4月1日にしようとするものであります。

また、附則第3項において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めているところであります。

次は、提出議案の14ページを御覧ください。

議案第116号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億2,993万3千円を追加し、予算の総額を300億1,241万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳出の各目に人件費を計上しております。これは、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の補正であります。各目の人件費につきましては、34ページから記載してあります給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款11地方交付税1億2,987万6千円の補正につきましては、今回の補正の財源として、普通交付税を計上しようとするものです。

款15国庫支出金4万7千円の補正につきましては、国民年金事務費に係る国からの委託金を計上しようとするものです。

款16県支出金1万円の補正につきましては、国勢調査費に係る県からの委託金を計上しようとするものです。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第117号、令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、から、19ページの議案第121号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について、までの5議案につきましては、いずれも人件費についてのみの補正予算となっておりますので、別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書及び令和7年度指宿市公営企業会計補正予算書を御参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時23分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第113号～議案第121号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第113号から議案第121号までの9議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号から議案第121号までの9議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第113号から議案第121号までの9議案を一括して採決いたします。

9議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号から議案第121号までの9議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第122号上程

○議長（西森三義） 次は、日程第29、議案第122号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件1件であります。

それでは議案の提案理由につきまして、議案第122号、指宿市特別職の職員の給与に関す

る条例の一部改正について、であります。

先般、10月26日にリニューアルオープンいたしましたヘルシーランド温泉保養館の大規模改修工事におきまして、安全対策をより高めるために手直し工事及び追加工事を実施した結果、これまで以上に安全・安心かつ快適に利用できる施設へとリニューアルすることができ、利用される方々からも好評を頂いているところであります。しかしながら、当初の予定よりもオープンが大幅にずれ込み、時間及び経費が掛かってしまい、早期の再開を楽しみにしていた方々に多大な御迷惑をお掛けしたことも事実であります。今回、責任の所在を明らかにするとともに、猛省を促し、再発防止を確実なものにするために、市長及び副市長の給料を減額すべく、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（渡部徹也）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして追加して御説明申し上げます。追加提出議案の20ページを御覧ください。

議案第122号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、市長及び副市長の給料の減額措置を講ずるため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、21ページを御覧ください。

附則において、現在、減額措置を講じている特別職の職員の給料月額について、減額の割合を市長においては15%から25%へ、副市長においては7%から12%として、それぞれ令和8年1月分の給料を減額して支給するよう改正しようとするものであります。

なお、施行期日は令和8年1月1日としているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第122号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

**○議長（西森三義）** これより、議案第122号に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第122号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第122号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

**○8番議員(恒吉太吾)** この議案第122号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

今回、いろいろな問題が起こり、その責任を取るという形で減額という形になっておりますが、市長としてもっと地道で地味かもしれませんが、違う方法があるのではないかという立場から反対討論といたします。

**○議長(西森三義)** ほかにありませんか。

**○4番議員(前原五男)** 一生懸命考えた結果の設計だったんでしょから、それが結果として、責任はある程度、口頭ぐらいで私はいいと思いますけれども、この数字として、給与減額としての、そのような提案は反対いたします。

**○議長(西森三義)** ほかにありませんか。

**○13番議員(新川床金春)** 今、職員の給与に関する条例の一部改正ということで出ましたけれども、委員会の中でもなぜパース図がなかったのか。実際、工事する者が、何も分からないで、まああそこだけで7億ぐらいですかね、その事業をしているんですけども、実際、その責任を市長はじめ幹部しか受けないということはですね、私は納得できませんので反対します。

**○16番議員(前之園正和)** いわゆる、言うならば責任を感じて減額をしようとするには、理解をするわけですが、この程度のと申いましょうか、これの減額でもうあとは水に流さんばかりのことで対処できるような内容ではなかったということを鑑みれば、不十分な内容だということの意味を含めて、反対をいたします。

**○議長(西森三義)** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第122号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成8人、反対8人で、以上のとおり、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において、議案第122号は可否を裁決いたします。

議案第122号は、可決と裁決いたします。

#### △ 議会活性化等調査特別委員会の調査結果報告の件（委員長報告、質疑）

○議長（西森三義） 次は、日程第30、議会活性化等調査特別委員会の調査結果報告の件を議題といたします。

議会活性化等調査特別委員長の報告を求めます。

○議会活性化等調査特別委員長（田中健一） 1.はじめに、昨今の地方議会を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、時代の流れに沿って多様化、複雑化する住民ニーズや地域課題に対応するためには、これまで以上に広範囲にわたる専門性や知識が求められております。本市議会では、地方議会を取り巻く環境の変化に対応するため、令和6年9月に議会活性化等調査特別委員会を設置し、議会活性化への取組について、幅広く議論を行ってまいりました。これまで22回の特別委員会を開催し、指宿市議会に関する市民アンケート調査や、枕崎市議会及び日置市議会への視察を行ったほか、全国の人口規模類似市のほか、県内他市の情報を収集し、議会活性化を図るため、様々な観点から議論を行い、議員定数、議員報酬及び委員会構成等について検討結果をまとめましたので、ここに報告いたします。

5ページを御覧ください。4.協議結果について、申し上げます。（1）議員定数について。

（2）議員報酬について。（3）委員会構成等については、令和7年1回定例会から第3回定例会において中間報告をさせていただいた内容となっておりますので、今回はその他の調査事項について報告をいたします。

7ページを御覧ください。まず、（4）委員会における附帯意見について。本市議会では、委員会における審査の流れとして、執行部による説明の後に質疑応答を行い、その後に委員からの意見を求めるという流れを部署ごとに繰り返し、委員会が所管する全ての部署が終了した後に、討論・表決となっております。委員個人の意見を求める流れを変え、必要に応じて委員の意見を集約し、委員会の附帯意見として本会議で報告することについて、県内他市

の状況を調査し、委員の意見を出し合い、慎重に議論を重ねた結果、①従来どおり、委員会において委員個人の意見を求めることとする。②全委員の意見が一致できる内容であれば、委員会として附帯意見を付けることができるものとする。③附帯意見については、会議規則や議会運営に関する申合せ事項等に明記することなく運用していくこととする。以上を決定いたしました。

次に、(5) 請願・陳情の一部採択等について。本市議会では、会議規則等に請願・陳情の一部採択等について規定しておらず、請願・陳情の表決結果は採択又は不採択いずれかとなっております。請願・陳情の表決結果において、一部採択等の選択肢を設けることについて、県内他市の状況を調査し、議員の意見を出し合い、慎重に議論を重ねた結果、①評決結果として採択及び不採択に加え、一部採択とすることができるものとする。②一部採択については、会議規則や議会運営に関する申合せ事項等に明記することなく運用していくこととする。以上を決定いたしました。

次に、(6) 議員の請負状況の公表について。議員のなり手不足に対応する目的で、令和4年に地方自治法が改正され、議員個人が当該自治体に対して、年間300万円の範囲内で請負をすることが可能となりました。議会の透明性を高める目的で、議員の請負状況を公表することについて、県内他市の状況を調査し、議員の意見を出し合い慎重に議論を重ねた結果、改選後の議会において、公表する方向で、引き続き調査するよう申し送ることを決定いたしました。

次に、(7) 議会版BCPについて。大規模災害や感染症拡大等の非常時において、議会の機能維持を図るためには、組織体制や議員の行動基準等について定める必要があります。議会版BCPの策定について、県内他市の状況を調査し、委員の意見を出し合い慎重に議論を重ねた結果、改選後の議会において策定する方向で、引き続き調査するよう申し送ることを決定いたしました。

5. まとめ。本特別委員会は地方議会を取り巻く環境の変化に対応するため、様々な観点から議論を行ってまいりました。その結果、行財政運営のチェック機関としての役割を十分に果たすとともに、市民に開かれた議会活動を推進していくためには、議会運営等の改革による議会の活性化に加えて、性別・年齢・職業に偏りなく、多様な人材が議員として活躍できる環境づくりが必要であるとの観点から、議員定数及び議員報酬の見直しについての結論を導き出しました。このほか、効率的かつ的確な議案審査を行うための委員会構成の見直しに加え、委員会における附帯意見や請願・陳情の一部採択についての結論を導き出しております。一方、議員の請負状況の公表や議会版BCP策定については、十分に議論を尽くすことができず、改選後の市議会へ申し送ることといたしました。改選後の市議会においては、より一層市民の声を聴き、市執行部との協議を深め、更なる環境の変化を想定して長期的な視点で議会改革を進め、本特別委員会において申し送りとなった案件についても、速やかに取

り組んでいただくよう期待いたします。

最後に、改選後の市議会議員は現行より定数が減となり、報酬が増となった環境で任期がスタートいたします。議員個人の責任は更に増してくるものと認識をしており、本市議会を取り巻く環境の変化に対応するためには、議員自らがより一層の自己研鑽に努める必要があります。また、本市議会としても、環境の変化により改善すべき点が生じた場合には、議員が相互に補いながら協力し、スピード感をもって対応する必要があります。今後、全議員が一致団結し、市民の負託に応えるとともに、議会活動の活性化を図り、開かれた議会の実現に取り組むことを強く要望し、最終報告といたします。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時49分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、議会活性化等調査特別委員会の調査は終了いたしました。

#### △ 議員派遣の件

○議長（西森三義） 次は、日程第31、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、令和8年1月20日、鹿児島市で開催されます鹿児島県市議会議長会主催の議員研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### △ 議長挨拶

○議長（西森三義） 令和7年第4回指宿市議会定例会の閉会にあたり、御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、本日までの25日間にわたり、多くの案件を終始熱心に御審議いただき、ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力はもとより、執行部におかれましても、円滑な審議に御協力いただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。審査の過程において、議員各位から出されました意見、要望等につきましては、十分に尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思います。

さて、来年1月は、新市施行後6度目となる市長、市議会議員選挙が行われます。再度の立候補をされる方におかれましては、見事当選の榮譽を勝ち取られますよう心から祈念いたします。また、今期を最後に勇退される方におかれましては、長年にわたり、指宿市の市政発展に尽力されました御労苦に対しまして、心から敬意と感謝の意を表します。勇退後も健康に十分留意されまして、ますます御壮健で御活躍されますことを祈念いたします。

結びに、閉会にあたり、改めて御礼申し上げます。本日まで無事に議長の職を全うすることができましたことは感無量であります。この2年間、職責の重さを常に感じる毎日でしたが、充実した時間を過ごすことができました。改めて皆様方に心から御礼を申し上げますとともに、指宿市政がより一層発展されますことを切に願ひまして、挨拶といたします。ありがとうございました。

この際、市長より発言の申出がありますので、発言を許可いたします。

#### △ 市長挨拶

○市長（打越明司） 令和7年第4回指宿市議会定例会の閉会にあたりまして、議長の方から発言のお許しをいただきましたので、一言、御挨拶をさせていただきたいと思ひます。

去る11月25日に開会されました、この令和7年第4回指宿市議会定例会も、本日をもっていよいよ最終日であります。今議会に提案いたしました案件について、本会議並びに各常任委員会におかれまして、それぞれ慎重な審議を尽くした上で、全ての議案につきまして議決を賜りましたことに、まずは厚く御礼を申し上げます。そして、議員の皆様方も、そして、私自身も、令和4年2月12日から与えられました4年間の任期、最後の定例会ということであり、この4年間の間の議員各位の皆様方の本当に真摯な議会活動に対して、心から敬意と感謝を申し上げたいと思ひます。この間、私どもにも議員の皆さんから貴重な御意見や御指導をいただいてまいりました。そういう中で市政を運営できましたことを、ありがたく感じているところであります。今期をもって勇退をされる方々がおられます。それぞれ活動期間に違いはありますが、本当に長年にわたる議員活動の中で、数々の御労苦や実績、心から敬意を表し、厚く御礼を申し上げたいと思ひます。任期満了直前の議会ということで、それぞれの議員の方々には、誠に感慨深いものがあるだろうと拝察をいたしておりますけれども、是非、今後とも健康に留意されながら、引き続き、指宿市市政発展のために、温かい御指導、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、引き続き立候補され

る議員の皆様方には、それぞれの御奮闘を心からお祈り申し上げ、再びこの議場で席をともにし、指宿市議会の活性化と市政発展を更に推し進められるように念願をする次第であります。

あと僅かで新しい年を迎えることとなります。60年ぶりの丙午という年の干支の年であります。極めて活発な、極めて勢いが出る年だというふうに使われています。そしてまた、重ねて、ちょうど市政施行20周年という節目の日を迎えることとなります。この新しく迎える年が、本当に皆様方にとって、そして、指宿市、あるいは指宿市民にとってすばらしい一年になることを心から願っているところであります。

結びにあたりまして、改めて皆様方の御健勝、今後、ますますの御活躍を心からお祈り申し上げます。御挨拶としたいと思います。ありがとうございました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（西森三義） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、あわせて、令和7年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 田 中 健 一

議 員 吉 村 重 則

## 参 考 资 料

# 議 員 派 遣 書

令和 7 年12月19日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 令和 8 年 1 月20日 (1 日間)

(3) 派遣議員 議長 ほか16人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。